

目 次

◎第3回臨時会

○5月2日（第1号）

日程第1	仮議席の指定について	4
日程第2	議長選挙	4
追加日程第1	議席の指定について	6
追加日程第2	会議録署名議員の指名について	6
追加日程第3	会期の決定について	6
追加日程第4	副議長選挙	7
追加日程第5	一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について	8
追加日程第6	総務厚生・建設文教常任委員会委員の選任について	9
追加日程第7	議会運営委員会委員の選任について	11
追加日程第8	議会広報編集常任委員会委員の選任について	13
追加日程第9	各種委員等の推薦について	14
	①三股町都市計画審議会委員	14
	②三股町企業立地促進審議会委員	14
	③三股町環境審議会委員	14
	④三股町緑化計画審議会委員	14
	⑤三股町国民健康保険運営協議会委員	14
	⑥三股町公共下水道事業運営審議会委員	14
	⑦三股町土地開発公社理事	14
	⑧民生委員推せん会委員	14
追加日程第10	議案第40号について	14
追加日程第11	議案第41号から議案第51号までの11議案一括議題	15
追加日程第12	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	27
追加日程第13	議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について	27

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成23年 第3回臨時会 (5月)	議案第40号	監査委員の選任について	原案同意	5月2日
〃	議案第41号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例）	原案承認	5月2日
〃	議案第42号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認	5月2日
〃	議案第43号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町一般会計補正予算（第10号））	原案承認	5月2日
〃	議案第44号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	原案承認	5月2日
〃	議案第45号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号））	原案承認	5月2日
〃	議案第46号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号））	原案承認	5月2日
〃	議案第47号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））	原案承認	5月2日
〃	議案第48号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））	原案承認	5月2日
〃	議案第49号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））	原案承認	5月2日
〃	議案第50号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号））	原案承認	5月2日
〃	議案第51号	平成23年度三股町一般会計補正予算（第2号）	原案可決	5月2日

◎第4回臨時会

○5月31日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	33
日程第2	会期決定の件について	33
日程第3	議案第52号から議案第53号までの2議案一括議題	34
日程第4	質疑	40
日程第5	討論・採決	40

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成23年第4回臨時会(5月)	議案第52号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町税条例の一部を改正する条例)	原案承認	5月31日
〃	議案第53号	工事請負契約の締結について	原案可決	5月31日

◎第5回定例会

○6月10日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	45
日程第2	会期決定の件について	45
日程第3	議案第54号から議案第58号までの5議案及び意見書案1件並びに報告3件一括上程	46

○6月14日(第2号)

日程第1	総括質疑	52
日程第2	常任委員会付託	53
日程第3	意見書案第5号の質疑・討論・採決	53
日程第4	農業委員会委員の推薦について	54

○6月20日(第3号)

日程第1	一般質問	58
	7番 上西 祐子君	58
	1番 池邊 美紀君	72
	2番 佐澤 靖彦君	91

4番 内村 立吉君	98
6番 指宿 秋廣君	102

○6月21日（第4号）

日程第1 一般質問	113
5番 福永 廣文君	113
10番 池田 克子君	117

○6月22日（第5号）

日程第1 追加議案の取扱いについて	136
日程第2 常任委員長報告	137
日程第3 質疑	139
日程第4 討論・採決（議案第54号から議案第58号）	139
日程第5 議案第59号上程	142
日程第6 議案第59号（質疑・討論・採決）	144
日程第7 議員派遣の件について	146

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成23年 第5回定例会 (6月)	議案第54号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	6月22日
〃	議案第55号	平成23年度三股町一般会計補正予算 (第2号)	原案可決	6月22日
〃	議案第56号	平成23年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第1号)	原案可決	6月22日
〃	議案第57号	平成23年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	6月22日
〃	議案第58号	平成23年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第1号)	原案可決	6月22日

平成23年 第5回定例会 (6月)	意見書案 第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案)	原案可決	6月14日
〃	報告第1号	平成22年度三股町一般会計繰越明許 費繰越計算書の報告について		
〃	報告第2号	三股町土地開発公社の平成23年度事 業計画及び予算		
〃	報告第3号	三股町土地開発公社の平成22年度事 業決算の報告について		
〃	議案第59号	工事請負契約の締結について	原案可決	6月22日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	上西 祐子	1 町の防災、防疫体制の見直しについて	① 東日本大震災で津波・原発事故等大災害が発生し、本県でも口蹄疫・新燃岳噴火と度重なる災害に見舞われた。こうした事態に備えた対策は十分に行われているのか ② 昨年6月議会で危機管理体制、マニュアルを用意すべきではないかと質問したが、どのように取り組まれたのか ③ 高齢者家庭、障がい者のいる世帯の避難支援はどうしているのか ④ 保育所・児童館・学校など公共施設の防災、耐震は万全となっているのか	町 長
		2 他自治体と隣接する地域の諸問題の処理のあり方について	① 都城市と三股町の境目に住む住民がトラブルや要望などがある場合、行政との対処でわからない面がある。市と町との行政間の協議などどのようにしているのか伺いたい	町 長

2	池邊 美紀	1 長田地区の過疎対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在の長田地区の住民数、長田小の過去20年（5年ごとの）児童数の推移、長田住宅の空き状況について伺う ② これまでの過疎対策と取り組み状況を伺う ③ 今後の長田地区における過疎対策の方針を問う 	町 長
		2 三股町の観光について	<ul style="list-style-type: none"> ① 椎八重公園にキャンプ場をつくる計画を考えられないか ② 現在ブルーベリーの体験型観光が伸びているが、これらを伸ばすためにブルーベリーの苗木導入の補助を考えられないか ③ 食から発信する観光を検討してはどうか ④ 南九州大学や町内企業と連携して産学官の連携で地域おこしにつながる観光の研究の必要性を問う 	町 長
		3 企業誘致について	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在の企業誘致はどのように行っているのか。また、今後の予定があるのか ② 都城市の企業誘致の状況と対策の違いを伺う ③ 町長の企業誘致の目標と方針はどのようなものか 	町 長
		4 町の財政状況について	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師会病院、クリーンセンターなどの負担金による地方債の予測からみる今後5年間の見通しと方針について伺う ② 福祉に力を入れている行政運営であるがそのPRはなされているか ③ 財政的な見地から戦略的に友好的な補助金を獲得するための部署が必要と考えるが、町長の考えはどのようなものか 	町 長
		5 公民館加入率について	<ul style="list-style-type: none"> ① 公民館加入率と具体的な対策を問う 	町 長
		6 陸上施設について	<ul style="list-style-type: none"> ① タータン（全天候型陸上施設）の必要性をどのように考えているか 	町 長

3	佐澤 靖彦	1 町内宿泊施設の問題について	① 体育、文化とも立派な施設があるのに、団体関係が宿泊する場所が全くないとの関係者からの要望があるがどのように考えるか	町 長
		2 三股町の下水道処理施設内の土地活用について	① 施設内の空間を地域の多目的広場として利用は無理なのか	
4	内村 立吉	1 三股町の財政について	① 自立を選んだ本町の財政力は県内の他の町村と比較してどのような状況にあるか	町 長
		2 三股町の福祉施策について	① これまでの金銭給付や施設中心の福祉施策から地域福祉、在宅福祉へとまた、サービスを必要とする全ての人を対象とした福祉施策へと移行されています。このことに対して、本町の取り組み方福祉施策について町長の考えを伺う	町 長
5	指宿 秋廣	1 町長・町議会の投票率アップについて	① 本町の選挙における投票率アップについて検討及び対策をどのように講じられる考えか ② 三股町に住んでいるという自覚とまた住み続けたいと考えてもらうためには、住民参加型の行政が必要と考えられるが、今後はどのような施策を講じられる考えか	選挙管理委員会委員長 町 長
6	福永 廣文	1 高齢者の一般路線バス料金の助成について	① 都城市が実施しているような一般路線バス料金助成措置は出来ないか伺う ② 都城市が宮崎交通と契約している内容はどうなっているのか ③ 本町が都城市と同程度の内容で契約すると金額はどのくらいになるか ④ くいまーるの路線見直しをして経費の軽減はできないか	町 長

7	池田 克子	1 長田地域の過疎対策について	<p>① 長田小の児童生徒は年々減少している。入学児童生徒の増加にむけた対策は検討しているのか問う</p> <p>② 過疎地域定住促進の対策として、長田地域に公営住宅を新設できないか問う</p> <p>③ 長田地域の環境にあった企業を誘致すれば地域の活性化につながると思う。長田地域への誘致と現在の誘致企業計画を問う</p>	町 長
		2 地球温暖化防止対策の充実について	<p>① 「第5次三股町総合計画」の基本計画に「持続可能な循環型社会の形成」が設定されているが、その中に「地球温暖化防止計画の策定をする」とある。その内容について問う</p> <p>② 「地域温暖化対策推進法」による本町の温室効果ガスの削減目標は設定されているのか。また、目標達成への取組みについて問う</p> <p>③ 太陽光発電を公共施設へ導入する計画について問う</p>	町 長

三股町告示第17号

平成23年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年4月27日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成23年5月2日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

議事日程（第1号）

平成23年5月2日 午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長選挙

追加日程第5 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

追加日程第6 総務厚生・建設文教常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 議会広報編集常任委員会委員の選任について

追加日程第9 各種委員等の推薦について

①三股町都市計画審議会委員

②三股町企業立地促進審議会委員

③三股町環境審議会委員

④三股町緑化計画審議会委員

⑤三股町国民健康保険運営協議会委員

⑥三股町公共下水道事業運営審議会委員

⑦三股町土地開発公社理事

⑧民生委員推せん会委員

追加日程第10 議案第40号について

追加日程第11 議案第41号から議案第51号までの11議案一括議題

追加日程第12 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第13 議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

- 追加日程第1 議席の指定について
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第3 会期の決定について
- 追加日程第4 副議長選挙
- 追加日程第5 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について
- 追加日程第6 総務厚生・建設文教常任委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 議会広報編集常任委員会委員の選任について
- 追加日程第9 各種委員等の推薦について
- ①三股町都市計画審議会委員
 - ②三股町企業立地促進審議会委員
 - ③三股町環境審議会委員
 - ④三股町緑化計画審議会委員
 - ⑤三股町国民健康保険運営協議会委員
 - ⑥三股町公共下水道事業運営審議会委員
 - ⑦三股町土地開発公社理事
 - ⑧民生委員推せん会委員
- 追加日程第10 議案第40号について
- 追加日程第11 議案第41号から議案第51号までの11議案一括議題
- 追加日程第12 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 追加日程第13 議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

出席議員（12名）

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員（なし）

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（大久保義直君） ただいまの出席議員は12名であります。
投票用紙を配付いたします。投票用紙配付。

〔投票用紙配付〕

- 臨時議長（大久保義直君） 配付漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（大久保義直君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

- 臨時議長（大久保義直君） 点検の結果、異状なしと認めます。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。白票は無効とします。
なお、発表は申し合わせのとおり最高得点者のみ発表することにいたします。
なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入をお願いします。
それでは、仮議席の1番、池邊君より順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

- 臨時議長（大久保義直君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○臨時議長（大久保義直君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、仮議席1番、池邊君、仮議席12番、桑畑君の2人を指名をいたします。
なお、開票事務は事務局職員で行います。

〔開票〕

- 臨時議長（大久保義直君） それでは、選挙の結果を発表します。
投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票はすべて有効投票で、最高得票者は山中君、投票は8票であります。この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により、3票であります。したがって、山中君が議長に当選をされました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（大久保義直君） ただいま議長に当選されました山中君に、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。山中君、議長当選受諾のあいさつをお願いいたします。

〔議長 山中 則夫君 登壇〕

○議員（仮議席 11 番 山中 則夫君） おはようございます。一言、議長就任のごあいさつを申し上げます。

先ほど、議会構成に当たり、不肖私が議長に推挙されました。まことに光栄でありますとともに責任の重さをひしひしと感じております。議会は、ご承知のとおり円滑に運営していくためには議長 1 人の力では不可能でありまして、その点は十分に自覚しております。今後皆様方のご支援、ご協力がなければ円滑に運営することはできないと思っております。また、議長の職務に当たりまして、それを遂行するには私は中立公平を最終目標といたしまして対処していきたいと思っておりますので、何とぞ、重ねて申し上げますが、議員各位のご支援、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます、要を得ませんが、議長就任のあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（大久保義直君） 議長選挙も無事に終わり、これで臨時議長の職務を終了することができました。各位のご協力に対して深く感謝を申し上げます。

それでは、山中君、議長席にお着きください。

○議長（山中 則夫君） よろしく願いいたします。

それでは、早速議事進行してまいります。

ここで、追加日程表を配付いたします。——日程表の配付漏れはありませんか。

これより、追加による議事日程に入ります。

追加日程第 1. 議席の指定について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、ただいまご着席の議席をそれぞれの議席と指定いたします。

追加日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、1 番、池邊君、12 番、桑畑君の 2 人を指名します。

追加日程第 3. 会期の決定について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第 3、会期についてお諮りします。

今臨時会の会期は、本日 1 日間とすることにし、今回提案される議案第 40 号から 51 号の 12 議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることにし、議案第40号から第51号の12議案については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決定いたしました。

追加日程第4. 副議長選挙

○議長（山中 則夫君） 追加日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、議長選挙と同じ方法で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（山中 則夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（山中 則夫君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

なお、白紙は無効とします。

また、発表は申し合わせどおり最高得票者のみの発表といたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入をお願いします。

それでは、1番、池邊君より順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（山中 則夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、2番、佐澤君、10番、池田さんを指名をします。

〔開票〕

○議長（山中 則夫君） それでは、選挙の結果を発表します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。このうち有効投票11票、無効投票数1票。有効投票のうち最高得票者は池田さんで、投票は9票であります。この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により、3票であります。よって、池田さんが副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山中 則夫君） ただいま副議長に当選されました池田さんに対し、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。池田さん、副議長当選受諾のあいさつをお願いします。

〔副議長 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） ただいま皆様より、副議長という重責を推薦いただきました。これよりは、議長を補佐いたしまして、精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（山中 則夫君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時36分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時48分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第5. 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第5、一般会計予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会には、委員会条例により4つの常任委員会があり、まず、一般会計予算・決算常任委員会の選任を行います。任期2年、定数12名による一般会計予算・決算常任委員会の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指定することになっております。

お諮りします。議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することに決しました。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。また、議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会の事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務とその職責の上から、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長は、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退することに決しました。

それでは、これより一般会計予算・決算常任委員会の正副常任委員長を委員会条例第8条の規定により、互選していただきたいと思います。議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、副議長は、議長に事故あるとき、議長の代理を務めますので、委員長としての兼務は適当でないとの見解があります。よって、委員長互選に当たっては、そのように対処をお願いいたします。

しばらく本会議を休憩いたします。

午前10時51分休憩

〔一般会計予算・決算常任委員会正副委員長互選〕

午前11時03分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

互選の結果を発表します。

発表はこれ以降、局長にいたさせます。

○事務局長（上村 陽一君） それでは、発表します。

一般会計予算・決算常任委員会の委員長に上西議員、副委員長に福永議員、以上でございます。

追加日程第6. 総務厚生・建設文教常任委員会委員の選任について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第6、総務厚生・建設文教の両常任委員会委員の選任を行います。

総務厚生・建設文教の両常任委員会の委員の定数はそれぞれ6名で、委員の任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。総務厚生・建設文教の両常任委員会委員の指名については、慣例により、各議

員から希望をとり、それを基準として正副議長で調整し、指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、総務厚生・建設文教の両常任委員会委員の指名については、それぞれの希望を取りまとめ、それを基準として正副議長で調整し、指名することに決しました。

なお、特定の委員会に希望が集中し、その調整が難航することも予想されますので、最終判断は議長にご一任お願いいたします。

それでは、希望調書を配付しますので、必ず希望する委員会に丸印をつけてください。また、名前の記載漏れがないようにお願いします。

〔希望調書配付〕

○議長（山中 則夫君） 回収いたします。いいですか。

それでは、正副議長で調整いたします。

しばらく本会議を休憩します。

午前11時07分休憩

〔常任委員会委員希望調整〕

午前11時28分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいま、正副議長で調整を行いましたので、その結果を発表します。

○事務局長（上村 陽一君） それでは、発表します。

総務厚生常任委員会ですが、池邊議員、指宿議員、上西議員、重久議員、山中議員、桑畑議員。次に、建設文教常任委員会、佐澤議員、堀内議員、内村議員、福永議員、大久保議員、池田議員。以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ただいま発表のとおり、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの指名のとおりそれぞれの常任委員会委員に選任いたします。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。また、議長は同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の

整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務とその職責上から、総務厚生常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長は、総務厚生常任委員会の委員を辞退することに決しました。

総務厚生・建設文教の両常任委員会の正副常任委員長は、委員会条例第8条の規定により、各常任委員会においてそれぞれ互選することになっております。ただいまから常任委員会ごとに互選していただきたいと思いますが、議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。また、広報編集常任委員会委員、議会運営委員、その他の委員もあわせて選出していただきたいと思えます。

なお、互選の結果は、議長に速やかにご報告をお願いします。

しばらく本会議を休憩します。

午前11時31分休憩

.....
〔各常任委員会正副委員長互選〕
.....

午後0時00分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

正副委員長の互選結果が決まりましたので、発表します。

○事務局長（上村 陽一君） それでは、発表します。

総務厚生常任委員会の委員長が指宿議員、副委員長が池邊議員でございます。

それから、建設文教委員会の委員長が福永議員、副委員長は佐澤議員でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ここで、昼食のため、1時30分まで休憩いたします。

午後0時02分休憩

.....
午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....
追加日程第7. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の定数は5人で、任期は2年となっております。委員の選任については、

委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長と総務厚生及び建設文教の両常任委員会からそれぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長と総務厚生及び建設文教の両常任委員会からそれぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することに決しました。

それでは、総務厚生・建設文教の両常任委員会より議会運営委員会委員を選出いただいておりますので、発表いたします。

○事務局長（上村 陽一君） それでは、発表します。

議会運営委員会委員、総務厚生常任委員会から指宿議員、桑畑議員、建設文教常任委員会から福永議員、内村議員、一般会計予算・決算常任委員会委員長の上西議員、以上5名です。

○議長（山中 則夫君） ただいま発表しました5人を議会運営委員会委員に指名したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会運営委員に選任いたします。

ここで、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、互選の結果は直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。

午後1時31分休憩

.....
〔議員運営委員会正副委員長互選〕
.....

午後1時33分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議会運営委員会より、正副委員長の互選結果の報告がありましたので発表します。

○事務局長（上村 陽一君） それでは、発表します。

議会運営委員会の委員長が桑畑議員、副委員長が指宿議員、以上でございます。

追加日程第8. 議会広報編集常任委員会委員の選任について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第8、議会広報編集常任委員会委員の選任を行います。

議会広報編集常任委員会委員の定数は4人で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報編集委員会委員の指名については、総務厚生・建設文教の両常任委員会より2人ずつを選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集常任委員会委員の指名については、総務厚生・建設文教の両常任委員会より2人ずつを選任することに決しました。

それでは、総務厚生・建設文教の両常任委員会より議会広報編集常任委員会委員を選出させていただいておりますので、発表します。

○事務局長（上村 陽一君） 議会広報編集常任委員会委員、総務厚生常任委員会から桑畑議員、池邊議員、建設文教常任委員会から池田議員、堀内議員でございます。

○議長（山中 則夫君） ただいま発表しました4人を議会広報編集常任委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会広報編集常任委員会委員に選任いたします。

ここで、議会広報編集常任委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、互選の結果は直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。

午後1時36分休憩

.....
〔議会広報編集常任委員会正副委員長互選〕
.....

午後1時37分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議会広報編集常任委員会より、正副委員長の互選の結果の報告がありましたので発表します。

○事務局長（上村 陽一君） それでは、発表します。

議会広報編集常任委員会の委員長が池田議員、副委員長が堀内議員でございます。

追加日程第9. 各種委員等の推薦について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第9、各種委員等の推薦を行います。

議事日程に掲載しておりますが、4つの審議会、1つの協議会及び1つの推薦会並びに土地開発公社の理事について、町長より委員の推薦依頼が来ております。議会としては、円滑な議会活動を図る観点から、議会の組織、委員会構成等を考慮して、委員の人選をしているのが慣例となっております。

それでは、常任委員会ごとに人選をいただいておりますので、発表します。

○事務局長（上村 陽一君） それでは、発表します。

三股町都市計画審議会委員に、議長と重久議員、大久保議員の3名でございます。

三股町企業立地促進審議会委員に、議長と池邊議員、池田議員の3名。

三股町環境審議会委員に、議長と桑畑議員、内村議員の3名。

三股町緑化計画審議会委員に、議長と上西議員、堀内議員の3名。

三股町国民健康保険運営協議会委員に、上西議員、池邊議員、大久保議員の3名。

三股町公共下水道運営審議会委員に、議長と指宿議員、佐澤議員の3名です。

土地開発公社理事に、議長と重久議員、福永議員の3名です。

民生委員推薦会委員に指宿議員の1名。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ただいま発表しました議員をそれぞれの審議会、協議会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、協議会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することに決しました。

それでは、本会議を1時55分まで休憩します。

午後1時41分休憩

午後1時55分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで、議案を配付します。地方自治法第117条の除斥に該当しますので、重久君は退場願います。

〔9番 重久 邦仁君 退場〕

追加日程第10. 議案第40号について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第10、議案第40号「監査委員の選任について」を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 議案第40号「監査委員の選任について」、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承知のように、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者のうちから1人と、議会議員の中から1人をそれぞれ選任することになっております。そこで、議会選出の監査委員については、その任期が議会議員の任期によるとされておりますので、4月30日付で任期満了となり、本日現在、空席となっているわけでありまして。本日の初議会において、先ほど正副議長が決定し、引き続き各正副常任委員長、常任委員などの議会構成が行われたようではありますが、この構成等を勘案しながら、議会選出の監査委員として重久邦仁氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。よろしくご同意くださるようお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） ここで、お諮りします。本案は、先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意条件でありますので、質疑・討論を省略して採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、本案については、質疑・討論を省略して採決することに決しました。

それでは、採決を行います。議案第40号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案に同意することに決しました。

重久君の除斥を解除します。

〔9番 重久 邦仁君 入場〕

追加日程第11. 議案第41号から議案第51号までの11議案一括議題

○議長（山中 則夫君） 追加日程第11、議案第41号から議案第51号までの11議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 平成23年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号から第50号までの10議案については、すべて去る平成23年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第41号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の交付により、三股町国民健康保険条例の一部改正を行ったものであり、改正の内容は、出生育児一時金35万円を39万円にし、特例を削除するものであります。

次に、議案第42号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、三股町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものであり、改正内容は、賦課限度額の変更であります。

次に、議案第43号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第10号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額86億1,268万6,000円に、歳入歳出それぞれ2億2,448万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,717万3,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、収入実績見込みにより、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税等は、交付決定によりそれぞれ増減補正したものであります。

国庫支出金は、交付決定により減額補正し、県支出金は実績によりそれぞれ増減額補正したものであります。

繰入金は、公共施設等整備基金等を減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項においてそれぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものであります。民生費においては社会福祉費の扶助費等の減額が主なものであります。

衛生費においては、新型インフルエンザワクチン接種事業の実績による減額が主なものであります。

農林水産業費においては、口蹄疫関係の利子補給ほか、価格差補てん費用の実績による減額が主なものであります。

諸支出金は、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の剰余分を財政調整基金及び公共施設等整備基金に積み立てるため増額補正し、予備費は、平成22年度の実質収支額を見込んで増額補正したものであります。

次に、議案第44号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額29億3,689万1,000円から、歳入歳出それぞれ1,095万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,593万8,000円としたものであります。

歳入については、国庫支出金の療養給付費負担金の増額と療養給付費等交付金の減額が主なものであります。

歳出については、保険給付費の出産育児一時金並びに葬祭費及び保健事業費の特定健康審査等事業費並びにはり・きゅう費の減額が主なものであります。

次に、議案第45号「平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額17億3,956万8,000円から、歳入歳出それぞれ1,150万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億2,806万8,000円としたものであります。

歳入については、介護保険料を、歳出については、保険給付費を主に減額したものであります。

次に、議案第46号「平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額1,494万5,000円から、歳入歳出それぞれ122万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,372万1,000円としたものであります。

歳入については、サービス収入を、歳出については、サービス事業費をそれぞれ減額したものであります。

次に、議案第47号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額4,416万7,000円から、歳入歳出それぞれ225万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,191万円としたものであります。

歳入については、使用料及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。歳出については、人件費及び委託料の減額が主なものであります。

次に、議案第48号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3,644万1,000円から、歳入歳出それぞれ112万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,532万1,000円としたものであります。

歳入については、一般会計繰入金の減額が主なものであります。歳出については、工事請負費及び委託料の減額が主なものであります。

次に、議案第49号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額2億8,878万3,000円から、歳入歳出それぞれ992万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,886万2,000円としたものであります。

歳入については、使用料の増額と一般会計繰入金の減額が主なものであります。歳出については、委託料、人件費、早期接続対策事業交付金及び水道管移設負担金の減額が主なものであります。

次に、議案第50号「平成22年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額240万9,000円に歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274万7,000円としたものであります。

歳入については、使用料の増額が主なものであります。歳出については、使用料還付金の減額と基金への積立金の増額が主なものであります。

なお、本特別会計は、平成22年度で廃止するものであります。

次に、議案第51号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第1号）」をご説明申し上げます。

本案は、去る1月に爆発的噴火を起こした新燃岳による降灰除去を実施してまいりましたが、今後、側溝等の降灰清掃を実施する必要があるため、予算の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額90億3,000万円に、歳入歳出それぞれ1,566万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,566万8,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、緊急雇用創出時臨時特例補助金を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。降灰除去については、側溝等の清掃ほか、公共施設における降灰除去費用等を増額補正するものであります。一般管理費の旅費については、去る3月に発生しました宮城県沖を震源とする東北地方太平洋沖地震の被災地に人的支援を行うための費用を増額補正するものであります。

同じく、一般管理費の委託料については、墓地損害賠償請求控訴事件の弁護士着手金を増額補正するものであります。

以上、11議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば、許します。税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） それでは、私の方から、専決第5号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第10号）」について補足説明をいたします。

予算書を見ていただきますと、1ページ目をあけていただきたいと思います。

今回の補正は、先ほど町長の提案理由にもありましたように、歳入におきましては交付決定あるいは実績等に基づいた見込みによるものでございます。それから、歳出におきましては、事業の実績あるいは入札残等の執行残等による減額補正でございます。

そこにあります、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額86億1,268万6,000円に、歳入歳出それぞれ2億2,448万7,000円を追加しまして、総額を88億3,717万3,000円とするものでございます。

中身を簡単に説明いたしますと、7ページをごらんいただきたいと思います。7ページに、総括としまして歳入の総括表がございますが、款が1町税から20の町債までそれぞれでございまして、ちょうど真ん中のところが補正予算額になるわけでございます。

まず、町税につきましては、3月までの実績に出納整理期間の5月末を見込んでの増額補正でございます。それから款の2の地方譲与税から9の地方交付税までは、国からの決定によるもの

でございます。交付決定によるものでございます。その中で、9の地方交付税、ここが、補正額が2億3,376万3,000円ということでございますが、ここが、これは特別交付税でございます。中身の大きなものとしましては、新燃岳の降灰による災害に対するものが大きく入っているところでございます。

それから、11分担金負担金等については、それぞれの実績でございます。12の使用料及び手数料につきましても、実績に基づいたものでございます。それから、13の国庫支出金、これらもインフルエンザの関係あるいは地域住宅交付金の実績等によるものでございます。マイナスの1,801万4,000円でございます。それから県の支出金、財産収入等についても決定あるいは実績によるものでございます。寄附金につきましても、降灰、まちづくり、物産館支援等の寄附によるものでございます。

それから、17の繰入金でございますけれども、8,137万2,000円を取り崩す予定でしておりましたけれども、これを最後の段階で剰余金が出た関係で、マイナスとするものでございます。それから、諸収入についても実績でございます。町債につきましても若干の実績で狂いが出ましたので、20万円ほどの減額、総体で2億2,448万7,000円の増額ということでございます。

次に、その裏の8ページを見ていただきたいと思っております。こちらが歳出の総括表でございます。款の1から14の予備費まででございますけれども、それぞれの補正額という欄を見ていただきますと、議会費であれば236万6,000円の減額というふうになっておりますが、これはそれぞれの費用の28節あるわけでございますが、そのそれぞれの執行残によるものでございます。以下、総務費、民生費、ずっとその執行残でございます。

そういう中で、13の諸支出金でございますけれども、これが逆にマイナスではございませんで、4億265万9,000円の増額というところでございます。これにつきましては、最終の剰余が出た分を公共施設あるいは財政調整基金に積み増しをするというものでございます。それから予備費におきましても、毎年次年度への繰り越しを2億から2億ちょっとを予定しておるわけでございますが、一応2億をにらんだところの剰余分の調整でございます。1億6,162万4,000円、合計の2億2,448万7,000円の増額補正という形でございます。

以下、これを3月31日をもって専決いたしました補正予算でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、議案第51号でございますけれども「平成23年度一般会計補正予算（第1号）」でございますが、これにつきまして補足説明をさせていただきます。

あけていただきまして7ページでございます。7ページのほうに、委託料63万円、損害賠償請求事件弁護士委託料というのがあるかと思えますけれども、これについてご説明をさせていただきます。

現在、本町の町営墓地でございます高才原にある墓苑高才原につきましては、つくられる墓につきまして高さ制限を設けております。縦型が180、横型が160という高さ制限があるわけでございますが、平成21年の8月に墓をつくられました鹿児島市の鹿児島墓石の方が、180センチを30センチオーバーされる210センチの墓をつくられたところでございます。そこで、それは規則違反ですということで、作り直しをしてくださいというふうに申し上げたんですけれども、役場の受付での説明が悪かったんだということで裁判を起こされたところでございます。そういう関係で、裁判が続いておりましたが、今年の2月25日に第一審の判決がくだされまして、町のほうの全面勝訴であったわけでございますけれども、また今度、法の解釈の仕方が間違っているということで、控訴をされたところでございます。それに伴いまして、1回目の1審のときにも弁護士さんに着手料ということで63万円をお支払いしたんですけれども、今回また控訴ということで、高等裁判所宮崎支部で裁判が始まりますので、それに対します着手金63万円を予算化させていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 私のほうからも、同じく議案第51号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第1号）」の一部についてご説明を申し上げたいと思います。

ページ数が同じく7ページの歳出でございますが、その中で、一般管理費の中に普通旅費を168万円増額補正をいたしております。町長のほうで、提案理由の中でご説明は申し上げましたが、これにつきましては、3月に発生しました東日本の大震災、これの関係によりまして役場の職員を人的支援という形で派遣するという事に伴いまして、旅費を組んだところでございます。この派遣については、要請がございまして、被災地のそれぞれの市町村から被災地の県を通して、そして国のほうに要請が上がったところでございますが、それを各県がそれぞれ、市においては市長会、そして町村については町村会のほうから取りまとめをして派遣要請にこたえるという形で要請があったものでございます。

本町としては、最初、保健師の避難所でのケア、そういった形で2名ほど要請がございましたので、それを決定して、5月の17日から交代で、1週間交代で派遣をするということが決定をいたしております。その後、あと一般行政事務の要請、罹災証明を出したりとか避難所での物資支援の仕分けとかいろんなものがございまして、そういったものにもこちらのほうとしても要請を受けて支援をしたいということで、旅費のほうを組んでおります。まず、保健師については、岩手県の宮古市のほうに派遣が決まっております。それから、あと一般事務の支援については、

宮城県の山元町ですか、ここの要請が来ておりまして、今、取りまとめ中でございますが、これについても4名ほどの派遣の要請が来ておりますので、そういったものの旅費の算定ということを出しております。1人当たり大体旅費が21万を想定して、8名ほど予算を組んでいたんですが、1週間で。ただ、中身が、若干一般事務については10日間の派遣ということになりましたので、中身が若干変化をしてきております。当面この旅費で対応していきたいというふうに考えておりますが、また長期にわたって支援活動というのがございますので、今後あった場合にはそれぞれの段階で補正予算を組んで対応していきたいというふうに思っております。

それともう一点、ボランティアという形で今現在、町の職員が1人行っております。これは、公費を使うんじゃないで、それぞれの団体のボランティアという形で、年休を利用して、一部休暇をとりながら派遣に応じているというところがございます。旅費については以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

引き続き、質疑・討論・採決を行います。質疑は、1議題につき5回以内となっております。

議案第41号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第41号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

議案第42号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 42号の国民健康保険条例の課税限度額が上がる議案だと思うんですが、その影響額というんですか、詳しく少し説明をお聞きしたいと思います。どういう階層の人たちがどれくらい影響を受けるのか。お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（山元 宏一君） お答えいたします。

影響額につきましては、ちょっと今出ないということなんです、影響する人たちにつきまし

てお答えいたします。基礎額につきましては、44世帯138名が影響するということとなります。後期高齢者支援等賦課限度額につきましては、53世帯146名、そして介護給付賦課限度額につきましては、43世帯78名となっております。この人数につきましては、6月に率を決めて、決定するときにまた前後する可能性があるということでもあります。この基礎数値は22年度のをもとにしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第42号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第42号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

議案第43号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町一般会計補正予算（第10号））」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 43号の39ページなのですが、口蹄疫緊急対策利子補給補助金とか価格差補てん、そのあたりが減額になっておりますが、ちょっと詳しくこの口蹄疫関係、どれぐらいの利子、何件ぐらいの人たちが利子補給を受けられたのか、その補助金対策、そのあたり少し法的な関係ですので、説明方をお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ただいまにお答えいたします。

39ページにあります口蹄疫緊急対策資金利子補給補助金につきましては、総額1,300万の融資に対して5件ということで、当初見込みより大幅に少なくなったということがございます。これについては県と町で2分の1の利子補給をするということになっております。また、その下の畜産経営体生活支援資金利子補給補助金につきましても、同じく2件の申請があったということで、これだけの減額になっております。

19 負担金補助金の価格差補てん対策事業補助金でございますが、これも町内の市場による価格差の補てんなんですが、これにつきましては——これも予想見込み、頭数自体は出しづらいでございますが、というのは時間差の関係で頭数見込みが出しづらい部分がございますけど、予想に反して、半数近くが価格差補てんに該当しなかったということになっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 同じく議案43号ですが、ページ数49ページ、教育費の中の教育振興費、運動部活動等活性化推進事業報償費が150万減額になっていて、収入の部でも17ページで教育費委託金として150万円の同額が減額されています。経緯を答弁してほしいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） これにつきましては、21年度に国の委託事業という格好で、三股中学校で実施したところですが、22年度もその委託事業を受けるということで想定しておりましたが、結果的に単年度で終わったという形になります。22年度はこの事業については、三股町は該当しなかったということでございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第43号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

議案第44号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第44号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

議案第45号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第45号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

議案第46号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号））」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第46号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

議案第47号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第47号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

議案第48号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第48号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

議案第49号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第49号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

議案第50号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第50号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

議案第51号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第51号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

追加日程第12. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第12、「議会運営委員会の閉会中の審査事項について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会後に招集される、今後の定例会または臨時会の会期、その他、議会運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は、2年間の任期中、閉会中も審査できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、今後の定例会または臨時会の会期、その他、議会運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、閉会中も審査できることに決しました。

追加日程第13. 議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（山中 則夫君） 追加日程第13、「議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会、今後の定例会、臨時会に関わる広報の編集及び発送事務については、議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、議会広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できるようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会及び今後の定例会、臨時会に関わる広報の編集及び発送事務については、議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項とし、議会広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できるように決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時42分休憩

〔全員協議会〕

午後2時52分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

上着の着用をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成23年第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 大久保義直

議長 山中 則夫

署名議員 池邊 美紀

署名議員 桑畑 浩三

三股町告示第19号

平成23年第4回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年5月27日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成23年5月31日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成23年5月31日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第52号から議案第53号までの2議案一括議題
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第52号から議案第53号までの2議案一括議題
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	渡邊 知昌君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	原田 順一君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	大脇 哲朗君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	岩松 健一君	教育課長	野元 祥一君
会計課長	重信 和人君			

午前10時00分開会

- 議長（山中 則夫君） ただいまから、平成23年第4回三股町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番、佐澤君、10番、池田さんの2人を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

- 議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。桑畑君。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

- 議会運営委員長（桑畑 浩三君） 去る5月27日10時から、議会運営委員会を開催しました。今期、平成23年の第4回三股町臨時会に提案される議題は、専決処分した事件の報告及び承認についてのほか、合わせて2件であります。この議案提出、議案の内容等を踏まえ、会期については本日1日限りとし、提案される議案第52号から第53号までの2議案については、委員会への付託を省略し、全体審議とすることにいたしました。会期については、本日1日限りであります。

以上、報告終わります。

○議長（山中 則夫君） 会期についてお諮りします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長長の報告のとおり、本日1日限りとし、提案される議案第52号から第53号までの2議案については、委員会の付託を省略し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとし、提案される議案第52号から第53号までの2議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 議案第52号から議案第53号までの2議案一括議題

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第52号、議案第53号までの2議案を一括して上程いたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成23年第4回三股町議会臨時会に上程しました各議案についての提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第52号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正をする条例）」についてご説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正が、第177回通常国会において可決され、平成23年4月27日に公布されたところであります。

今回の改正は、去る3月11日に発生しました、東日本大震災への税制上の緊急な対応として、地方税法等の一部改正が行われたところであり、これに伴い、三股町税条例の一部改正を5月6日付で専決処分したところであります。

改正の内容としましては、三股町税条例附則第25条において、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について、第26条において、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例について、第27条において、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について改正を行ったところであります。

次に、議案第53号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案については、国の地域住宅交付金等を活用して、塚原団地A棟建設を施工しようとするものであります。本建設の建築主体工事は、特定建設工事共同企業体での参加を公募し、条件つき一般競争入札を去る5月24日に実施したものであります。

入札の結果、桜木・国分特定JVが2億4,354万7,500円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決

を求めるものであります。

以上、2議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 補足説明があれば許します。税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） それでは、私のほうで、今、町長が提案いたしました件につきまして補足説明をさせていただきます。

税改正の条例改正でございますけれども、お手元に改正文と、それから新旧対照表があるかと思いますが、これを見ていただきたいと思います。

まず、税条例の一部を改正する条例ってことでございます。この上から3行目に、附則第24条の次に次の3条を加えるという形での改正でございます。

まず最初は、第25条の追加することによる改正でございますが、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、それからずっといきまして、下から七、八行目でございますでしょうか。第26条に、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例、それからあけていただきまして、上から10行目ぐらいでしょうか。第27条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等ということで、この3つが追加することによる改正となっております。

新旧対照表の表を見ていただきますと、左のほうに旧の部分がございません。いわゆる条文としては附則に新しくつけ加えたという改正の内容となっております。

それでは、条例の第25条でございますが、第25条は雑損控除等の特例ということでございまして、住宅や家財等にかかる損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする内容となっております。

それから、繰り越し期間、繰り越し可能期間を現行「3年」を「5年」とするという内容となっております。この雑損控除でございますけれども、23年度から適用するということになりますと、きょう本日でございますけれども、住民税については納付書を発送する予定でございます。第1回目が6月ですかね、ということになります。このきょう、発送するものから、もう適用になるということでございます。

住民税につきましては、1月1日に三股町に在住にしていた方が基準でございます。そして、それを2月から3月の住民税の申告において申告していただき、6月から課税するというところでございます。これが今年度からの適用になるということでございます。

それから、繰り越し可能期間を現行「3年」から「5年」とするというところでございますが、雑損控除でございますので、例えば、家が被害を受けてなくなってしまったとか、被害を受けた

という場合に、初年度で引き切れなかったものにつきましては、最高5年まで、5年間、ずっと引くことができますよということでございます。

そういう意味で、繰越し可能期間が「3年」から「5年」に、この東日本大震災に限ってでございますけれども、延びたということでございます。

三股町に、その住民の方は、例えば1月1日には三股町に住んでいらっしやったと。この方は、今年度は三股町で住民税が賦課されます。ところが、1月1日以降に東北に転出したといった場合に、向こうで震災に遭われた方は、三股町の税が適用される、いう雑損控除が適用されるということになります。

また、繰越期間が5年ですから、今年度ではなくても、来年についても適用になると。例えば、三股町に転入されてきた。今年でも、この8月でも9月でも転入されてきますと、5年間ありますので来年からは適用になっていくということでございます。そういう可能性を含んでいるということでの改正でございます。

それから次が、第26条でございます。東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例ということでございます。

住宅ローンにつきましては、新築をしましてから住宅ローンの控除があるわけでございますけれども、実際、家が建っていることが条件でございます。しかし、今、東北を見ますと、津波等で流されたところによっては、住宅が建ってないわけでございますけれども、建ってなくても適用させますよという内容になっております。

また、残存期間ですね、住宅がなくなっても、その残存期間は、住宅ローン控除を適用させますよという内容でございます。

次に、第27条でございます。東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等というこの第27条の中身でございますけれども、これにつきましては固定資産税の関係でございます。

まず、被災住宅用地の特例がございまして、大震災、東北の大震災でございますが、これにより家が住宅が、あるいは土地が住宅が損壊した場合でございますけれども、全国でございますけれども、まず、土地の中で住宅が建っている部分につきましては、住宅用地として軽減がかかっております。

しかし、東北を見ますと、家がなくなったわけでございますので、本来ならば軽減がかけられないということでございますけれども、建っているものとみなして、今後、軽減かけますよという内容でございます。

それからもう一つには、この中に住宅用地の特例でございますが、住宅用地につきましては、代替用地につきましても住宅用地とみなして、被災地にある住宅と同様、住宅用地に相当する部分

を住宅用地とみなして軽減しますよという内容でございます。

それから、家屋でございますけれども、家屋につきましても、軽減が減額がかかっているわけ
でございます、それにつきましても、やはり10年間の間に、その代替の家屋を求めた場合
には、6年間、その減額の適用がありますよという内容でございます。

この固定資産税は東北にあるわけでございますけれども、考えられる、三股町の方が適用される
考えられるものの1つとしまして、まず、共有持ちという関係がございます。例えば、兄弟で共
有をしていたという場合に、1人の人は東北に住んでいた。そして1人はこの三股町にいるとい
う形でのそういった場合の適用がございます。

それから、代替土地についても見られるわけでございますので、震災に遭われて三股町に、三
股町出身であるから、こっちに引っ越してきたといった場合に、土地を求めた場合には、それが
適用になりますよということでございます。

それから、家屋についても、こちらに引っ越してこられて、もうこちらに家をつくるといった
場合が適用になりますよということでございます。そういうことで、今回、条文の改正をするこ
ろでございます。

それから、この改正文の一番最後の附則、下から3つ、3行目でございますが、附則、この条
例は平成23年5月6日から施行すると。ただし、附則の第3条を加える改正規定、附則第
26条にかかわる分に限っては、24年1月1日から施行しますよということでございます。

これは、ここは23年4月21日に国会で可決しまして、同日に公布施行されております。し
かしながら、こちらの方への情報が十分届かない。あるいは準備不足という形で、5月6日に専
決という形でさせていただいたところでございます。

それから、附則第26条の分に係る分は、24年1月1日からですよということは、住宅ロー
ン控除については、現行を条例上で24年度までは可能という形になっております。したがって、
24年1月1日から施行という形で、24年1月1日ということは、25年度分からですよとい
う意味でございます。

以上、補足説明といたします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） おはようございます。議案第53号の案件になっております塚
原団地の概要についてご説明させていただきたいと思っております。

お手元に、平成23年度塚原団地A棟建設にかかる概要ということで資料があると思いたすの
で、その分を使って説明をさせていただきたいと思っております。

塚原団地につきましては、23年度、A棟、それから24年度、B棟ということで、2つの建
物を建設する予定になっております。今回は、A棟を建築したいということで、今回、提案して

いるわけですが、資料の中で1番に三股町塚原団地A棟建築主体工事ということで、名称等でA棟、それから倉庫棟、駐輪場棟と書いてありますが、今回は、一番上のA棟、建築主体だけの工事ということになっております。

で、建築面積が799.24平方メートル、それから延べ床面積が1,966.17平方メートル、鉄筋コンクリート造りの3階建てということで、3DKが9戸、それから2Kが29戸の計38戸を今回、建設予定となっております。

あと、倉庫から駐輪場について、また、別途発注という形で計画しておりますので、今回は建築主体ということで、A棟だけを行うということになっております。

あと、電気、機械等についても別途発注ということで計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 私のほうで、議案第53号「工事請負契約の締結について」の議案について、契約内容について説明をさせていただきたいと思います。

あけていただきますと、契約の目的として、平成23年度塚原団地A棟建築主体工事、契約の方法については、一般競争入札ということで、特定共同企業体の公募による一般競争入札ということになっております。

契約の金額が2億4,354万7,500円ということで落札されましたところは、都城市高城町桜木1693番地2、桜木・国分特定JVということになっております。

資料のほうがついておりまして、これの入札の状況として、予定価格が2億8,908万8,000円、落札価格が2億4,354万7,500円となっております。落札率にいたしますと84.24%ということでございます。入札参加者につきましては、そこに9番まで、9の特定共同企業体ということで上がっております。その中で、最低制限価格、比較価格が2億3,145万1,429円で、その最低制限価格以内での一番低い金額で入札されました桜木・国分特定JVが、2億3,195万円で入札されまして、一番低い金額ということになっております。

なお、最低制限価格以下で出された共同企業体が5社ほどございまして、この企業体については失格というふうになっております。

それで、この入札に至るまでの経過についてですが、まず、指名審査委員会を4月の15日に最初に、この件に関しての指名審査委員会をしまして、共同企業体による入札をしようということで、その方針をしたところであります。

それに基づきまして、共同企業体の資格参加基準というものを決定をいたしまして、4月の28日に、町内の地元の事業者の方にご説明を申し上げたというところでございます。

それで、あと説明にしまして、5月の2日に、この入札関係の公告を出しております。公告につきましては、お手元に資料としてございますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思いますが、この公告については、5月の2日にそれぞれ項目を示して、入札に公告をしたところでございます。

入札に付する事項、工事の概要、2番目が工事の概要、そして3番目に予定価格、そして4番目、応募形態として、特定建設工事共同企業体の参加ということにいたしております。それから6番目に、入札に参加するものに必要な資格ということで定めておりまして、その中で主なものは、次のページの2ページ目になりますが、そこの中のキ、構成員の数を2社とするということでございます。

それからケ、この中で構成員、これは代表者と構成員がございまして、構成員は町内の地元の事業者の方ということになりますが、その出資比率割合が30%以上ということで定めております。

それからコのところですが、代表者は県内の建設事業者ということになっております。構成員については町内ということになります。サのところですね。

それからスのところですが、経営規模等の評価結果通知書、いわゆる総合評定の評定値P点とありますが、これについては、代表者については850点、県が審査しているんですが、この数値が850点ということになります。それから、町内の構成員については、650点以上であることということで定めております。

それからセのところ、代表者については管理技術者を有するということと、それから構成員の町内の事業者については主任技術者を配置して、専任で工事現場に置くということにいたしております。

管理技術者は、下請の関係で建築工事については4,500万以上の下請額を有する場合は、管理技術者を置かなければならないというふうに規定がございますので、その管理技術者を代表者が、代表者のほうは配置しなければならないというようなことになっております。

それからソのところ、代表者の実績の関係ですが、これについては、共同企業体については、出資比率が50%以上の同等の同種の建築工事に携わったということが必要ですということで、その施工実績を提出していただいております。

以上、そのようなことで参加基準を定めて入札をした結果、入札が5月の24日でしたんですが、その結果が先ほどの結果ということになっております。

本議会で承認されますと、6月1日から着工ということで、1月の26日までの工期ということになっております。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

日程第4. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第4、質疑を行います。

今臨時会に提案された2議案に対しての質疑であります。なお、質疑は、会議規則により、同一の議題について臨時会及び全体審議では5回を超えることができないとなっております。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。質疑はありませんか。大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 専決処分の税条例について、ちょっとお尋ねしますが、これは、先ほどの財政課長の話じゃ、減額とか、そういうものに該当する者には送付するというようなことを言われました。（発言する者あり）言われていないか、それはいいですが、該当者が何名ぐらい、三股でおるのか、何かそういう送付するとかなんとかそういう、ちょっと耳にしたんですが、該当者がとりあえず何名ぐらいおるのか、ちょっと教えてください。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 三股町で何名いるかということで、ちょっといろいろ情報をつかもうとしたわけですが、今現在のところでは、住民票を移した方が適用になるんですね。住民票を移していらっしゃる方は、今のところ該当がないと。

ただ、逆に住民票があって、向こうに土地を共有で持っていらっしゃるとか、そういった方についても調べてみましたが今のところないという、今後、転入等は考えられるかなというふうに思いますが、現段階ではないということでございます。

○議員（8番 大久保義直君） はい。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑はありませんか。——質疑もないようですので質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第52号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正をする条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第52号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

議案第53号「工事請負契約の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時28分休憩

〔全員協議会〕

午前10時30分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成23年第4回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 佐澤 靖彦

署名議員 池田 克子

三股町告示第20号

平成23年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年6月7日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成23年6月10日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君	佐澤 靖彦君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○6月14日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○6月21日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成23年6月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第54号から議案第58号までの5議案及び意見書案1件並びに報告3件一括
上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第54号から議案第58号までの5議案及び意見書案1件並びに報告3件一括
上程
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	田中 久光君	総務課長兼町民室長	-----	渡邊 知昌君
地域政策室長	-----	西村 尚彦君	税務財政課長	-----	原田 順一君
町民保健課長	-----	山元 宏一君	福祉課長	-----	大脇 哲朗君
産業振興課長	-----	丸山浩一郎君	都市整備課長	-----	下沖 常美君
環境水道課長	-----	岩松 健一君	教育課長	-----	野元 祥一君
会計課長	-----	重信 和人君			

午前10時00分開会

- 議長（山中 則夫君） ただいまから、平成23年第5回三股町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番、堀内君、8番、大久保君の2人を指名します。
-

日程第2. 会期決定の件について

- 議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。
議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。
〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕
- 議会運営委員長（桑畑 浩三君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。
去る6月7日、議会運営委員会を開き、本日招集されました平成23年第5回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。
今期定例会に提案されました議案は、国民健康保険条例の一部を改正する条例ほか計5件、及び意見書1件、並びに報告3件であります。
この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月22日までの13日間とすることに決定しました。
また、本定例会に提案される議案のうち、意見書案第5号及び議会が推薦する農業委員会委員

の推薦1件につきましては、第5日目の6月14日に全体審議で措置することに決定しました。

その他日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

なお、最終日に塚原住宅の機械設備工事の契約案件が追加上程される予定であります。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会はただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月22日までの13日間とすることとし、また意見書案第5号及び議会が推薦する農業委員会委員の推薦1件につきましては、第5日目の6月15日に全体審議で措置することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第54号から議案第58号までの5議案及び意見書案1件並びに報告3件一

括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第54号から議案第58号までの5議案及び意見書案1件並びに報告3件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成23年第5回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第54号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年分の収入申告に基づき、平成23年度国民健康保険税率を改正するものであります。

改正の内容は、所得割については医療費分及び介護分をそれぞれ引き下げ、後期高齢者支援分を引き上げ、均等割及び平等割については後期高齢者支援分を引き上げ、介護分を引き下げるものであります。

次に、議案第55号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費等の人件費及び県補助金等の内示に基づく補正のほか、教育施設の整備費用を補正するものであります。すなわち歳入歳出予算の総額90億4,566万8,000円に、歳入歳出それぞれ652万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ90億5,219万2,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、内示により社会福祉施設等施設整備費補助金を県支出金に組みかえ補正し、弓道場建設に伴う事業費の減により安心安全な学校づくり交付金を減額補正するものであります。

県支出金は、地域子育て創生事業を内示により追加補正し、弓道場建設に伴う事業費の減により、森林整備加速化、林業再生事業補助金を減額補正するものであります。

町債については、弓道場整備事業を減額補正し、給食センター蒸気ボイラー整備事業を追加補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う費目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

児童福祉費については、地域子育て創生事業として、長田保育所の遊具施設整備ほかを増額補正するものであります。

衛生費については、リサイクルプラザ建設公債費を確定による減額補正し、土木費においては、島津紅茶園切寄線整備事業の目款内の組み替えによるものであります。

教育費においては、弓道場建設事業の造成と事業費の減額補正のほか、給食センターボイラーの整備事業等を追加補正するものであります。

次に、議案第56号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億5,534万8,000円から歳入歳出それぞれ274万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,260万1,000円とするものであります。

歳入歳出ともに今年度の人事異動等による増減補正であります。

次に、議案第57号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9,829万9,000円に歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,867万9,000円とするものであります。

主なものとしては、平成22年度の保険料の収納と、広域連合への納入の差額を繰り越し処理したことによる増額補正であります。

次に、議案第58号「平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額17億6,703万2,000円から歳入歳出それぞれ86万

6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,616万6,000円とするものであります。

主に今年度の人事異動に伴う人件費を補正し、歳入については、保険料、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金をそれぞれ増額し、繰入金を減額するものであり、歳出については総務費を減額し、地域支援事業費を増額するものであります。

以上、5議案についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

なお、今議会に報告3件を提出しております。報告第1号「平成22年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第2号「三股町土地開発公社の平成23年度事業計画及び予算」、報告第3号「三股町土地開発公社の平成22年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により議会に報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、意見書案第5号について、提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

全国の経済状況は、依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。2012年度においても、地震対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められています。このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求めるものです。

1、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分講じること。

2、医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。

3、地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5対5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法99条の規定に基づき、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣に意見書を提出しようとするものです。

ご審議の上、ご採択していただきますようお願いして提案理由の趣旨説明といたします。

○議長（山中 則夫君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時14分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午前10時18分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....
○議長（山中 則夫君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時18分散会
.....

議事日程(第2号)

平成23年6月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 意見書案第5号の質疑・討論・採決
日程第4 農業委員会委員の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 意見書案第5号の質疑・討論・採決
日程第4 農業委員会委員の推薦について
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	渡邊 知昌君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	原田 順一君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	大脇 哲朗君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	岩松 健一君	教育課長	野元 祥一君
会計課長	重信 和人君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案されました、すべての議案及び報告に対しての質疑であります。くれぐれも一般質問のようにならないようにご注意願います。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。

なお、質疑は会議規則により同一議題について、定例会では3回を超えることができないとなっております。

質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

質疑はありませんか。ありませんか。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 議案第55号ですね、17ページなんですが。

○議長（山中 則夫君） 第55号ですか、第55号か。何号か。

○議員（10番 池田 克子君） 第55号よ。

○議長（山中 則夫君） いや、ちょっと聞こえなかった。

○議員（10番 池田 克子君） 第55号よ、補正よ。いいんでしょう。

○議長（山中 則夫君） いいです。

○議員（10番 池田 克子君） 17ページなんですが、リサイクルプラザの建設工事負担金が今回、何か都城市に事務局の計算違いだったとかという一応、説明を受けたとこだったんですけど、これに関する詳細な、そのときどういう状況だったんだっていうことも、一度、何か資料か

何かで提供はしていただくということだったのでしょうか。何かあればお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、私のほうで答弁させていただきますけども、一般会計予算決算の常任委員会でお答えをしようかというふうに考えていたんですけども、今、ちょっと資料を持ってきておりませんが、その日、資料もお渡ししようかというふうに思っていたものですから。

○議員（10番 池田 克子君） いや、いいです。そのとき、じゃあ資料と一緒に出していただければ。

○環境水道課長（岩松 健一君） いいですか。はい。お願いします。

○議長（山中 則夫君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） それでは質疑もないようですので、これにて総括質疑を終結いたします。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

日程第3. 意見書案第5号の質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、意見書案第5号の質疑・討論・採決を行います。

意見書案第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。――質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 農業委員会委員の推薦について

○議長（山中 則夫君） 日程第4、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

現在の農業委員会委員の任期は、今年、7月19日までで、新しい委員の任期は7月20日から始まることになっております。農業委員会委員のうち農業委員会等に関する法律、第12条第2号に規定されている議会の推薦にかかわる委員については、12年前から女性2名を議会推薦としておりますが、7月の改選に伴う委員について町長から推薦依頼が来ております。

お諮りします。議会の推薦にかかわる農業委員会委員については、今回も女性2名を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会の推薦にかかわる農業委員会委員については、今回も女性2名を推薦することに決しました。

それでは、推薦の方法についてお諮りします。委員の推薦については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員の推薦については、指名推選の方法で行うことに決しました。

引き続きお諮りします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、お諮りします。7月の改選に伴う三股町農業委員会委員の議会推薦委員定数は2名で、大字樺山1409番地の、上水久美子さんと、大字蓼池3410番地の1の、福永スミ子さんを引き続き議会推薦としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、7月の改選に伴う三股町農業委員会委員については、本議会は、大字樺山1409番地の、上水久美子さんと、大字蓼池3410番地の1の、福永スミ子さんの2名を推薦することに決しました。

ただいま決定しました2名については、速やかに当局に推薦することにいたします。

○議長（山中 則夫君） 本日の議事日程は以上ですが、この後、総務厚生常任委員会におかれましては、審査日程を協議の上、事務局に提出ください。

また、建設文教常任委員会においては、今定例会の付託審査事件はありませんが、任期初めの定例会でもありますので、委員会室で委員会所管の諸事項について協議いただきたいと思います。

以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時09分散会

議事日程(第3号)

平成23年6月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	渡邊 知昌君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	原田 順一君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	大脇 哲朗君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 下沖 常美君
環境水道課長 …………… 岩松 健一君 教育課長 …………… 野元 祥一君
会計課長 …………… 重信 和人君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、上西さん。上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） おはようございます。通告に従いまして、質問してまいります。

まず最初に、町の防災、防疫体制の見直しについて質問いたします。

3月11日の東日本大震災は甚大な被害をもたらし、3カ月以上になるというのに、今なお8,000人以上の行方不明者、避難所暮らしの方が9万人と言われ、普通の生活に戻れるのはまだまだ時間がかかるのではないかと。私たちの支援も、息長くしていかなければならないのではないかと考えております。

宮崎県でも、昨年のお蹄疫、今年1月の新燃岳噴火とたび重なる災害に見舞われました。自然災害は、私たちの想像をはるかに超えた形で突発的に起こります。私たちは、想定外のことが起こるということを念頭に置いて日ごろから備えをしておくことが重要だと考えます。

本町でも、過去、台風災害による山崩れで死者を出しています。今年も、この1週間、当地でも雨が降り続き、地盤も緩んで災害が起こるのではないかと心配しております。

6月の初めに、町でも災害危険箇所調査も行われたと聞いておりますが、あらゆる事態に備えた対策は十分にとられているのかお伺いいたします。

後は、質問席から質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） ただいまの上西議員の質問に対して、回答を申し上げたいと思います。

町の防災、防疫体制の見直し、そして①としまして、東日本大震災で津波、原発事故等の大災害が発生し、本県でもお蹄疫・新燃岳噴火とたび重なる災害に見舞われた。こうした事態に備え

た対策は十分にとられているかというご質問でございます。

昨年から今年にかけて、本県では口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の大噴火と災害が続き、そして3月11日にはマグニチュード9.0という未曾有の東日本大震災、そしてそれに伴う原発事故など、極めて困難な事態に遭遇し、また憂慮すべき状況が続いております。

このような大災害、事態を教訓として、町民の安全安心のため防災、防疫を考えていくことは極めて重要と認識いたしておるところでございます。

本町では、昨年から地域防災計画の見直しに取り組んでいるところであります。この計画の見直しは、現在の地域防災計画が平成15年に策定されており、年数の経過と状況の変化に対応した見直しであり、また、さまざまな災害に対応した、より具体的な対応ができるように、計画内容の充実を図るため見直しをするものであります。

地震対策においては、近い将来、予測されています「日向難地震」、「東南海・南海地震」の発生に備えた防災体制や避難体制、また、大型台風や集中豪雨など風水害に備えた的確な情報伝達や避難基準の明確化を図るなど、運用を見直しております。

さらに、年次的に各地域での防災訓練を実施し、これらの体制を重視してまいります。

また、口蹄疫や鳥インフルエンザの防疫体制、発生時の対応、新燃岳火山噴火による降灰対策については、直近の経験を生かし、その組織体制や活動マニュアル等を点検、見直しながら事態の初動に備えたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、町長からの答弁をいただいたんですが、具体的にちょっと質問してまいりたいと考えます。

6月の初めに町が行った災害危険箇所調査によると、山崩れ、地すべり、土砂災害、そういうふうなことが起こる危険箇所というのが、るるABCで分かれています。この表を見ると、危険箇所のAランクに値するところが37カ所あるということなんですね。

それで、そのあたり一つ一つ具体的に年次計画でどういうふうに計画立てて、災害を防止するためにやられようとしているのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） ただいま申されましたように、Aランクの危険箇所というのもございます。

これについては、やはりハード面については県の急傾斜地の事業とか、そういった対策事業の中でやられるんですが、なかなかこの箇所数、県内を含めてかなりの数がありますので、なかなかその対策というのがこの危険箇所全体に及ぶということではないというふうに思っております。

ですから、やはりそういった災害時の避難、予防をこういったことを重点的にまず人災、生命を守るということは第一ですので、そういった避難等の訓練等をしながら、その対策を町としては考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この写真を見ると、やはりもし地すべりとかが起きた場合に孤立してしまうような地区がありますよね。例えば、細目なんかは道路が狭いし、家は4軒しかありませんけど、この前、私、1週間前に細目に行ったんですが、途中で山が決壊してしまうと、地すべりが起こると、これAランクにあげてるんですが、その住宅はどこからも行けないというような状況になってるわけですよね。

そういう連絡もつかないようなところなんかは、やっぱり町でも何とか崩れないような補強工事とか、するようなことをしないといけないんじゃないかなあというふうなことを感じたんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この前の災害危険箇所調査、そちらのほうで、今、ご指摘のところも拝見させていただきました。

生活道路1本と、つまり集落までの道路が1本という形でございますので、本当、それが命の道みたいな形になるわけなんですけど、状況判断しますと、この山のほうの立ち木のほうが非常にせり出している状況でございますので、地権者等といろいろ話をしながら、そのあたりの危険の除去、そういうのに取り組もうというようなところで判断をいたしたところでございます。

そういう箇所が今後いろいろと出てくれば、やはりどう避難体制をつくるのか、早期の避難を含めて、いろいろと検討を個別的にさせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと、もう1つ、その細目のところ、つけ加えたいんですが、その住宅のそばに細目林道ってありますよね、細目林道が坂になってて、その雨が降ると、大雨が降ると、先の山を持っていらっしゃるところの人たちが、伐採した後、間伐材とかいろんな放置していらっしゃると。それが谷に流れ込んで、その谷をせき止めてるもんだから、川があふれてすごく住宅の方まで、もう流れてくると。

だから、そういう山を守る対策、やっぱり何年か前、私、質問したときに町の環境保護条例というのをつくるとおっしゃったんですが、やはり防災という観点からすれば、山を守るということが一番大事になってくるんじゃないかなあと思うんですね。そのあたりの個人の山かもわからないですが、そのあたり含めて指導とか、対策、そのあたりはできないんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） お答えします。

現在、山を伐採したときには、伐採計画というものを出していただくことになっております。その中には、伐採から植林まで含めて定められているわけですが、その中で、産業振興課としては伐採計画を出された施主のほうに対して指導等を繰り返しているということです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私は、選挙で三股町内を回ったらすぐく山が荒れてますよね。

本当に、長田の方もおっしゃったんですが、もう山が死んでると、手入れをしてなくて、そのあたり死の山になっているというふうなことをおっしゃったんですよ。

それでやっぱり、町民挙げて山を守る活動、それが防災につながるんじゃないかというふうなことを、アピールしていく必要があるんじゃないかなあと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股の山、ほとんど町土の72.5%が山林という状況ですね。

そしてまた、大淀川の水のほうをまかなっている、そういう場所でもございますので、やはり森を守っていくという事は、非常に大事だろうというふうに考えてます。

そういう中で、できるだけ伐採跡地については、植林していただく、あるいは自然林に戻すというようなことで、天然更新というような取り組みもさせていただいております。

それとまた、町としましてはできるだけ針葉樹じゃなくて、広葉樹の植栽というようなことの苗木補助とか、いろんな取り組みをさせていただいております。

また、町有林の跡地につきましては、今ボランティアで広葉樹を植えようという取り組みをもう2カ年させていただいておりますけれども、できるだけ、そういう形での森を守る取り組みを強化したいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 町が写真を写したこの写真によると、本当にもう惨憺たるような山になってますよね。

このあたりを、本当に早く、地権者なり持っていらっしゃる人たちに、援助してでも、防災の観点からでもやっていただくというふうなことを、指導強化をしてほしいなあとというふうなことを思うんですが、それと町では、地震対策なんかは今まであんまりされてなかったと言ったらおかしいんですが、余り地震がないところですが、そういうふうな突発的な今度の震災みたいに起こったときに、具体的にどう避難させて、そして後の炊き出し体制とか場所の設定とか、そうい

うあたりをどういうふうに今、取り組もうとしてらっしゃるのか、もうされているのか、そのあたりをちょっとお尋ねいたします。（発言する者あり）はい。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど申し上げましたように、平成22年度から地域防災計画の見直しを行っており、その中で各種防災、防疫マニュアルを作成しておるところでございます。

また、原案のところもあるわけなんですけれども、今後さらに内容を精査いたしまして、完成させていきたいというふうに考えてます。

具体的には、消防防災活動、それから避難所運営、それから災害弱者の避難支援、それから自主防災組織の活動、そして避難勧告等の基準、そして伝達、災害対策等の時の職員召集のあり方、また火山噴火等の降灰対策等の各種マニュアルを作成しようというふうに考えているところでございます。

家畜防疫について、またご質問があらうかと思しますので、以上、地震とか、そういう災害関係については、今、具体的なところを一つ一つ見直して、よりそういう事態に遭遇したときにスムーズに対応できるような見直しをやっているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） そういうふうな計画は、今年中にもうしようとされているのか、よろしいんでしょうか、それで、今年中に。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 先ほど町長が申しましたように、昨年からの防災計画というのの見直しをやっているところございまして、本来、大体概要はもうでき上がっております。中の精査ということで、必要なもの、不必要なもの、そういったものを個別に分けながら、今後、中身を固めていこうという形でございます。

できれば、今年の12月までに議会に報告できればという形で考えておりましたが、今、県のほうからありまして、国が今、国の基本となる防災計画を今回の3月11日の震災の関係で見直しを行っている状況でございます。

また、その中身も、その中で入れ込むというような形になりますと、当然県のほうもその見直しを行っていく。大体、秋ごろにそれが示されるというような状況でございますので、その中身が今まで取り組んできた独自の見直しと、どれぐらい相違があるのか、その辺を見極めながら最終的には防災計画を決めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 防災計画を立てるときに、きのう私勝岡のほうに行ってちょっと

話を聞いたんですが、たまたま金曜日か土曜日に勝岡の公民館の集まりがあって、やはりそういうふうな被害が起こったときは、勝岡は昔、災害、土砂崩れがあって大変なとこだという認識は皆さんご存じで、そういういろんな勝岡を含めて、どうしたらいいのかというふうな話になったそうなんです。

そのときに、やはりこの避難場所ですね、避難場所が勝岡は第6地区ですか、分館になっていると。だけど、新坂というところですか、あそこのあたりが山崩れが起こる可能性のあるところだと、そういう高齢者の世帯が多いんだけど、わざわざ6地区の分館まで行くのは遠いと。

だからやはりもし山崩れがあったり、それから台風なんかで川があふれて、岩下橋あたりがあふれたときに逃げようがなくて、仮に6地区分館に行くのも、遠回りに、まあ、遠くなると。

だから、やっぱり避難所を地区の人たちと話しあって、殿岡の生活改善センター、コミュニティセンターとかあのあたりに、そんなに、今度の震災みたいに大がかりに何百人という避難させる場所は町では必要じゃないんじゃないかと。だから、小さいところでも10人ぐらい避難できるようにところでもいいんじゃないかなあというふうな話が出たということなんです。

だから、そういう避難所の見直しあたりなんかも、やっぱり地区地区での話し合い、防災計画立てるときは、そういうことを言われたんですが、私もそういうふう思うんですね。やはり大雨が降ったり、足の確保ちゅうのが大変なわけで、だれが迎えに行くのかというふうなこともあるわけですから、そのあたり含めて考えていかれるおつもりはないのか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 今のご意見ですが、確かに各地域への周知というのが大事だろうというふうに思っております。

6地区については、今、先ほど出ましたように、6地区の公民館ですね、体育館、あそこが第1次避難所という形になっております。

それから、勝岡小の体育館、これが第2次、そして殿岡改善センターですね、これも避難所というふうになっております。それぞれ収容人員は、その規模に応じた状況なんですけど、いざ、どういった災害が起きるのか、その辺を想定しながら、状況に応じて避難所の活用というのを考えていく必要があると思います。

ですから、勝岡地区は1回、防災訓練を行っております。その中では、6地区公民館を避難場所として指定していただきましたが、また災害危険区域ですね、土砂災害危険区域の説明会もいたしておりますので、そういった中で地域とは十分話をしながら細かい部分での、今度は自主防災なり、先ほど言いましたが、避難のあり方、こういったマニュアルの中で、そういったことを各地区ごとに詰めていくという必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、なかなか防災訓練もご承知のとおり、年に大がかりなのは1回ぐらいやっております、

まだなかなか全体に浸透するまでには行ってませんので、今後そういったものも含めながら、十分対策を講じさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ちょっと細かいことを言いますが、避難所、大体夜が多いんですが、途中、暗いとおっしゃるんですよ。

だから、やはり勝岡小学校なんかも入り口が暗いと、途中も暗いと、外灯も少し増やしてほしいというふうなことを言われましたし、それと勝岡地区にはAEDですか、心臓の、ああいうのも1つしかない。

だから、やはりそこら辺を含めて、医療とか、それから介護が必要な人なんかのこと、それから食料、毛布、そういう水とか——水は、何か何年か前に、確保するようなことをどこかのコンビニと結んだとおっしゃいましたが、やはりそのあたり、きめ細かくしていかないといけないんじゃないかなあと思うんですが、そのあたりもまた検討課題として取り組んでいってほしいなというふうなことを要望しておきます。

それと、五、六年前、町営住宅、中原住宅の屋根が吹っ飛んだことがありましたよね。そのときに、何世帯の方が被害に遭われて、雨に降り込まれたんですが、私、そのときに、飛んでいったときに、その晩、泊まる場所と食料品とかいうふうなことを町とかけあったときに、町のほうはスーパーやらが近くにあるからあれしてくださいと言われたんですが、やはりそういう被害に遭ったときには、地域で炊き出し体制なんかするような訓練というんですか、そういうふうなこともみんなの助け合いというふうなことで、考えてもいいんじゃないかなあ。やっぱり地域をみんなで支えていく、被害に遭った人はみんなで支えるというふうな風土づくりというんですか、地域を元気にするためには福祉とか、医療とか、防災の充実が必要なわけで、そのあたりも、スーパーが町内に何か所かあるからというふうなあれじゃなくて、やっぱりそういうふうなときには、みんなで炊き出しでもしてやれるような体制もつくっていかないといけないんじゃないかなあというふうなことを考えるんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 5年前の中原団地の前、平屋の住宅でございましたけれども、そのときにそういうふうな災害があったのは記憶してはいますが、そのときの避難体制がどうだったのか、そのあたりちょっと承知してないところですが、今、言われました避難所の運営のあり方、また衣食住といいますか、食料の供給あるいは準備のあり方とか、いろいろありますので、そういうふうな今、ご指摘のあるようなところも配慮しながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それともう1つ、大雨が降り続いたときは防災無線が聞こえないんですね。

だから、そういう情報伝達の面はどう考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 大きな風水害が出ますと、まず最初、注意報が出ます。そして、それを過ぎますと、大体200ミリ、累加雨量が200ミリ、そして時間雨量50ミリといったような状況等もあるんですが、そういったときには警報、大雨警報といったような状況になってくるわけですが、そうした場合に、そうしますと役場の危機管理の部分、あるいは都市整備課あるいは産業振興課、そういったところは役場のほうに出向いて、そういった状況把握をいたします。

そして、消防団もその中で動いていくというような、状況がさらにそれが深刻化していきますと出てくるわけです。そういった段階で、やはり周知のあり方としては、そういった啓発をしていくわけで、特にもう被害が想定されているような高齢者のところ、そういったところは要支援介護の機関の中で、福祉サイドで動いている部分という部分がございますので、そういった形で周知をしております。

当然、広報等も使いますが、先ほど言われましたように、なかなか風雨時の強い事態ではなかなか聞こえないといったこともありますので、そういった、特に災害が予測される部分については、個別的に話をしていくということまで含めて、さらに公民館長さんとも連携をとりながら、公民館長さん方はかなり地域のことは細かくわかっておられますので、そういったことも連携しながら進めていくというところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、今年が高齢者世帯の調査もするというふうな予算がついていますが、高齢者とか障がい者のいる世帯の避難、危険地域に住んでいらっしゃる方々というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。ご存じですか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 長田地区の危険区域に住んでいらっしゃる方をうちのほうではとられてないんですけども、ただ支援が必要な方ですね、という点では約20名というところで把握しております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） やはり、そういうふうな20人以上の人たちがいらっしゃるわけですから、その人たちを具体的にだれが避難させるというふうなことまで含めて体制を、もし何かがあったときは、そのあたりもしとかなないと大変になるんじゃないかなあと、地域で支え合う

ことは大事なんです、やはりこの町報に載っていた方々は梶山の崖のあたりに住んでいらっしゃる人なんです、やはりそういう具体的に、ただ近所だけで支え合ってくださいじゃなくて、さっきおっしゃった自主防災組織というんですか、消防団だけではだめだと思うし、青壮年部の方々とか、そこら辺を含めて具体的な形での対策、そのあたりもしとかなないと、大雨が降り続いたり台風が来たりしたときは、自分たちも身が危ないというようなこともあるわけで、それと大体公民館長さんという方々は自分たちももう60歳以上の方々がほとんどですので、若い人たち含めて、個別に対策をとる必要もあるんじゃないかなあというふうなことを考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど、総務課長のほうから話も出ましたけれども、この三股町の災害時要援護者支援プランというのを22年度につくったところでございます。

これが1つの大きな全体の計画ということで、それに基づいたところで、今度は個別の計画ということで、各個人別の情報収集に当たっているという状況でございます。

このプランに基づきまして支援を必要としている高齢者等の実態を現在把握して、訪問、調査をいたしています。

その情報を、町と先ほど言いました公民館、あるいはまた消防団、また民生委員等、情報の共有化を図りまして、その方々の支援をどういうやり方ですか、また昼と夜とでまた違いますので、具体的に個別的に今、実態把握をしながら今後の計画をつくっていくと。具体的な支援プランをつくっていくというふうに考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） わかりました。それと、その前にちょっと保育所とか、児童館、学校などの公共施設の防災耐震とか、そういうふうなのはもう全部万全となっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ④の質問でございますけど、保育所、児童館、学校などの公共施設の防災、耐震は万全となっているかという質問でございますが、防災の面から申し上げますと、本町の公共施設は消防法に基づく定期的な消防用設備等の点検等は実施しておりまして、防火、防災に備えているところでございます。

防災活動としての避難訓練については、各学校及び文化会館においては毎年定期的を実施しておりまして、この役場のほうの施設でも平成22年度防火訓練を計画しておったところでございますけれども、口蹄疫、新燃岳の噴火による降灰対策等で実施はいたしておりせん。

今後は、消防・地震対策等の訓練を計画的に実施してまいりたいというふうに考えてます。

保育所については、避難訓練が毎月実施されております。

次に、耐震化の状況で申し上げますと、公共施設の中で、多数のものが利用する施設を特定建築物といいますけれども、この特定建築物のうち、災害時の拠点となる建築物として、役場、小中学校、体育館、健康管理センターなど23施設ございます。

この23施設の中で、武道体育館を除いては耐震改修もしくは改築等で耐震性建築物と既になっておりまして、耐震化率は現時点で95.65%、つまり、この武道体育館の耐震化を今後を図っていく必要があるというように考えております。

児童館につきましては、避難所を兼ねている施設が4館あるわけなんですけれども、もう既に10数年たっておりますので、この地域防災計画の中で外す方向で見直しをしていきたいというふうに考えてます。

その他の公共施設の耐震化、橋梁とか、その避難所以外の施設もいろいろあるわけなんですけれども、それにつきましては三股町建築物耐震改修計画、各施設等の長寿命化計画に基づいて実施してまいりたいというふうに考えてます。

また、保育所の耐震については、平屋の500平米に満たない施設で、耐震指導の対象となる建築物ではありませんけれども、12園のうち7園が法改正後、この建築基準法の法改正後の耐震建築物となっております。つまり7園がもう既に耐震建築物ということでございます。

あと、5園が残っておるわけなんですけれども、これについては保育所のほうがこの耐震改修にいくのか、あるいは建替えでいくのか、そういうふうな計画もございますので、連携をとりながら耐震化を図る計画でいるところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 避難所になっているから耐震化を進めるというふうなことじゃなくて、やはり子供たちが保育所とかいる時間に地震なんかが起こったときどうするのか、ね、そのあたりもありますので、やはり子供たちが集まるようなものとか、そういうふうなところは指導するなりして早く安全なところで保育するとか、学習するとか、そういうふうなことを考えてやってほしいなあというふうなことを思っております。

それと、普通の住宅も、ちょうど30年前、昭和56年以前の住宅は耐震住宅になってないですよね。30年以上たつ住宅は強化がされてないわけで、やはりそのあたりも、町内にどれぐらい30年以上たつ住宅があるのか、喚起を促す意味で、やはり今、住宅リフォーム事業も始まっているわけですから、耐震住宅、30年以上たつような住宅に対しては、やはりそのあたり含めて町民の方々に万全な備えをするような指導なりをPRなりをしていく必要があるのではないかなあというふうなことを考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど、児童館につきまして、この避難所からちょっと外すというお話しましたけれども、決して避難所から外すから、そこについて放置しとくというわけではございません。

要するに、今児童館についても統廃合という意味合いで今、見直しておりますので、その中で検討させていただきたいと思います。

それからまた、住宅につきましてはもう3階建てのRC構造の建物につきましては耐震化が完了しておりますけれども、平屋建ての建物、これにつきましては今ストック計画あるいは町の長寿命化計画なんかで、この町営住宅をどうするのか、そのあたりを計画を見直ししながら耐震が必要、今後やっぱりこの住宅が必要だということであれば耐震化していく。あるいはもう廃止するというのであれば、またそういうふうな取り扱いをすると、そういうふうな選択をしながら検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ、そのように安心して、町民が暮らせるように一日も早く備えをしていく施策をとっていただきたいと思います。

それと、あとになりましたが、昨年6月、口蹄疫が発生したわけで、そのときに私は危機管理体制、口蹄疫とかいろんな鳥インフルとかいろんなことの防疫体制に対して危機管理マニュアルを用意すべきではないかと質問いたしました。川南とか、あのあたりのほうから、ちゃんとそういういろんな向こうで取り組まれたことなんかをファイルされたのかどうか。町内で今から起こったときに、どういうふうに備えをしていこうとしていらっしゃるのか、そのあたりの防疫体制のことについてお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 家畜防疫についてのご質問でございますけれども、この家畜防疫のマニュアルですね、地域防疫体制のマニュアルについて、この口蹄疫が発生しまして、その対応等の業務をつけ加えまして、現在今、防疫対策に当たっているところでございます。

そしてまた、昨年度の口蹄疫終息宣言後は県及び市町村、JAなどの防疫対策マニュアルの見直しを図られまして、そして本年、今年の4月に宮崎県口蹄疫防疫マニュアルが提示されました。

この宮崎県版のマニュアルには市町村の業務が明記されておまして、それに沿って本町のマニュアルの改訂を急いでいるところであります。

また、地域全体で防疫を行うという観点から、三股だけじゃなくて、都城、この管内が一体という意味合いから、北諸農林振興局、そして都城市、そして三股町、JAなどによるマニュアルの統一化を図っていこうということで、今現在、各担当者レベルでの具体的な詰めを行っている

状況であります。

また、鳥インフルエンザの防疫につきましては、県のマニュアルに基づいた防疫及び対応となっております。本町では昨年度全職員を対象に現場での対応を主とした鳥インフルエンザ研修会を開催したところでございます。

今現在、両方もやはり初動体制が非常に重要だということで、この埋却地の確保を含めて具体的な対策をやるということでも今調査検討しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 昨年、口蹄疫が発生したときに、職員の方がもう夜中に出たりしてたわけですが、そして業務に差し支えるような、体力面から大変な思いをされたと思うんですが、やはりそういうふうなときには職員の役場OBとかもいらっしゃるわけですから、そのあたりも人的面も含めてきちっとしておくことも大切なんじゃないかなと、やっぱり一番初動体制が一番大事なわけで、そのあたりが昨年、私、人からも言われたんですが、何か生ぬるいというふうな、最初の4月の終わりごろ、4月の20日に宣言されたのに、4月の終わりごろまで何か、まだまだ対策本部も出てないような状況で、もたもたしてるというふうなことを町民からも言われたわけですから、そのあたり、もっと緊張感を持って対応していただきたいというふうなことを申し添えておきますが、川南とか高鍋あたりに、そこら辺の情報を含めた研修とかいうのはされたんでしょうか、お伺いたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） お答えします。川南とか都農とか、そちらのほうへ出向いて行ってるという研修しているちゅうわけではございませんけれど、県の北諸県振興局あるいは農業改良普及センターにいる職員が川南、都農、そのあたりで現場を踏んでおります。

また、農業共済組合の獣医等も現場を踏んでおられます。それらが一体となって、今、この管内のマニュアル策定を、具体的な策定を急いでいるところですので、そちらのほうに活かされてると思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それはもう、今年中にはできるということですか。マニュアルとか、そういうふうな体制は。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 先ほど、町長の答弁の中にありましたように、4月に宮崎県版のマニュアルが策定された。その後、町のマニュアルを作成しておったところですが、先ほどの回答のように、管内での統一マニュアルということで、6月にも検討会を何度かいたしました。そして、この7月になってからも検討会が計画されております。その中で、少しずつですけど、

細かいところまでのマニュアル化の制定とか、つくりというか、出来上がっていつている途中で

す。

今年度中にはちゃんとできるというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） はい、わかりました。

それでは、2番目の質問に移ります。他の自治体と隣接する地域の諸問題の処理のあり方について、というふうなことを出したわけですが、なぜこういうふうなことを出したかといいますと、私が住んでいる稗田地区、植木地区は、都城との入りくんでるわけですね、都城市と。

そのところで、やっぱり道路は都城、住宅のほうは三股というふうな、どこが都城で、どこが三股かというふうなところがわからないところが結構あるんですよね。植木地区、稗田地区、それからほかにも前目あたりもあるんじゃないかなあというふうに考えるんですが、そのところで、やはり具体的なことでいうとスマイルニュータウンの中で静かな住宅街だったんですが、老人ホームがすぐ近所に建設されて、いろんな工事を含めたり、それから車両が通ったり、それからでき上がったら、玄関、入り口が団地の中にできたもんですから本当に困っているというふうなことを、ちょうど4月の選挙の期間中に相談受けて、公民館長さんなんかとも話し合ったんですが、そのあたり、そういうことが住民がどこにどうもっていけば、わからないというふうなことを相談受けたもんですから、そのあたり、ちょっと何とかうまくいくよう、市と町との行政間の協議とか、そういうふうなことはなされていないのかどうか、お伺いしたいんですが。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 都城市との境界線上に近い方々の、その諸問題の処理の仕方ということについてのご質問でございますけれども、具体的なことはまた後でということで、まず一般論からお話させていただきます。

行政区が異なりまして、境界が特に地形的に入りくんでいる地域におきましては、双方の住民や企業等がそれぞれの行政、都城市、三股町のサービスを共有することになりまして、道路の整備や水道の供給や地域コミュニティのあり方など、さまざまな問題が生じることがあるところがございます。

このような状況が発生し、地域からの解決策についての要望があったときの対応についてでございますけれども、都城市、三股町、双方の行政間にまたがる問題ですので、発生した問題の原因や解決策の方向性を見極めながら相手方の担当部署、道路だったら都市整備とか道路整備局関係とか、そういうふうな担当部署との協議をしまっているところがございます。

また、複数の部署に関連する場合や政策的な解決策が必要な場合は、都城市の総合的な政策を扱う部署、例えば企画部門の担当課などに相談をしまして、そして問題の解消に努めているとい

うことでございます。

一挙には解決できませんけれども、相手方の担当部署との話をしながら、どういう解決策があるかということで話し合いを、今現在、いろいろとさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） やはり、住民のいろいろなことを、役場なんかでも総務課なんかに相談すれば取りつぎますよというふうな広報なんかをしていただけるとよろしいんですが、私なんかでもどういうふうに、相談を持ちかけられたときに、どこに相手側は福祉の施設なもんだから、そこら辺、相手側も私知らないし、だからやっぱり本当にそのあたり、前もって何か近くに建つときに行政が指導することなんかはできないのかなあというふうに、この計画なんかを知ることにはできないんだろうかなあというふうなことを考えるんですが、そういうトラブルなんかはどうお考えなんでしょうかね。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） まず、そこにそういったいろいろ問題点が発生するような予測というお話しますと、やはり今回、具体的に申し上げますと、今、海老原病院がございまして、その南側が森林管理所になっております。その横に、先ほど言われました老人ホームが建つということで、敷地がすべて都城の区域の中にあるということですので、当然これを建設するに当たっての開発行為というのは都城のほうに行くわけですね、申請が。

その段階で、できれば察知して話をすればよかったんではと思うけど、なかなかそこまでいってなかったということで、実際に老人ホームが建ってからの話ということで1回、都市整備課のほうでもちょっと問い合わせがございまして、先ほど町長が申しましたように、道路の関係ですので道路のほうにお話はつないだということでございます。

ただ、それではなかなか開発行為の状況ですので、なかなか解決しないという状況でありまして、今回議員のほうからご質問がございましたように、そういった事態があったわけです。

特に、自治公民館長さんからのご要望もございまして、ご相談を受けながら、都城のほうにも自治公民館長さんの立場で要望をしていただきました。そして、こちらのほうにも要望という形で、その後の経緯については、私のほうから都城のほうに要望した課、これは一番市長に近いところ、市長の担当をしている部分に要望がなされておりましたので、そちらのほうと話をしまして、考え方としては今後、担当窓口を都城のほうから出していただいて、多分、この問題については、境界という問題も含めて考えますと、総合的に解決する必要があるのかなあということで、あとは企画部分との話になるのかなあというふうに思っております。

今までいろんな形で、都城と三股の問題、双方が解決しなければならない問題については、特に定住圏問題もございまして、そういった窓口を一本化しようということで最終的には企画部門で取り扱うというふうな取り決めもしておりますので、そういった形で今後、進めさせていただきたいなあというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） これからも、宮村地区の大鷲巣ですか、あのあたりも都城との境目で開発行為が行われる可能性があるわけですね。それから、前目のあたりも神之山との境目、そういうふうな開発行為が行われるような地域に関しては、いろんな開発されるときには、都城からもそういう、いや、ここは都城だからというふうなことじゃなくて、情報を入れて、やはり町民が困らないように、都城との話し合いを事前にしていてもらいたいなあ。

そうしないと、普通の民間の建築行為だからというふうなことで、都城の敷地だから自分たちは手出しができないというんじゃないくて、そのあたり本当にきちっと情報公開、情報を共有しながら対策を練ってほしいというふうなことを要望しておきます。よろしく願いいたします。

以上、終わります。

○議長（山中 則夫君） ただいまより11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

発言順位2番、池邊君。池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） 改めまして、皆さん、こんにちは。まずもって、東日本大震災、100日が経過をいたしました。亡くなられた方々のご冥福と一刻も早い復興をご祈念申し上げます。

同時に、このように愛するふるさと、三股町のために仕事ができることに感謝をして、三股町議会議員として頑張っていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

4月の三股町議会選挙を通じて、多くの町民の方々と話す機会がありました。町内をくまなく回ることができました。そこには町民それぞれの生活があり、それぞれに希望や悩みがあるということを実感するということができました。

選挙期間中、42歳という若さから来る期待、また激励の言葉もたくさんいただきました。同時に、町政に対しての疑問や要望も聞くことができました。

そして、議員という立場になって、改めて要望や疑問が寄せられました。そのすべてのことに対して満足のいく答えを得ることは難しいかもしれませんが、できる限り誠心誠意を持って取り組みたいというふうに思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

初めての議会一般質問ですので、たどたどしいところや、やりとりがうまくいかない点があるかもしれませんが、愛するふるさとのために青年の勇気と情熱を持って、三股町議会議員としての一般質問を行いたいというふうに思います。

通告に従って1つ目の質問をした後、続きは質問席にて行います。

まず、長田地区における過疎対策です。

現在の長田地区の住民数、長田小児童数の過去20年、5年ごとの推移、長田住宅の空き状況、それからこれまでの過疎対策の取り組みを伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、ただいま池邊議員のほうからご質問がございました。そちらについての回答をさせていただきたいと思っております。

長田地区の過疎対策ということでございますが、その中で、現在の長田地区の住民数、そして長田小の過去20年、5年ごとの児童数の推移、長田住宅の空き状況についてでございます。

まず現在の長田地区の住民数ですが、轟木、仮屋、大野、大八重の5地区の合計は、平成23年6月1日現在で、轟木227人、仮屋250人、大野185人、大八重21人の合計683人、世帯数は334世帯となっております。

次に、長田小の過去20年、5年ごとの児童数の推移ですが、平成3年から5年ごとの児童数を申し上げますと、平成3年が6クラス69人、平成8年が5クラス（発言する者あり）（笑声）じゃあ、もう一度申し上げます。平成3年が6クラス69人、平成8年が5クラス54人、平成13年が4クラス44人、平成18年が4クラス32人、そして現在、平成23年が3クラス25人となっており、20年前と比較すると現在の児童数は平成3年の36%となっております。

ちなみに、20年前の平成3年の人口は948人で、現在が683人ですので、20年前と比較しますと72%というふうになっております。

最後に、長田の町営住宅の空き状況ですが、昭和61年に10戸、平成元年に2戸、合計12戸が建設されまして、常に35人から40人ほどの住民が居住しており、現在は1戸が空いておりますが、6月の末には入居予定というふうになっております。

なお、この長田住宅の居住の状況ですが、建設以来、一時的には空いたりしますが、ほぼ埋まっている状態であります。

次に、これまでの過疎対策と取り組みについてとご質問ですが、長田地区の過疎対策の取り組みについてですが、まず平成9年度より過疎地域定住促進奨励金の制度を実施しており、これまで新築、転入を含め、16世帯65人が長田小学校区に移り住んでおります。

次に、長田地区の生活環境インフラ整備については、平成18年度から3カ年で長田地区簡易水道整備事業を行い、安定した水の供給、管理を行うとともに、同じく平成18年度から3カ年で地域ケーブルテレビ施設整備事業を行い、長田地区全域でのケーブルテレビへの接続が可能となっております。

また、平成19年度からはコミュニティバスの運行を開始し、中学生の通学等を中心に利用されているところであります。

そのほかにも、辺地事業による道路整備や、長田小学校の整備事業、複式学級対策事業として、町単独事業により補助教諭を配置しており、また小規模特認校制度により他の小学校からの受け入れも可能としております。

このように、これまで数多くの過疎対策事業に取り組み、少なからずとも居住環境は改善されてきたのではないかと考えております。

しかしながら、なかなか少子高齢化、過疎化といった流れをかえることはできておりません。今後もさらに、さまざまな施策を地域の方々と一緒になって検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） まず、わかっていることからお話しますと、前提として過疎化とは一体どんな意味なのかということでございますけども、人口がほかに流出して非常に少ない様子を指しますが、過疎化対策、つまり流出を食い止め人口を増やすということが過疎化対策でございます。

これまで、この三股町議会の中では過疎化対策について、平成20年度から昨年まで、元議員の黒木議員、山領議員、財部議員が何度も議会で一般質問をしております。

議事録を見ても、それなりに検討を重ねてここまで来ているというふうに思いますけれども、長田地区においては顕著な過疎対策につながっていない。いわゆる人口増に結びついてないわけですね。つまり、長田地区の過疎対策は今のところ、成果が出ていないというふうに言ってもいいというふうに思います。

もっと言えば、先ほど話がありました水道を例にとりますと、行政としては過疎対策を行った

というふうに思っているようですけれども、地区住民の意識とかけ離れている、そういうことがわかっていないんじゃないかなというふうに思います。

水道ができた平成21年度まで、谷の水を生活用水としていたところもありました。雨が降れば、きょうみたいに雨が降れば水が濁って、蛇口から出てくる水は濁ります。それを生活用水として使う。お風呂も濁ります。洗濯も濁ります。そういう大変な思いをして生活をしてきた。台風の後には、断水になることもたびたびありました。数キロの水道管を見るために、台風の後には地区の人が手分けをして、危険を承知で生活水の確保を行って来ました。そんな我慢した生活からようやく通常の水道になった。それが平成21年、長田地区の住民意識からすると、数10年後回しにされてきたことをようやく行ってくれたという感覚であります。

地区住民の意識に、水道が過疎対策なんていうことは入ることはない、というふうなことを承知しておいてほしいというふうに思います。

昨年からは公民館長、長田小学校、それから小中学校のPTA、各地区代表で組織化をして、長田地区過疎化対策協議会が立ち上がっております。協議会の中では、働く場所をやっぱり確保しないといけないなあと、そういった悩みも出てきておりますし、長田に住んでもらうために、地域として歓迎しなければならない。そういったことを周知しなければならないということで、まずPRしようと、長田地区公民館連協の予算で看板設置を行いました。今、真剣に取り組まなければ取り返しがつかないことになるということで、地区住民は危機感を持って行動を始めております。

以上のようなことを踏まえて、町長に長田地区における過疎対策の方針を伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話しましたけれども、過疎対策に根本的な手立てがあるのかというところは、なかなかどの地域でも非常に難しいなという部分がございます。

といいますのも、日本全体が少子高齢化という状況で、本町の場合、若干都城との近接しているというベッドタウン的な要素もございますので、若干人口は増えているわけなんですけど、ただこの町全体を見渡したときに長田だけが減っているんじゃなくて、やはり中央地区を含めて若干減少傾向、高齢化の傾向はあるということは確かでございます。

その中で、お話がありましたけれども、簡易水道はやはり生活していく中でインフラ整備としては非常に重要だということで、先ほどありましたように表層水を使ったり、あるいは谷の水を使ったり、こういう雨天の場合は非常に濁ったりいろいろしますので、まずそういうところの整備も1つの過疎対策の一環だろうと私は認識しています。

そして、そういうことをすることによって、その地域での開発行為、含めて、例えば住宅を建てる時に水の問題がないということが一番大事でございますので、そういう意味合いからする

と、ちょっと認識が違うのかなと思いますけれども、過疎対策というふうには私は位置づけているところでございます。

そういうインフラ整備、道路整備等をしながら、そして先ほど言いましたように、このケーブルテレビ、情報の共有化、やはり中心地のほうと長田のほうで、情報の格差がないような取り組みもさせていただきました。

そういうことで、いろんな取り組みをやっております。そして、宮村、そして梶山につきましては宅地分譲事業も実施しております。これにつきましても今後、長田のほうはどうするのかと、公営住宅の整備でいくのか、あるいは分譲でいくのか、あるいはほかに手立てはないのか、空き家対策はないのか、いろんな意味で、今後検討させていただきたいなあというふうに思います。

それで、今、ご質問の過疎対策の方針ですけれども、今後の長田地区における過疎対策の方針ということですが、昨年度、長田地区におきましては、長田地区の過疎化を食い止め、長田小学校の存続及び地域の発展を図るための短期的課題、また中長期的な課題について総合的に検討、取り組みを進めていく長田地区過疎対策協議会が設立されました。

少子高齢化が進行する中、過疎化解消には、抜本的な解決策はなく、地域の実情と地理的要件など、さまざまな角度からその方策を検討していく必要があるというように考えてます。

今後は、この協議会のほうと十分連携を図りながら、何が一番効果的な方法かを検討するなど、地域の方々と一緒になって、過疎対策に取り組んでいこうというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 町長の公約にも「まち、むら、元気わいわいプロジェクト」の中に、集落にぎやか元気づくり、しかも長田の過疎対策というふうにありますので、地区住民は大きく期待をしているわけであります。決して、この期待が失望がかわることのないようにしていただきたいというふうに思います。

今後、陳情書、請願書、署名活動なりということで、長田地区過疎化協議会は活性化をしていきます。それを踏まえて、再度、長田地区の過疎化対策の意気込みをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 公約のほうでも、「町土の均衡ある発展」ということで、それぞれの地域の特性に応じたところの地域づくりをやっていくと、長田は長田の実情を踏まえながらどういう方策がいいのか、それぞれの地域の住んでいる方々の知恵をかりながらやっていきたいなど。

その中で、やはりこの過疎対策協議会が発足しましたので、十分、町のほうでも地域政策室を

今度は立ち上げまして、そちらのほうを含めて連携がとれるような対応をやっていききたいなど、そういうことを通じながら、この長田地域だけじゃございませんけれども、「町土の均衡ある発展」にとって何が一番いいのか、の1つとして長田のこの過疎対策にも取り組んでいきたいというように考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、難しい問題ではありますけれども、お取り組みのほどをよろしくお願ひしたいというふうに思います。9月議会でまた、進捗状況をお聞きしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。三股町の観光について伺います。

三股町は、春はすごくにぎわう観光地の体質を持っておりますけれども、夏が余りかんばしくないというふうな状況もございます。

そこで、お尋ねですが、椎八重公園にキャンプ場をつくる計画を考えられないかというふうなお尋ねです。よろしくお願ひします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 椎八重公園にキャンプ場をというご質問ですけれども、このことにつきましては、以前に椎八重公園の対岸の山間地を利用したキャンプ場建設について、検討した時期がございました。

しかし、その検討中に、計画地の背後の島津山林の山でございますけれども、そちらが崩壊したことから断念した経緯があります。

その後、町民の皆様の要望等も受け、上米公園内に炊飯施設を備えた多目的広場を設置し、ご利用いただいているところでございます。

椎八重公園でのキャンプ場の設置、つまり周年利用ということ念頭に置かれていると思いますが、場所の選定、それから施設の建設費用、それから年間を通じた維持管理、そしてまた利用見込み、そういうなどなどからの費用対効果、そして現在の経済とか、景気状況、本町の財政状況などさまざまな課題があるところでございます。

このようなことから、現在のところ椎八重公園のキャンプ場の整備については考えていないところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） これに関しては、都城市の関之尾キャンプ場、山之口の青井岳キャンプ場、曾於市の大川原キャンプ場、夏のシーズンはほぼ満杯状態になっている状況でございます。

そういったことを踏まえますと、ロケーション、また自然の条件は椎八重公園のほうはるか

にいいんではないかなあというふうに私は思っておりますが、ぜひこの辺も前向きに検討いただきたいというふうに思います。

今年の夏に、そういった状況を踏まえていただきまして、もう一度考えていただきたいというふうに思います。

次に進みます。現在、ブルーベリーの体験型観光が伸びてきております。これらを伸ばすために、ブルーベリーの苗木の導入の補助を考えられないかという質問であります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ブルーベリーによる体験型観光の伸び、そしてまたブルーベリー苗木の導入補助についてというご質問ですけれども、現在、本町では長田地区において、ブルーベリー樹園地を利用した体験型観光が「みまたんよかもんツアー」の中で実施されております。

また、長田地区内で、ブルーベリー栽培を希望されている方もいらっしゃるというふうに聞いております。

なお、都城管内でのブルーベリー生産については、現在、高城町のほうにおいて体験型農園が営まれているというように報告を聞いてます。

本町では、以前、特産品開発事業の一環といたしまして、ギンナン採取用のイチヨウの木を導入しまして、希望農家に植栽していただいた経緯がございます。

ブルーベリーの苗木導入補助については、体験型観光農園としての経営支援なのか、あるいは営農としての支援なのか、実態を把握し、またお聞きしながら、これからの状況、展開、どんなふうになれるのか、そういうのを見極めた上で関係機関とも連携を図りながら検討してまいりたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） これに関しては、先ほどの過疎化対策とつながる問題になってきます。

過疎問題というのと、経済問題というのは密接につながっております。地域の経済というのが好転すれば、地域に活気が出てきます。ブルーベリーの利点をあげるとするならば、まず栽培に手がかからないというふうなこと、それから体験観光ができる。また、栄養価が高い機能性食品である。収穫が高齢者でもできる。ジャムなど、加工品がつかれる。つまり、三股町でつくるにふさわしい地域おこしの作物であります。

それから、ブルーベリーのような農作物は苗木導入化が軌道にのるまで四、五年はかかります。苗木1本、大体1,500円でしょうか。50本で7万5,000円が初期投資となります。ぜひ地域づくりの観点から、長期的戦略に立って、過疎化地域のやる気を掘り起こすことにもつながりますので、高齢者の生きがいつくりにはこれはつながってきます。ぜひ、前向きな検討をお願い

したい。それを踏まえて、意見をいただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 長田地域は、自然が豊かで、また、よかもんツアーの体験型観光の一角でもございます。

そういう中で、このブルーベリーを過疎対策、そしてまた観光の一環としてとらえるという視点でのお話でございましたので、十分また、先ほどありましたこの地域の過疎対策協議会のほうともお話をさせていただきながら、どういう方々が、どういう範囲でどういう形でやっていきたいのか、そのあたりを情報を収集しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） アトリエロードのように、自然の美しい芸術的な地区で体験型観光ができる、そういう地域として今後アトリエロードをPRするためにも、三股町を大きくPRするためにも有効ですので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

食から発信する観光を検討してはどうかという質問であります。意見をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ご質問の食から発信する観光は、全国的にもB級グルメの発信など、観光客を取り込みやすい素材として定着しつつあります。

本町では、以前、どぶろくと、どぶろくを使った加工品を全国展開事業として発信したことがあり、一部の加工品が今でも好評を保っているところであります。

本町には、漬物や菓子類、ヤマメとその加工品など、素材のよい食品が多数あります。これらを使った観光のひとつとして、産業振興課と商工会の地場産品部会を中心に計画している観光企画もございまして、また開発中の商品もございます。

食から発信する観光については、今後さらに、関係期間や関係する団体等との意見交換、協議検討を重ねながら三股町にあった観光のひとつとなりうるよう推進してまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 現在、B級グルメ、またご当地グルメというふうなことで、食べ物から発信する地域おこしが数多く出ております。県北のチキン南蛮、宮崎市の肉巻きおにぎりや辛麺、県南のカツオあぶり重、都城においては「がね」も売り出しておりますし、都城から宮崎までの269号線を結んで勧めているチキン南蛮カレー街道、こういったものは、今まであったものをアイデアひとつで地域おこしにつなげている例でございます。

この食から発信する観光というのは、アイデア次第でどうにでもなることが魅力的なわけです。

つまり、町長のやる気と担当課のフットワーク次第で地域おこしにつながる。ぜひ地域おこしの視点で見ていただきまして、しっかり予算づけをして、三股町からPRする、B級グルメの出現に向けていただきたいというふうに思います。

ちなみに、都城市は現在、牛、豚、鶏の生産額が日本一という点に着目して、都城焼肉三昧炭火定食ということで進めております。これは、大きく今後取り扱うというふうに思っております。

そういったことを踏まえて、町長のこれからの指針をお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいまございましたように、アイデアひとつで、現在既存のものがこの全国的に展開できるような、あるいは県内に発信できるような資源として有効に活用したらということでございます。

そういうところ、やはり行政だけじゃなかなか気づかない部分もございますので、観光協会とか、また商工会等いろんなところアイデアをいただきながら、一緒になって、どういう方向がいいのか、何を売り出すべきなのか、そしてどういう方法をとるのか、いろいろと知恵をかりながら一緒に進めていきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、しっかりとした予算づけをお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

都城に南九州大学が来ました。南九州大学や町内企業と連携をして、産学官の連携で地域おこしにつながる観光の研究の必要性をどのように考えるか、お尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 平成21年度に開設しました南九州大学は、農業、とりわけ農産園芸や食品に関する研究や調査に秀でておりまして、また、産学官連携の実績も数例あるというふうに伺っております。

南九州大学や町内企業と連携した産学官での地域おこしと一体となった観光の研究は、町の活性化のためにも重要性、必要性を感じるところでありまして、町が組織づくりを支援している三股町観光協会の中で検討されていくべきテーマ、課題であろうかというふうに思います。

現在、三股町地産地消推進協議会専門部会においては、町内産のヒマワリ油を使った新商品開発を進めておりまして、この指導機関である宮崎県産業支援団体から南九州大学や町内企業、町内農業者と、そして行政が産学官連携で進めていく必要があるというふうに指摘を受けておりますので、現在その準備を進めているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 南九州大学との連携をとって進めていく産学官の取り組みというのは、これは都城市に先を越されないためにも早く手を打つべき問題だというふうに私は思っております。できるだけ早いアプローチで進めていただきたいというふうに思います。

都城と比べると、グリーンツーリズムでいえば、三股町は完全に遅れをとっているというか、停止しております。7年ぐらい前にグリーンツーリズム協議会というのが三股町に立ち上がりましたが、当時、丸山課長が担当だったかなと思いますが、数回会議を開きまして、1年ほどで立ち消えになっております。ぜひ、今後は町の観光協会等も活用して、活性化を図っていただきたいというふうに思います。

地域資源としても、地域資源として見ても、三股町はまだ開発されていないわけですから、豊かな自然がありますし、大学、企業と協働した地域おこしの格好の研究材料だというふうに思います。ぜひ、可能性を探っていただきたいというふうに思います。

9月の議会で、またこの進捗をお聞きしたいというふうに思います。

次に、企業誘致についてお尋ねいたします。

まず、現在の企業誘致は、どのように行っているのか、また今後の予定があるのかお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 企業誘致についてのご質問ですけれども、この要旨の中の①から③までは関連がございますので、一括して回答してよろしいですか。

○議員（1番 池邊 美紀君） はい、いいです、はい。

○町長（木佐貫辰生君） まず、①ですね、現在の企業誘致はどのように行っているか、また、予定があるのかというご質問ですが、現在、本町は昭和41年度から平成20年度までに17の企業を誘致しておりまして、現在、創業している企業が14社あります。

企業誘致の方法としましては、本町ではインターネットによる情報提供、県庁や県の東京事務所や大阪事務所などからの情報紹介、もろもろの企業との懇談会、あるいは在京三股会、近畿三股会の会、要するに三股町出身者で構成して東京、関西ですね、そちらのほうの三股会の会員の皆様からの紹介依頼など、企業誘致活動の方法は、さまざまな手法を使っております。

企業立地は、雇用の場が確保され、町の活性化に大きな貢献ということになることから、この企業誘致につきましては企業立地対策監を配置して取り組んでいるところであります。

現在、誘致企業、今既に立地している企業である食品会社のほうから、規模拡大の相談等も受けているところでございます。

②の質問ですが、本町では都城市の企業誘致状況に限らず、県内自治体での動向につきましては情報収集に努めているところであります。都城市の企業誘致の状況・対策の違いにつきまして

は担当課長のほうから答弁させます。

町長の企業誘致の目標と方針ということですが。

企業誘致の目標と方針につきましては、第五次三股町総合計画にありますように、企業立地奨励金制度の充実、産業立地関連情報の発信等を進め、成長力のある企業の誘致に努めてまいりたいと考えてます。

このためにも、今後、誘致企業のニーズを把握しながらフォローアップ、あるいは企業誘致等の強化に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 都城市の企業誘致の状況・対策の違いについてでございますが、都城市の企業誘致につきましては、平成22年度の誘致につきましては8社、うち新規が2社ということで聞いております。

また、対策のひとつとして、市内外の企業訪問であるとか、誘致企業のフォローアップを行っているということを聞いております。

都城市と本町の財政規模とか土地利用計画の方針等の違い、あるいは従事職員数によるフォローアップ体制の違いというのは、細かいところはございますけれど、方策についてはほとんど同じ形であると言えます。

また、平成21年10月に、都城市を中心地として、関係市町で締結しました「定住自立圏形成協定」というのがございまして、その中で、都城志布志道路を活用した、圏域内の企業誘致活動に連携して取り組むこととなっております。

なお、この事業の中で、企業立地のために、圏域統一のパンフレットであるとか、DVDなどプロモーション媒体開発とか、工業見本市への出展など合同で行うことになっております。これが企業誘致ガイドブックになっております。これです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 都城市との違いということをお聞きしたのは、都城と三股町というのは隣なんですね。

しかも、インターチェンジからすぐ近いところに三股町工業団地がある。ということは、企業誘致も同じレベルで発信できるのではないかなあというふうに思うんです。

今回、今、課長がおっしゃらなかったんですが、今、都城のほうは全職員が企業誘致のセールスマンだというようなことで、みんなが名刺を持っているんですね、企業誘致のセールスマンという名刺を持てるようになっていきます。それが、今月のニュースに大きく取り上げられておりました。

そういったことを考えると、三股町ももっと大きく企業誘致に目を向けてもいいのではないかなあというふうに思います。

4月の私共の町議会議員選挙期間中にリストラされて職がない方、また学校を卒業しても職が、就職につけない方という大変な状況の方に、どうかしてほしいという切実な声をいただきました。私が聞いたのは、ほんの一部かもしれませんが、そういう生活の糧に、苦しんでおられる方がいらっしゃるという事実もありますので、ぜひ検討していただきたい。

また、企業誘致というのを逆に考えますと、働く場所があれば三股町に住むということにもつながるというふうに思いますし、アイデアを絞って優遇措置を全面に出して、企業誘致活動がニュースになるようにしていただきたいというふうに思います。

ベースは、三股町のための町民のための企業誘致です。三股町の自立にもつながることですので、成果が上がる取り組みを期待したいというふうに思います。

また、町長が一番最初にホームページでの情報提供というふうに言われましたけれども、三股町のホームページを見ても積極的に企業誘致を行っているということは伝わってきません。もう少し、企業側に立った情報を入れていただきたい。

それから、企業誘致三股町ということで検索して、宮崎県のホームページというのも出てきます。それを見てもみると、三股町担当窓口というところがあるんですね。そこをクリックしてもたどり着かないんです。見つからないというふうに出てきます。

改善すべき点は、山ほどありそうに感じました。ホームページでいうなら、例えば岩手県の九戸村という人口9,000人の小さなまちですけども、ホームページはこれ一番充実しております。それから茨城県の人口1万7,000人の美浦村も非常にわかりやすかったです。福岡県の人口3万2,000人の岡垣町は企業誘致のページに一番最後のほうに、役に立ったかどうか、アンケートまでありました。どれだけ、自治体が真剣に取り組んでいるかホームページを見ればわかります。

そのあたりの研究も、インターネットの時代ですので、しっかりやってほしいというふうに思います。

以上のようなことを踏まえて、町長に、再度今後の企業誘致における決意をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町の企業誘致については、中心になるところが蓼池の工業団地、そしてまた前目工業団地、このあたりがインターに近くて、そしてまた誘致がしやすい場所かなというふうに考えているわけなんですけど、ただ団地として、工業団地としてまとまりのあるスペースというのは非常に少なく、空地という空き地がある程度点在しているというスプロール化といいますけれども、そういう状況でございますので、なかなか適地にあった今のスペースにあっ

たとこの企業誘致とマッチングさせるというのはなかなか難しい状況でございますけれども、しかしやはりこの管内は食品を中心にしたところの立地企業等も多い、また、リーマンショック以降、そういうIT関係だけじゃなくって、やっぱり食品関係のところは景気動向に非常に左右されにくいという部分もございましたので、この管内の特徴であります食品製造、そしてまたそれを付加価値をつける、そしてそれを売り出していくという6次産業化含めたところの企業立地、そういうところ中心に視野に入れながら取り組みを進めていきたいなあとということで、先ほどホームページ等の改善点とか、いろいろご指摘がございましたので、十分そのあたりは勉強しながら、情報が発信できて、そして三股町が魅力あるようなところになりますようにやっていきたいなあとと思います。

ただ、都城の方は、今、現在、このインターの近くに工業団地をつくってございまして、そちらのほうの企業立地にまい進しているという状況で、先ほどありましたような全職員がセールスマンというようなことでの取り組みもされておられるのかなあとと思いますけれども、そういう姿勢は見習うべきでございますので、いろいろと今後勉強させて、検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） そうですね。都城はやはり尻に火がついているという状況もあるというふうに思いますが、それに負けないように三股町も頑張ってもらいたいというふうに思います。続きまして、三股町の財政状況についてお尋ねします。

新しくできる医師会病院、またはクリーンセンターなど、負担金による地方債の予測から見る今後5年間の見通しと方針を伺います。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） クリーンセンター建設事業については都城市が、そして都城地域医療ゾーン整備事業については都城市及び市郡医師会が整備いたします。その事業費の一部を三股町が負担するということになっているところです。

当初の計画段階では、2つの事業の総事業費、クリーンセンターとその医療ゾーンですけれども——の総事業費は193億8,691万2,000円で、三股町が負担する費用は、クリーンセンター建設事業で11億3,771万円、都城地域医療ゾーン整備事業で5億1,204万1,000円であり、合計で16億4,975万1,000円の負担金となっております。

これは当初計画ですから、また計画の見直しとかありまして若干減っておりますけれども、基本的にはそういう割合で三股町が負担することになっているということでございます。

建設年度は、クリーンセンター建設事業が平成22年度、去年からですね、平成26年度までの5年間、都城地域医療ゾーン整備事業が、これは救急医療センター、そして医師会病院、それ

に健康管理センター、この3つの施設をつくるということでございますが、これが平成23年度から平成26年度までの4年間となっております、この負担金の財源として、地方債を予定しており、その総額は13億920万円を予定しているところであります。

多額の地方債借り入れによる今後の見通しでありますけれども、地方債残高を見ますと、前年度末が現在66億円と、前年度末が約66億円であり、そして平成27年度、事業が完了した翌年ですね――がピークとなりまして約86億円。その後、徐々に減少してくものというふうに思われます。

一方、償還額については、平成27年度以降、その影響は出てくるものでありますけれども、本町の場合、今後5年間に償還が完了する地方債が多数ありますから、公債費の急激な増加にはつながらないところであります。

しかしながら、地方債残高が増えますと財政上の諸々の問題が発生することや、また地方債以外の約3億5,000万円は一般財源ということでもありますから、行財政改革の継続、そして財政上のいろいろな工夫をしながら健全財政に努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 町長は、「自立と協働でつくるまちづくり」というのをスローガンで掲げていらっしゃるけれども、町民からは本当に単独で行けるのかとか、いつごろ合併するんですかと、そういった意見が少なからずこれはあります。

つまり、合併せずに自立で行くということが、町民に伝わっていないというふうなことであります。ぜひ、5年間の見通しを踏まえて、町長の言葉で「合併はない」という決意の表明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） お話しましたように、健全な財政事業のもとにこれを進めていくということで考えておりますが、今回はちょうどクリーンセンター、これもそこの都北町にございましてこの焼却場、これがもう老朽化しておりまして、これをどうにかせないかんとというのが以前からの課題でございました。

これは山田町のほうに移転するというのが、1市5町の段階からの1つの決定事項でございまして、それを進めていくということでございます。

そしてまた、医療ゾーンの整備につきましては、もろもろの事情、要するに医者確保あるいは現在の施設の老朽化、狭隘化を含めて、医師会のほうから平成16年度から建替えのほうの要望もございました。

そういうのを踏まえながら、都城市のほうで医師会のほうとの検討、そして三股町のほうも後から参加しましたけれども、インターの近くのほうに施設を移転するという事になったわけな

んですが、そういう大きなひとつの事業がふたつ一緒に重なったということが、今回財政負担に非常につながっていく部分であろうかと思いますが、町のほうでは10カ年計画をつくりまして、そして今後の事業と、大型事業を含めて、の財政等の見通しを立てております。

そういう中で、こういう事業がありますけれども、これはすべて一般財源でやっていくわけじゃなくって、要するに起債等を絡めております。といいますのが、今回、都城市が中心地となりました定住自立圏構想、この中での有利な起債等もございますので、またクリーンセンターについても、交付税参入の起債でございますので、そういうのを活用しながら、できるだけ町負担にならないような取り組みをさせていくというふうを考えてますので、私は4年間の任期でございますので、私が任期中は合併ということは全く考えていないというふうにお伝えしておきます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） そういう決意を聞いたかったわけでございます。

次に、福祉に力を入れている三股町の行政運営でありますけれども、そのPRがなされているのかというお尋ねでございます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 答弁させていただきます。

全国的に高齢化が進展している中で、今後、団塊の世代といわれる人が高齢者の仲間入りをすることにより、本町の高齢化率も現在の21%台から4年後には25%台になることが予測されており、年々高齢者福祉事業の拡大が見込まれているところでございます。

一方、児童福祉の分野におきましては、保育料の負担軽減をはじめ乳幼児の医療費の無料化、放課後児童クラブ事業の実施など、積極的に子育て支援に取り組んでいるところでございます。

このようなことから、今年度の当初予算におきましても、一般会計予算に占める福祉予算が約3割というようになっている状況です。

福祉施策のPRはなされているかのご質問ですが、町広報誌やホームページでの福祉特集をはじめ、昨年度より子育て支援に関するチラシを作成しまして、子育て支援センターや認可保育園等を通じて子育て世帯へ配付しているところでございます。

また、子育てを応援するイベントの補正予算を本定例会で提案しているところであり、このイベントの中でも町の子育て支援事業を啓発する計画であります。

今後も、「やさしさとぬくもりにあふれる健康福祉のまちづくり」の実現に向けて、地域と行政が一体となって、積極的に福祉施策に取り組み、またPRしていこうというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） これも、先ほどと同様に、町民に対してやっぱり周知がされていないというふうに思っております。

三股町は、福祉に重きを置いている行政運営でありますけれども、扶助費の比率で26市町村でトップクラス、中でも約7割占める児童福祉費、こういったものを町民の方々がどれだけ理解をしているのか、つまり、手厚い福祉のことが町民に周知がされていないというふうなことになるというふうに思います。

また、都城市、合併した4町、こちらのほうは今年から保険料も上がるというふうな状況であります。三股町のよさを本当にアピールできるいい機会でありますので、ぜひホームページのトップページに載せるとか、町内へそういうまちづくりを行っている看板設置を行う、そういうふうなことでもっと幅広い周知を行っていただきたいと。このことは、三股町に住もうかどうしようかというときの大きなファクターになるというふうに思っておりますので、ぜひこれをやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次に、財政的な見地から戦略的に有効な補助金を獲得するための部署が必要と考えますが、町長の考えを示していただきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 本町は、今後10年間のまちづくりを方向性を定める第5次三股町総合計画を昨年度策定いたしました。これに基づき各施策・事業を実施していく計画であります。

この計画の実施に当たりましては、個別事業につきましては、まず第1には、それぞれの担当部署、担当課において、有利な補助金等の情報を入手しまして、それを庁内全体で共有し、事業を進めていくかどうかということを検討したいというように考えてます。

次には、本年度設置しました地域政策室が中心となりまして、行政改革の推進や総合計画・重要施策事業の進捗管理を行うとともに、各課横断的、広域的な事業、都城までまたがる広域的な事業、あるいは言われます戦略的な事業については各課、財政当局と連携を図りながら、情報の収集及び有利な補助金、起債等の把握に努めまして事業化または総合調整する部署として位置づけているところでございます。

第1には、担当課、そして次には地域政策室というふうに位置づけているところでございます。

また、国の国庫補助金、負担金、国庫補助負担金の一括交付金化、これは県のほうでは23年度から実施と、そして市町村については24年度からかなというふうな計画とありますけれども、これにつきましてはこの平成24年度市町村に係る補助金の一括交付金化の、先ほど言いましたように予定されているということでございますので、これにつきましては地域政策室を中心に情

報の収集に努めながら対応していきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 東日本大震災など、国からの交付金の減少というのが懸念をされております。

都城市では経営戦略課で方針を打ち出して、さまざま予算獲得に乗り出しております。無駄な補助金まで獲得するというのではなく、少ない、国の財源を有効に使うために、町の出費を減らすためにも、計画的な方法で有効な補助金獲得を行う担当を置くべきではないのかというふうなことであります。

やりたいことがあっても、予算がないからできないと、そういうふうなことはたくさんありますね。ですから、しっかり予算をとってきて新しいことにチャレンジできるようにしていただきたいというふうに思います。

現在は、インターネットの時代ですから、各省庁や外郭団体など少し調べると三股町にあう国や県の補助金は数多く出ております。三股町が自立を選ぶのであれば、このあたりの方針は必要だというふうに思っております。地域政策室の今後に期待をしたいというふうに思います。

続きまして、自治公民館の加入率についてお尋ねします。公民館加入率と具体的な対策を教えてくださいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話がありましたように、合併しないで単独町制を進めていくということを選択した本町におきましては、町民と行政との協働によりまして、自主自立のまちづくりや、住民自治に基づく個性豊かな地域づくりを目指しているところでございます。

このため、これまで進められてきたさまざまな住民の自治活動を一層促進しながら町民と行政とのパートナーシップを強化していくとともに、地域コミュニティの育成や地域自治組織の充実に努め、つまり自治公民館活動ですね、協働のまちづくりや住民自治を一層推進していく必要があるというふうに考えています。

しかし、価値観の多様化・ライフスタイルの変化等によりまして、自治公民館活動に無関心な人が多くなってきたことで、自治公民館に加入しない人が増えまして、さまざまな活動に支障を来すことが多くなっています。

現在の三股町の自治公民館加入率は、平成21年度が71.4%、平成22年度が70.8%、そして現在が67.6%と、加入率は減少傾向となっております。

また、一番高い自治公民館で92.7%、一番低い自治公民館が45.9%となっており、特に西側のほうの都城との近接している地域が低い傾向となっております。

この自治公民館加入促進対策につきましては、喫緊の課題というふうに認識しておりまして、

まずは検討部会を設置しまして、加入状況の把握や現状分析を行い、自治公民館連絡協議会との協議や支部長対象への意識調査等を行いながら、すぐにとりかかれる短期的な対策と、中長期的な対策とに分けて検討をしていきたいというふうに考えております。

一挙に加入率アップにつながる対策はなかなか難しいかもしれませんが、自治公民館との連携をさらに進めて、行政と自治公民館とが一体となった対策として今後取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 実際は、具体策があれば教えていただきたいというふうなところであるというように思いますけども、私も6年間、公民館長をしてきまして、公民館連協としても加入率の問題は毎年、頭を抱えている問題であります。

ごみの問題、また募金関係の問題も絡んできますし、行政の広報、行政事務連絡等も絡んでくる問題であります。

考え方としてですけれども、広報誌にパート情報とか、町民側に立った情報というのを、生活密着の情報というのも今後必要になってくるのかなというふうに思っております。これについては、また改めて質問したいというふうに思います。

最後の質問に移りたいというふうに思います。

陸上施設のタータン——タータンというのは全天候型の施設のことですけれども、この必要性をどのように考えているかお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このタータン、全天候方陸上施設といいますけれども、その必要性についてですが、旭ヶ丘運動公園の陸上競技場は土のトラックであることから、これまで雨の日や冬場に霜がおりたときなど、ぬかるんで使用できないのが実情でございます。

この全天候型の陸上競技場に整備することは、耐水性、耐衝撃性などの特性を備えていることから気象状況に関係なく使用できまして、陸上競技者だけでなく、ジョギングやウォーキング愛好者にとっても喜ばれるものと考えます。

しかしながら、改修に要する経費は、整備内容にもよりますが、1億円以上となり、現在の苦しい財政のもとではその整備は大変厳しいものがあるかと考えています。

したがって、全面的な整備ということではなくて、100メートルの直線のコースの整備、あるいは400メートルのトラックコースの部分的な整備など、今後、町の財政状況を見ながら時間をかけて検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ありがとうございます。

「アスリートタウンみまた」というキャッチコピーを使っております。これは、運動の町ということでもなく、スポーツタウンという名前をつけたわけでもなく「アスリートタウン」としたわけです。

アスリートというのは、主に陸上、水泳などの競技者という意味で、高いレベルの選手を指します。陸上競技の短距離というのはご存じのようにコンマ何秒で競う競技であります。走る感覚の違いというのは大きく結果に響きます。タータンのトラックの施設では、専用のスパイクの底にスパイクピンをつけて走ります。スパイクを履くと少しも足がずれないので、普通の運動靴で走る感覚と全く違い、なれないと足を傷めてしまいます。

都城圏域にタータンの施設がないために、小林、宮崎、串間まで練習に行っている状況であります。

現在の状況ですけれども、まず小学生は三股町には三股ジュニア陸上というのがございます。旭ヶ丘競技場で練習をしております。練習は普通の運動靴です。タータンで練習することができずに宮崎である大会ではスパイクを履いてするために、走る感覚が狂って普段の実力を出せないというふうなことも聞いております。

また、長距離においても、運動靴でありますとタータンで走る場合、晴れた日はまだいいんですけれども、雨の日には普通の靴ではタータンのグラウンドではすべりますので、転ばないように走るという感じになって全く実力が出せないというふうなことです。

中学校の陸上の通常の練習は中学校のグラウンドです。グラウンドの利用の部活が多いために、渋滞状態です、あそこは。練習しているところに野球ボール、サッカーボールが飛んでくることがよくありますし、大会の予行練習で宮崎市、小林市に行っております。強化選手になると、串間市などで練習がございます。

このように、アスリートタウンなのに、町内にアスリートを育てる施設がないということになります。ぜひ、今お考えのように、財政の状況で全体の整備ができないということであれば、200メートルのトラック何本か、また練習用150メートルの5レーン等を考えていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） ここで、午後1時30分まで昼食のために休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

発言順位 3 番、佐澤君。佐澤君。

〔2 番 佐澤 靖彦君 登壇〕

○議員（2 番 佐澤 靖彦君） それでは、3 番、佐澤です。一般質問について、2 つほどありますけど、まず 1 つの町内宿泊施設の問題について、これは体育文化ともに立派な施設があるのに、団体関係から宿泊する場所がないという要望がありますが、この辺について質問したいと思います。

その内容を、県内でも 2 万 5,000 という人口がある町で、宿泊施設がないというのはとても寂しいと考える。これまで、築き上げた町内の体育・文化施設はとっても立派な体育館系で、陸上競技場、野球場、ソフト場とあります。

大学、実業団、ほかの団体が合宿に三股を選んで来られるのに、その関係者が三股の施設を利用し、三股に泊まり、三股で食事をしているのを考えているのに、みすみす無駄にするのはどうかと考える。

文化施設も、小さいながらも 400 人という収容のホールがあり、また隣には図書館と、福祉のほうの元気の杜という立派な施設があるのに、それにもかかわらず、すべての利用者が中途半端で終わっているのではないかと考える。この施設を直動させる為にも、宿泊施設が必要と考える。

宿泊施設ができれば、町内の商工業者もいろいろ活性化するのではないかと考える。その辺についてお聞きしたいと思います。

あとは、質問席の方でしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 町内宿泊施設の問題についてというご質問でございますが、団体関係が宿泊する施設、合宿所の建設について、また宿泊施設の建設について、これまでも何回か一般質問で取り上げられ、スポーツ関係者の間に、合宿所整備等の要望があることは十分認識しているところであります。

本町では、「アストリートタウンみまたの創造」をスポーツ振興の基本理念に掲げており、合宿所の整備も、その手段の 1 つとしてとらえる必要があるというように考えています。

しかしながら、本町では三股中学校の大規模改造事業をはじめとしまして、4 つの小学校の体育館の改築事業、そして中原・塚原の町営住宅の建替え事業など、大型事業に連続して取り組んでおりまして、財政上、現段階での対応は極めて厳しいというふうに考えているところです。

したがって、現在、各種大会やスポーツ合宿等での町内の施設に宿泊を希望される団体については、地区分館の利用を推進しています。その実態については、また担当課のほうから説明

をいたします。

今後、国や県や財団からの補助事業が活用できること、合宿所機能だけではなく、多目的に利用できる施設であること。維持管理の面においては、将来にわたって町の負担が最小限に抑えられるかなど、あらゆる角度から、時間をかけて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今、町長のほうから地区分館の利用ということでありましたけれども、過去5年間の実績について述べたいと思います。

平成18年度、5団体、150人、19年度、3団体、60人、20年度、12団体、266人、21年度、1団体、80人、22年度、5団体、141人というふうになっております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今の数字で、これを具体的にどこの分館なりに泊まらせて、あとは、食事関係、そういうのもちょっとお知らせもりたいと思いますけど、よろしく願いいたします。

○町長（木佐貫辰生君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 具体的にということでしたけれども、まず18年度、第1地区分館、これについては、三股ミニバスケットボールということで50人、それからやっぱり第1区ですが、宮崎県県選抜のバレー部ということで10人、第1地区ですけれども、同じくバレー部という関係で20人、それから第3地区、三股町教育推進会議ということで50人、それから9地区、植木のほうですね、これが延岡市立北浦中学校男子バレー部という格好で20人というふうになっております。

食事等については、自分たちでされるということです。

次に、19年度第1地区です、同じく。三股の少年団という格好で、2団体が利用しております。

それから3地区の部分で、熊本県の高森中の剣道部という格好になっております。20人と。

20年度が、第3地区、高森中、熊本県の20人、それから町内の小中学校関係がずっと続きまして、よそでいうと第8地区、都城工業高校、ここが40人、それから第1地区で鹿児島県のさざなみバレーボール少年団ということで30人、それから1地区、8地区、3地区、9地区というところで鹿児島県の亀山JVC、それから轟木JVC、それから熊本県の高森中、それから都城工業高校というふうになります。

21年度は町内のスポーツ少年団で80人、22年度、町内の小中学校の関係と、第1地区について、これ都城市だろうと思うんですが、柔技館というのが36人利用されている。

大体そういう状況です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、説明してもらったんですけど、この地区分館のほうに宿泊をさせるというのどうなのかなあというのもあるんですけど、この辺の消防法とか、宿泊関係のそういうので問題になるのではないのかなあと思ったりもするんですけど、その辺私もちょっと調べてませんが、どうなのかなあと思っております。

やはり、鹿児島県、熊本県、宮崎県の中でも、青少年の家というようなのが、延岡もありますし、青島、都城も御池の方にありますけど、鹿児島の方は、国立の青少年の大隅ですかね、というのがあります。

町長のほうも先ほど、国、県のいろんな形で補助金やら何やらの絡みで町に負担のないようにというような話をされましたけど、そういう方向をもうちょっと調べてもらって、ぜひともこの三股に団体、観光は別として団体が泊まれるような宿泊施設というの、やはり「アスリートタウンみまた」というような形で言われて、あと剣道でも全国で日本一になるようなチーム、中学校がですね、となるとかなりこちらのほうに對外試合を求めてくるというのがありまして、みすみす町内で紹介できるものをできなくて、全部都城のほうに流れてしまうというようなことでは、ちょっと寂しいかなあというのがありますので、ぜひともその辺をこれからまたどんどん詰めていってもらってやってもらいたいと思います。

それと、この前も都城の小学校であったんですけど、大隅自然の家に二泊三日で研修というような形で、かなりの収益があるのではないかなあと思って、そこのとこもちょっと見学、私してきましたんですけど、その小学校だけじゃなくて、5つぐらいの団体の小学校がいっぺんに研修するというような形で、研修内容はちょっとわかりませんが、そういう形で魅力あるそういうものがあれば、かなり三股に呼んでくれるのかなあと思っております。

それと、7月に、この前、観光協会のほうであったんですけど、塩野義製薬ですかね、ソフトボールのチームが合宿で来るというようなことを言われております。その辺の対応の仕方をちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、塩野義製薬のキャンプについてのみございますが、お答えさせていただきます。

塩野義製薬につきましては、7月、来月15日からキャンペーンするということになっております。

当日、うちのほうの対応としては、都城市と三股町合同でということで、旭ヶ丘球場におきまして記念品、後援物品の贈呈式、そして歓迎会という形をとらせていただきます。仰せのとおり、球場は三股の旭ヶ丘を使いますが、宿泊は都城市というふうになっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ありがとうございます。

まだほかにもいろんなチームが来るか思います。やはり、三股に泊まれる場所があればというのが、かなりいろんなチームから、バレー、バスケット、剣道、柔道もですけど、まして今度三股に立派な弓道場ができるわけですから、そこでも相当な人数が来るのではないかなと思っております。

それをするためにも、宿泊施設で、それでもどうしても予算がないというのであれば、今空いてる建物等を改装するなりというのはいかなるものですか、町長。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話ししましたように、この宿泊施設については、以前からお話があるところなんです、今のところそういう地区分館等での対応をさせていただいているわけなんです、今後、いろんな施設等も充実していけば、やはり視野に入れて検討すべきかなというふうには考えています。

また、そういう空き家等の施設があれば、そういうところもご意見等伺いながら検討はさせていただきたいと思えます。

まあ、この宿泊だけに限定しますと、なかなか箱物についての維持管理というのは年間を通したところでトータル的に考えなくちゃならんとなると、その負担もありますので、ですから合宿所だけではなくて、それ以外の多目的な利用も含めて検討すべきかなというふうには考えています。

そういう意味合いで、スポーツ関係、あるいは観光面とか、いろいろなところの各界のご意見を伺いながら、今後、検討させていただきます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、検討されるということでしたので、これをどんどん前のほうに進めていきたいと思えます。

その前の議員さんでも、やはり宿泊施設をとということで、何年か前もあったということでそれがやはり宙に浮いているというふうな状況があるみたいですので、そこを何とか前のほうに進めていってほしいと思えます。

その宿泊施設に絡んで、今まで高城でありましたクラシックカーというのは、今度三股のほうでされるということで、そこの収容人員も約1万人というぐらいのクラシックカーの——車ですね、車のイベントが三股で開かれるということです、これもひとつチャンスじゃないかなあというので思っております。

やはり、三股が2万5,000の人口に対して、そのショーがあるだけで内外から約1万人という人数が来る。これは、九州、全国から多分かけてくると思いますので、そこでもやはりこういうところがあるんだというような宿泊施設、まあ、その分館でもいいですけど、そういう対応をできるのであればこの10月から分館でもどうなのかなあと思ってはいるんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 一つひとつのいろんなイベント等が盛大にできるということ大変うれしいことなんですが、それを目標に云々というようなのはなかなか厳しい状況がございます。やはり、この合宿所建設については、長期的視点に立って検討すべきかなと。

といいますのも、この町内の中でこのスポーツ施設の関係の整備というのは、先ほどの1番議員のお話もございましたけれども、旭ヶ丘運動場、それからまたパークゴルフ場の、今2コースしかありませんけど、その拡大というお話もございます。

それ以外にも、武道館の改築関係、耐震化とか、いろいろとこのスポーツ関連の施設も多岐にわたりますので、その中の1つかなというふうに考えてますので、早急に云々というのは今のところ考えていません。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、その言葉を聞いて安心したところでございますけど、そのひとつの中に入れてもらえるというのは、それをまた検討して、また9月の議会でもどういうふうな形で推移していくのか、今後どういうふうな対策をとられるのかというのをまた質問等をしていきたいと思っておりますので、ぜひともこの宿泊施設、これ三股が独立していくという中では欠かせないことだろうと思っております。

まして、宿泊することによって町内の商工業者、飲食業、この辺も発達していくんじゃないかなあ。にぎやかな町になっていくんじゃないかなあというのも考えられますので、ぜひともこれ続けていってもらいたいと思っております。

よろしく願いいたします。

続きまして、町内の下水道処理施設内の土地利用についてということで質問したいと思うんですけど、今市の橋のところ下水道処理があると思うんですけど、その中に、芝生が張ってはいると思うんですけど、全部封鎖しているような状態で、その地区の人に限らず、多目的広場と

して利用は無理なのか、その辺を質問したいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） では、お答えいたします。

本町の公共下水道事業につきましては、平成9年度から事業に着手しまして、現在の中央処理場の敷地4万4,900平米を平成11年度から4カ年で取得しまして、その後、平成13年度から処理センターや1期目のオキシデーションディッチ及び最終沈殿池等を整備し、平成17年3月から下水道の供用開始を行い現在に至っているところでございます。

下水道への接続戸数の増加に伴いまして、平成25年度から2基目のオキシデーションディッチ及び最終沈殿池等の建設を予定しておりますが、それまでは現況のまま維持管理していく予定でございます。

ただいまご指摘のありました県道側にあります芝生広場については、近傍にその敷地内にあう天井の深さが3.5メートルあります最終沈殿池があることから、これに対する安全面などを考慮すると、下水道処理の妨げにならない範囲で大人だけによる自主管理の利用であれば貸し出しも可能というように考えております。

しかし、西側の約2ヘクタールぐらいある土地については、利用するとなれば、今のところ草ぼうぼうで非常に起伏が激しいところでございますので、整地する必要があり、貸し出しはできないというように考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、言われた県道側の敷地ですね。あそこでやるとすればどういう、グラウンドゴルフ、パークゴルフ、ま、パークゴルフはちょっと無理でしょうけど、グラウンドゴルフ、そういうふうな形で、大人限定というふうなことを言われたんですけど、それにはやっぱり管理人がいるということなんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、補足して答弁させていただきます。

今の町長のほうからございましたように、一番懸念されるのはその最終沈殿池でございまして、深さが3.5メートルございまして、大きさが18.5メートルという大きな池でございまして、屋根がついておらない状況でございまして、利用されるに当たっては、我々のほうで鍵を貸し出すということで、管理をちゃんとしていただければと思うんですけども、そこに子供等が入ってきたりして、大人の方がゲームをされている間にちょこちょこ入ってこられたりして、そこで悲惨な状態になったりするのが一番怖い状況でございまして、そこは一番心配しているところ

でございますし、あそこはトイレはございません。

トイレもございませんし、あと毎月、定期的なんですけども、移動脱水車というのが参りまして汚泥を脱水する作業も行います。そういうときには、その日は使えない状況になりますし、草は定期的に何回か刈ってるんですけども、それ以外についてまた刈ってくれというこちらに言われても予算等もありますし、そちらで自主管理という感じでしていただくということにご理解がいただければ、正式な協定書等結びまして、貸し出しもできるかなあというふうに思っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） ただいまの答弁は環境水道課長でした。佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、町長のほうからも言われましたように、25年度から2期工事ということで、工事が始まるということなんですけど、最終的には何年ぐらいでその工事が終わって、あそこが完全に整備されるのは何年ごろになるんでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） オキシレーションディッチと最終沈殿池につきましては、事業を始めますと3カ年の事業がかかるというふうに予定をいたしております。

1基目をつくりましてから現在まで、1基目で来ておりますので、2基目ができましたら、また現在ぐらいの間隔が空くこと考えておるところでございますけれども、その下水道の利用状況によっては、それが若干早まってくるか、どんな下水道が今後どのように進捗していくかによって、そこはかわっていくものということで考えております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 25年から3年という、28年という形になりますけど、やはりあそこも下水道の最終処理という形で、いろんなところに行っても最終処分場というような形で、小学校、中学校なんかの遠足の中に盛り込まれて、こういうふうな形で三股はしています。

ほかの町もやっているというので、見学コースとかという形になるんですけど、その最終的な形で出来上がったところで、小学校、中学校なんかの遠足なんかの見学コースのも含めた形ではどう考えていらっしゃるのかお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 最終的には、そういう、池が全部整備されまして、なりましたら公園的な感じにもっていくという構想は持っているところでございまして、そういう時には、また、国に、目的外使用ということも出てまいりますので、ちゃんとそういう許可もとりながらやっていくものかなというふうには思っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひとも、そういうので町内外から小学校、中学校なんか下水道について子供たちが認識をすると親のほうにも影響が行って、こういうのを見学をしてきたと。そしたら、「うちまだつないでないけど、下水道はいいみたいよ」というようなので告知もまずひとつできるのではないかなというの也被えられますので、それはぜひともやっていただきたいと思ひます。

先ほど、多目的のところ、芝生を大人限定で使えるということでしたので、それを具体化して、これからその7地区の、旧7地区ですね、上新、下新、今市、中原、花見原の高齡者の方とか、グラウンドゴルフをされる方が、今、新馬場公園で1つしかない。花見原は、あのエーデルワイスの前の小ぢゃな公園ですかね、あそこでやられているということで十分できないということで、その5つの地区が新馬場公園を巡って、今うまいこと順序が決まってやっっているみたいなんですけど、やはり1週間に1回、雨が降ればもう1週間できないというような形の声も聞こえましたんで、どこかいい場所ないかなという形で見ましたら、下水道処理のところがあるといふことで、これは使える方面で、私のほうもいろいろな形で、公民館等にも報告しながらやっっていきたいと思ひます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私のほうの質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山中 則夫君） 発言順位4番、内村君。内村君。

〔4番 内村 立吉君〕

○議員（4番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。今回、私は町民の代弁者としての立場を貫き、三股の元気な未来像を提言するといふことで2つの問題について、町長に質問をいたします。

まずもって、本三股町は平成の合併に参加しないで、単独の道を選択したわけですけれども、今後は国、県からの補助金、地方交付税、総額の減少により財政に及ぼす影響は計り知れない厳しさがあると思われます。

その中で、自立を選んだ本町の財政力は、ほかの地域と比較してどのようになっているか、伺いたいです。町長の答弁をお願ひいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、ただいまの質問についてお答を申し上げます。

自立を選んだ本町の財政力は、県内の他の市町村と比較してどのような状況にあるのかといふご質問でございますが、公共団体の財政の比較については、各団体の人口、産業構造、面積、地形などにより財政の規模が異なり一律に比較することは困難であります。

しかし、これらの要素を抜きにしまして、一般会計における財政の諸指数を単純比較しますと、まず財政力指数であります。本町は平成21年度決算において0.425、42.5%ということであり、本県17町村のうち上から5番目に位置しております。

次に、財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率は89.7で、上から6番目、地方債の借入れによる元利償還金の度合いである公債比率は12.0で、上から7番目に位置しています。

次に、一般会計のほか特別会計、企業会計、土地開発公社、第三セクターなどを含めた行政全般の健全化判断比率で比較しますと、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに県下町村すべてマイナス指標であります。

実質公債費比率は10.4で、健全度の高いほうから3番目であり、将来負担比率は5番目となっています。

以上から、本町は健全な財政と言えますが、本町財政の特徴として税収等自主財源が乏しく、一方、歳出においては地方債残高が少なく、住民1人当たりの地方債残高は25万8,000円で県下市町村の中で最も少ない金額となっています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 税金と各種料金等の滞納者の件数、滞納者の額、全体で幾らぐらいか、地区別に見てどれぐらいか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 税の滞納状況ということでございますけれども、今年度22年度、前年になりますね、22年度の決算が今まとめておりまして、詳細がわかりませんので、ちょっとその前の年度の件数で申し訳ないですが、滞納者数が、これ国民健康保険を除く税でございまして、1,982人でございます。

それから、各地区ごとのということでございますが、ちょっと資料をまとめておりませんので……

○議員（4番 内村 立吉君） 結構です。全体でいいです。

○税務財政課長（原田 順一君） 滞納額は、1億5,089万8,136円でございます。これは、22年度、まだ決算はしてございませんけれども、見込みとして1億5,089万8,136円を滞納額ということでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今、1,982人ちゅうことです。1億5,000幾らちゅうことで、言いましたけど、このような状態で滞納者に対して何らかの措置をとっていらっしゃるかどうか

うかを伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） まず、税によりまして年間4回の納期、あるいは年間6回とか、納期がそれぞれ違うわけでございますけども、その納期を過ぎますと督促状を発送いたします。

その督促状でも納入がない場合に、催告書と申しまして、税を納められない場合に差し押さえをいたしますよという催告書を発送いたします。

それでも、なかなか納められない人は納められないということで、22年度、去年からでございますけれども、新しい方法の差し押さえとしまして、タイヤロックと申しまして、車に鍵をかけると。タイヤに大きな鉄の輪っかをかちんとかけて動かなくなるという制度を三股町としても、昨年から取り入れたところでございます。

昨年在初年度ということで、効果はいかがなかなあということでこう見ておりましたけれども、大変その効果は絶大でございまして、昨年に50件のタイヤロックの対象を行ったところでございます。

今までは、督促、催告書に「納められない場合は、資産の差し押さえを行いますよ」という表現でございましたけれども、昨年「納められない場合は、あなたの車に鍵をタイヤロックをいたします」という直接的な表現にかえたところでございます。

そして50件の催告書を行ったわけでございますが、そのほとんどの方が納められたということでございます。若干、行方不明になられたりして、100%までは行きませんが、それをしたところでは、すべて納めていただいたということでございます。今後、この方式を滞納対策としては進めていきたいということでございます。

もちろん、納めて、その前段で納めてないからといってすべてそれを実施するというわけではございません。納められる、納められないのか、それとも納めないのか、という調査をかけた上で、納められそうにあるのに納めないということが対象になっていくわけでございます。

そのほかにも、滞納対策としましては差し押さえ、でこの数字はちょっと1年前ので申しわけないんですが、給与の差し押さえを21件、会社サラリーマンであれば、その方の給与を差し押さえるということでございます。それが21件ございました。

それから、銀行に預金をされている方、これの差し押さえが89件の差し押さえを実施いたしました。

その他、所得税の還付金、3月に所得税は確定申告をされますと還付される、逆にかえってこられる方がいらっしゃるんですね。それをまあ、税務署で差し押さえるということで、これが29件等となっております。

これまあ、21年度の決算の状況ですけど、今年度ももちろんやっておりますので、また決算

のときに9月で状況を明らかにしたいと思います。

以上が、滞納対策で今とっている状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 内容につきましては、およそわかりましたので、次に三股町の福祉施策について伺いたしたいと思います。

これまでの金銭給付や施設中心の福祉政策から地域福祉、在宅福祉へとまた、サービスを必要とするすべての人を対象とした福祉施策へと移行されております。

このことについて、本町の取り組み方、施策等についても町長の考えを伺いたしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町の福祉政策について回答させていただきます。

少子高齢化や核家族化の急速な進行、地域における人間関係の希薄化など、社会環境は大きく変化し、子育てや高齢者の介護、ひとり親家庭など生活上の困難を抱えている人たちが急速に増えているところであります。

このような中、国においては、多様化・複雑化する福祉ニーズに応えるため、介護保険をはじめ、障がい者の自立支援や子育て支援などの制度を展開してきており、町は組織の見直しを図りながら、町民の理解を得て、これらの制度を積極的に推進しているところであります。

しかしながら、社会を取り巻く環境は今後も複雑に変化していくことが予想され、個々の福祉制度の中で個別に対応していただくだけでは、きめ細かな福祉ニーズに十分応えられない状況にあります。

このことから、町では、すべての人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるためには、住民一人ひとりが地域福祉の担い手になるとともに、福祉全般にわたる相談体制の充実を図るため、社会福祉協議会での福祉相談をはじめ、自殺防止のための福祉相談センターの開設や、子育て支援センターでの相談機能の充実強化に努めているところであります。

今後も、地域住民の積極的な参加と理解のもとに、地域の社会資源を生かした多様な福祉サービスなどが提供されるように努めてまいりたいというように考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ある程度わかりましたけど、福祉の施策につきましては午前中の質問、答弁等の中で重なる点がありますので、ここで今後の福祉施策の充実をお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。どうも。

○議長（山中 則夫君） ここで休憩のために、2時20分まで休憩いたします。

午後 2 時12分休憩

午後 2 時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

発言順位 5 番、指宿君。指宿君。

〔6 番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6 番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておりました今回の投票率の関係で、投票率アップについて、町長もしくは選挙管理委員会にお聞きをしたいと思います。

まず、昨年の9月の町長選挙、そして今回の町議会議員選挙、町長選挙が60%、町議会議員選挙が50%の——約ですけれども、投票率でありました。いずれも過去最低となっております。

三股町に住んでいて、また、そして住み続けたいと思ってもらうために、参画する意識と、それから三股町が、どういう施策をしているのかということも、町民にわかっていただけないのではないのかなあというふうに思っています。

そこで、選挙管理委員会にお聞きをいたします。今回の町議会議員選挙ですが、移動の期日前投票を私の発議で質問でしていただきました。4つの移動期日前投票の投票者数について答えを願いたいと思いますし、また、今、残っています町議会選挙の、全体の投票率は50%となっておりますが、各投票区投票所ごとの投票率についてお願いをしたいと思います。

また、今回この投票率を受けて、今後どのような施策を、対策をとられようとしているのかお伺いをいたします。

以上で、壇上の質問を終わります。あとは質問席から行います。

○議長（山中 則夫君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（渡邊 知昌君） 大変申し訳ないんですが、各投票所における投票数、投票率等については、ここに資料を持ってきておりませんので、後でお知らせをしたいと思います。

期日前投票についても、全体の結果としては、大体それぞれの投票所において上がってはきてるんですけども、詳細な数字についてはここに用意しておりませんので、この件についても後でお知らせをしたいというふうに思っております。

まず、そういった結果を踏まえまして、本町の選挙における投票率アップについて、検討及び対策をどのように講じられる考えかということでございますが、先ほど議員さんのほうからありましたように、非常に今回の選挙については投票率の低下というのが著しくて、一応ここで申し上げますと、本町において平成22年度から平成23年4月にかけて、参議院選挙、町長選挙、県知事選挙、そして町議会議員選挙と連続して執行してまいりましたが、投票率は、すべてにお

いて前回と比較して低下をいたしております。

中でも、町民にとって最も身近な選挙であります、昨年9月に執行いたしました町長選挙、それから本年4月に執行しました町議会議員選挙もかなり低下をいたしております。町長選挙の投票率は54.06%で、前回は66.14%でしたので、12.08ポイント減少しております。

また、町議会議員選挙の投票率は52.58%で前回は60.07%、比べまして7.49ポイント減少をしております。

また、町議会議員選挙は、第17回統一地方選挙として、同時期に県内で14市町村で執行されましたが、本町は、投票率が県下でも宮崎市に次ぐ低い結果でございました。投票率の向上は、今後、大きな課題でございます。

選挙管理委員会といたしましては、選挙に際して、期日前投票の充実や啓発活動、広報車や防災無線での周知などいろいろな方法で取り組んでまいりましたが、成果が得られないような状況でございました。取り組み結果を検証し、今後の対策を講じていきたいと考えております。

公職選挙法の6条に「選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知しなければならない。」とあり、選挙管理委員会として広報や啓発事務も、選挙実施の周知を行うことだけではなく、「選挙人の政治常識の向上に努めること」、すなわち有権者に候補者政策を広く公平、公正に伝えることも大きな役割であり、いかに有効な情報提供を行っていき、投票意識の向上を図っていかれるかが大きな課題であると言えます。

そのためには、候補者の政見、経歴を掲載した選挙公報——公の広報ですね——やホームページの効果的活用、選挙に対する有権者の意識調査——アンケート調査みたいなものでございますが——などを実施して投票意識の向上を図っていきたいと考えております。

また、今日の社会情勢では、住民ニーズの多様化や若年層の選挙離れなど、選挙投票に対する状況は厳しくなっておりますが、今後、町が取り組もうとしている「協働のまちづくり」や町議会が制定されました「議会基本条例」をもとに、開かれた議会活動が進められることによって町民の行政や政治に対する関心が高まり、今後の選挙での投票率の向上につながっていくことに期待をされております。

それとともに、選挙管理委員会としても、さらに意識啓発に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 書記長。その投票率の資料の提供は全議員にしてもらえんですかね。

○選挙管理委員会書記長（渡邊 知昌君） はい。

○議長（山中 則夫君） 明日、できますか。

○選挙管理委員会書記長（渡邊 知昌君） 明日、します。

○議長（山中 則夫君） お願いします。

指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、個別ちょっと数字がないということですので、今回町議会議員選挙をするに当たって、選挙管理委員会として町の広報に何回依頼を出されたのか、そして、その結果、何回広報誌に載ったのか、町の。正式に、私の調べた範囲では間違っているかもしれませんので、お答えを願います。

○議長（山中 則夫君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（渡邊 知昌君） まず、啓発看板の設置として、役場と文化会館に掲示いたしております。それから、これが1回ですが、啓発活動ということで、駅、元気の杜、文化会館、これでチラシ、ボールペン、ウェットティッシュ等を配ったということでございます。

それから、ホームページへの情報掲載については、告示日に出しているということでございます。

それから、期日前の周知として、広報車で毎日1回程度、町内を回ったということでございます。

それから、選挙当日については、防災無線による周知を3回ほどいたしております。

それから、広報車の啓発が午前と午後で1回ずつということですので2回、回ったところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 聞いたのは、町の広報誌に選挙管理委員会として何回要請をされて、その結果、町の広報誌に何回載りましたかと聞いているんですよ。お願いします。

町の三股町で回覧板じゃなく広報、月1の広報誌ありますね、月間の広報誌がある。

○議長（山中 則夫君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（渡邊 知昌君） 広報誌への掲載については、告示後では間に合いませんので、それ以前の周知ということでしょうかね。

これについては、ちょっと確認をしております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 対策ということでお願いをして、要するにこれについて選挙管理委員会として、選挙管理委員会の書記長として、町の広報に、行政機関にこういうような広報をしてくださいと、本来出すべきもんだらうと思うんですよ。

先どりして、その前に出してもらえばそれは十分でしょうけれども、総務課長と書記長が重複

しているという点でまあまあになっているのかもしれませんが、本来は選挙管理委員会は別物でありますね。そうすると、選挙管理委員会としては、啓発に力を入れたらすれば、三股町長もしくは三股町に対して、これぐらいの啓発をお願いしますと。これについて、どうですかと、例えば町長選挙が終わってから約半年間ありました。

ということは、約6回広報誌を出す機会があったはずと思うんですね。そのときに、町長選挙があって、その町長の投票率が低いから早く仕事が終わったちゅうそんだけのことでしょうけれども、それだけで済む問題ではないわけですから、ほたらそれで危機感を持って、これについては広報誌に何回載せる、要するに、例えば毎月のように載せるとか、町長選挙の以前にはほんなら何回出してますよとか、そういうのがあって、そしてその結果、この投票率でしたと。ほんならば、何が足りないのか考えないかんというふうに次のステップに行くんだらうと思うんですね。

再度ですけど、それについては全然ないんですかね。わからない。

○議長（山中 則夫君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（渡邊 知昌君） 選挙については、確かにたて続けにございまして、投票率の低下ということも、この2つの選挙以外も同様な結果であったということでは認識しているんですが、それに対して、この実施の関係をずっとその広報で知らせてきたということはございません。

要するに、その実施時期にあわせて回覧、広報等でお知らせをしたというところで終わっております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 町長選挙が何月にあります、町議会選挙が何月にありますというのは、ほぼ4年前からわかって、普通に過ぎれば、という中で、ひとつは県議会議員選挙がなかったと、三股町の場合は。それも1つあるのかもしれませんが、しかし統一自治体選挙と銘打って、特に町議会議員選挙の場合はあったんですが、三股町に住んでいるという意識も低いんじゃないのかなあとと思われるふしがいっぱいありました。

そうすると、後で一般のほうは聞くんですけども、町には聞くんですが、選挙管理委員会としては、ならばそれを受けてどうするのか、議会側にもこういうのを要請をせないかん、町側にもこういう要請をせないかんということも踏まえた上での、選挙管理委員会として総括なりをしていただきたいと思いますと思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（渡邊 知昌君） 選挙管理委員会としては、こういった状況を踏まえながら今後の対策として、先ほど申し上げましたが、住民の意識調査ですね、こういったことを今

後取り組んでいきたいということと、選挙公報を、選挙に伴う議会議員あるいは町の選挙における選挙公報の発行に関しての整備をしていきたい。

今の状況では、例えば新聞等での選挙があるときの候補者の政見であるとか、あるいは写真であるとか、経歴であるとかということは今の状態では出されない状況にありますので、こういった法整備をしながら、条例になるんですけども、そういったことをしながら、そういったものも取り入れていきたいというふうに今考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これまあ、これから先は要望ですので、そういうものの流れを食いとめるだけではちょっと間に合わんかと、50%では。2人に1人、町民の方が2人に1人は投票していないという形の中で言うと、それで選ばれた議員もしくは町長という人は半分以上の人の総意でしか町長になってないということになるわけですから、せめて、6割、7割の人たちが選挙に行ってもらえるようなことを模索をしていただきたいと思います。

次に行きたいと思います。

ということで、今度は町長ですけども、三股町に住んでいるという意識も町民の方に欠如しているのかなあと。都城市の職員の方に聞くと、三股町の苦情が物すごく多いと。北諸県郡三股町ではなくて、都城市三股町という意識が強いじゃないのかというふうに言われています。

それは、貸家とかそういう形で、たまたま住んでいるところが三股だということもあるのかもしれない。町長が言われるように、ベッドタウンと、ベッドタウンで片仮名で言うと格好いいんですが、日本語で言うと、ただ寝るだけのところですよ。

朝早く出て行って、暗くなって帰ってくるということですから、その中で土曜、日曜、祭日に行政に関心を持ってもらった行動をしてもらうためには、何かの施策を打たざるを得ないではないのかというふうに思います。

それで、町長のこの質問の中に入れていただきますが、要するに参加型、協働という言葉が町長が使われていますので、その中身、今後どうして住民の方に、有権者の方に町に参加している、自分は三股町に住んでいるんだという自覚を持たせるのか、というのが大きな問題だろうし、三股町がどう進むかということの有権者の方が興味を持っていただくためには、どうされようとしているのか、お伺いをいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今、言われました町長選挙とか町議会の投票率ですね、これと非常に関連がありまして、やはり参加型行政という形での町への関心を高めることが、ひとつの投票率アップにもつながるのかなあとというふうに考えますけれども、本町におきましては、昨年度、「自立と協働で創る元気なまち三股」を将来像としました今後10年間のまちづくりの方向を定めた

第五次三股町総合計画を策定したところでございます。

計画策定の段階のアンケート調査で、多くの住民が住みやすいとの評価があったところでございますが、これからも住み続けたいと考えてもらうためには、これまで進めてまいりました多様な町民活動を一層促進しながら町民と行政とのパートナーシップを強化していくとともに、地域コミュニティの育成、地域自治組織の充実に努めて、協働のまちづくりなど住民参加型の行政を一層推進していく必要があるというように考えています。

具体的な施策といたしましては、まず、まちづくりの基本となります「まちづくり基本条例」の制定に取り組みたいというように考えています。これは、町民の参加及び協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるもので、今年度中に、条例制定に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。

次に、各種委員会や審議会委員の一般町民からの公募や女性委員の積極的な登用も図っていく予定というふうにしていきます。

また、町のさまざまな計画や施策の意思決定において、パブリックコメントの積極的な活用を行い、町民の意見等を取り入れていきたいと考えています。

そして、事務事業評価を行っていく中で、外部評価制度の導入についても検討を行い、町民が直接、町の事務事業の評価に参加できる仕組みづくりを、構築していきたいというふうに考えているところでございます。

今年、地域政策室というのを立ち上げましたけれども、そちらのほうがやはり町民の目線での町政のあり方とこういうので、今、お話しした部分についての窓口というふうに考えているところでございます。

それから、本年度から協働事業、町民とともにやっていく事業としまして、地域住民や団体等が行う生活道路の草刈り等の維持管理の活動費を支援する、という新しい事業も立ち上げました。

それから、環境の美化活動を行う団体に町が持っている備品等を、トラックや草刈り機を貸し出すということの事業も立ち上げたところでございます。

こういうようなふうに、参加型の行政とのパートナーシップという観点からの参加型事業を積み上げていくことによって、地域の組織の充実強化を図りながら、やはり「協働によるまちづくり」という視点からこのまちづくりを進めていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 協働というのは「自分たちのまちを自分たちでつくろう」というところから始まるのかなあとと思いますが、この前、1月ですか、新燃岳の噴火のときの地域住民の協力というか、それは大変、支部に入っている入っていないにかかわらず大変多くてよかった

のかなあというふうに思っています。

ただ、それはなぜなのかというのはやっぱり考える必要があるのではないのかなと思います。なぜよくて、ほかはないのかというのがやっぱり検証する必要があるでしょうし、行政としてもどういう人が参加して見えたということをも多分、把握はされているのかもしれませんが、把握されてないとすれば、可能な限り情報を収集して、町として、例えば、以後、こう、ありがとうございましたみたいな感じも入れて、こういうことをやってますので、行政に対するご協力をとか、支部長は自治公民館長の下で行政事務連絡補助員ですか、ということも踏まえながら、そういうところをお願いをして、地域という感情を芽生えさせていただくということも、大変必要ではないのかなあ。選挙の期間中、回ってますけれども、回りますけれども、回ると5時までですよ、普通言うところはもうほとんどいらっしゃらないんですね。いらっしゃいません。そういうところが都城境はほとんどと言ってもいいくらいです。

そうすると、言葉ではなかなか通じ得ない。やっぱり最終的には文書ということになるのかなあというふうに思いますが、1軒1軒、行政事務連絡補助員の方、支部長さんが行ってもらうちゅうのも大変かもしれません。その人もまた仕事を持っていらっしゃいますんで、そういうことも模索しながらも、なぜ新燃岳の時には皆さんがそんなに協力をして、その後は火が消えたようになってしまったのかというのも、1回、検証する必要があると思いますが、町長でも担当課でもいいんですが、その新燃岳の関係から、こっちに、それに対する考え方なりは検証されたか、もしくは反省として出てきたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この新燃岳の降灰対策につきましては、ご指摘のように、各自治公民館を中心にしながら、そして未加入者のところまで呼びかけをしながら、地域一体となってやっていこうと、大変取り組みとしましては、大変すばらしかったなあというふうに思います。

やはりこれを広げていく。やっぱし未加入者のところを、いかに住民参加型のまちづくり引き込んでいくか。これが、これからの非常に重要な課題かなというふうに思います。

それで、先ほど池邊議員のときにもお話しましたが、公民館加入率との関連もありますけれども、十分、地域の意見、公民館長さんとの意見交換をしながら、この未加入者対策含めて、地域の方々のまちづくりのあり方、参加について今後検討させていただきたいなというふうに思います。

今、言われましたように、この検証でけれども、まだ具体的にはやっておりませんが、ただこの自治公民館の館長会議、行政事務連絡会議のときには、こういう意見交換はしております。

そういうやり方で、今回の降灰対策のあり方で、効果があった話は聞いておりますので、ぜひ

それをステップアップしてするような取り組みをさせていただきたいなあというふうに思います。

今年、先ほど言いましたけれども、地域政策室をつくりました。そこがこの自治公民館加入の取り組みについての具体的な方策、言われましたように自治公民館のお任せ主義、そして行政事務連絡員、支部長にお任せきりじゃなくて、行政がよりかかわっていくようなやり方をやっていかないと本当に加入率がどんどん下がっていくと。

やはり昼にはほとんどの方々が仕事に行っていっちゃって、夜帰ってこられて、その人たちに対する意識啓発をしなくちゃなりませんので、十分そのあたりも踏まえて、今後進めさせていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今、いろんな人から話が出ております東北大震災の避難のところですけれども、そこも地域のコミュニティがぴしゃっとしているところは大変きれいにうまくいっている。

仮設住宅も、そのコミュニティごとには、おりたいんだというところが多いわけですね。ということは、自分たちが生きていくためには、その行政にできるだけ携わって、なおかつ、コミュニティを育てながら生きていくんだということが大変重要だろうというふうに思います。

自分が宮崎県の都城市ではなくて、三股町に住んでいるという意識を持っていただくためには、くどいようですけれども、町政に関心がある人のみの、だけの、広報啓発ではなくて、ない人をいかに自分のところに、こちらに引き寄せるかということが大変重要だろうと思っています。

都城市に近ければ近いほど都城市を見ている町民の方でございます。できるだけ東のほうを見てもらうために、三股町が今から育っていくためには大変重要だろうと思いますし、またこの三股町も人口が増えているとおっしゃいましたけども、だんだん減っている。

今度の中学1年生は255人ですか、三股小学校に至っては58人やったですかね、入学が、というぐらいに長田の過疎、梶山の過疎と触れる前に、もう三股小学校がこれ人口のバランスが崩れきよるんじゃないかなあと思うぐらい、大変ゆゆしき問題に陥っています。

それは、やっぱり三股町はいいとこだよと、要するにこういうふうに住みよいところだよという啓発が、うまくいっていないというのがやっぱりあるだろうと思っています。都城市の人に聞くと、「三股町はいい」と言われるけど、三股町の人に聞くと、「余りよくない」という何か変な現象があるやに聞いております。

協働して三股町をみんなで盛り上げるためには、町長以下に新たなアイデアをしていただくことをお願いをしまして一般質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問は、これにて終了します。

残りの質問は、あす21日に行うこととします。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時53分散会

議事日程(第4号)

平成23年6月21日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	渡邊 知昌君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	原田 順一君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	大脇 哲朗君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 下沖 常美君
環境水道課長 …………… 岩松 健一君 教育課長 …………… 野元 祥一君
会計課長 …………… 重信 和人君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。開会前ではありますが、大久保君から若干おくれるとの通知が来ておりますので報告しておきます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、昨日の一般質問で選挙管理委員会書記長から補足答弁の申し出がありますので、ここでお願いします。総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） おはようございます。きのうの一般質問で、指宿議員から出されました町長選挙、それから町議会選挙の地区ごとの投票状況ということでございましたが、昨日答えられなくて大変申し訳なく思っております。本日は、お手元のほうに資料を用意いたしましたので見ていただきたいと思っております。

まず、1枚目と2枚目が町長選挙に関する投票状況でございます。

これで見させていただきますと、投票率の関係ですが、最終的に全体で54.06%、そして前年度が下のほうに投票率の比較というところに前回18年9月10日の執行の一番最後の結果が出ております。その差を見ていただきますと、12.08の低下ということになっております。地区別に見ていただきますと、一番高いのが第5投票所、5地区分館、次が第4投票所、4地区分館というふうになっております。低いほうから見ますと、第9投票所、9地区分館、それから第11投票所、今市児童館といったような投票率の結果になっております。

2枚目が、これは期日前投票の結果でございます。役場で行いました4日間ですが、そこにありますとおり、それぞれ水、木、金、土、4日間の結果が出ております。

それから、下のほう、2番目が出張所でございます。出張所が9日と10日ということで木曜日と金曜日、それぞれ午前、午後という形になっておりますが、大野、大八重、内之木場で1つ、それから田上、前目、餅原という結果になっております。

一番下のほうに投票率が書いてありますが、有権者数に対する投票率ということで、出張所での投票がその結果にありますとおりとなっております。一番高いのは、田上で40.1%、という結果になっております。その下のほうが、役場と出張所あわせた全体の期日前投票の結果でございます。全体合わせますと4日間で全体投票率の12.49%という形になっております。

それから一番下が18年度との前回の町長選挙との比較ということで、前回の期日前投票が6.88%でございますが、それに期日前投票については大幅にアップをしております。

それから次が、町議会議員選挙の4月24日執行の結果でございます。投票率が52.58%、前回と比較しました7.49%の低下ということになっております。

これも同様に、地区別に見ますと、今市児童館、11投票所が一番低くて、次が9地区分館の第9投票所、そして高いところが5地区分館の第5投票所、そして交流プラザ第2投票所が高いところになっております。

それから、期日前投票の結果が次のページでございますとおり、全体で4日間ということで、1,409の役場内での投票ということになっております。出張所については、それぞれのところで結果が出ております。町長選挙といたしますと投票率は若干低下をいたしているような状況でございます。役場と出張所合わせますと、全体で2,545ということで、全体を合わせますと町長選よりも町議選のほうが期日前投票は上向きであるというような結果が分かりますと思います。13.16%ということになっております。

それから、前回の19年度の町議会選挙においては、比較がございましたが、それからしますと9.86%でございますので、今回の期日前投票が伸びているというような結果でございます。

以上、報告いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位6番、福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） おはようございます。まず、東日本大震災により、亡くなられた方々に、心より哀悼の意を表したいと思っております。さらに災害に遭われ、今なお苦しい避難生活を続けられている方々に心よりお見舞い申し上げたいと思っております。

さらには、福島原発の事故により、避難されている方々に対しても心よりお見舞い申し上げたいと思っております。

さて、本町は、自立の道を選択して旧北諸4町とは一線を画しました。しかし、行政は独立していても都城経済圏の中にあることは間違いありません。現在町内は、くいまーるの活用により、高齢者や学生にとっては利便性が図られております。しかし、医療の関係や買い物などで都城市内へ通う必要のある高齢者の方々は数多いと思っております。こうした方々へ都城市が現在実施しているような一般路線バス利用の一部料金助成の措置はできないものではないかということをお伺いしたいと思います。

以後の質問につきましては、質問席より質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。ただいま福永議員のほうからのご質問について回答させていただきたいと思います。

現在、本町を通る宮崎交通の一般路線バスは、西都城から北原を経由して、前目、蓼池を通り山之口に運行する路線と、都城駅から広原を経由して三股駅に運行する路線の2系統があり、いずれも廃止路線代替バス運行路線となっているところがございます、それぞれ補助事業、つまり補助金で運行が成り立っている路線であります。

補助額については、1キロ当たり300円を基準として、期間中の運賃収入額不足分を補助するもので、平成22年度の実績では、蓼池を通る路線は、県が735万2,000円、都城市が612万円、三股町が123万2,000円を補助しております。そして、三股駅路線は県が639万7,000円、都城市が454万8,000円、三股町が185万円という額を補助しているところがございます。

一方、都城市においては、市内を巡回する一般路線バスを利用される高齢者対策として、敬老特別乗車券事業を実施しております。この事業は、70歳以上の高齢者は年間1,000円の手数料を支払うことによりまして、1乗車当たり100円で市内の路線バスに乗車できるというものでございます。

「都城市が実施しているような、一般路線バス料金助成措置はできないか」というご質問であります。先ほど申し上げましたように、本町を通る一般路線バスには、この路線距離に応じた補助をしているところがございます。

また、町内を巡回する町のくいまーるバスも1乗車当たり100円で運行しています。

このようなことから、一般路線バスは2系統あるわけなんです。そちらへの別途の補助というのは、今のところ考えていないところがございます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 現在、宮崎交通に対して町が2路線で300万円ぐらい助成されておられるということでございます。

都城市の委託状況は、お手元に数字があると思いますけども、この宮崎交通に対する助成とは別に、今、申されました敬老特別乗車券のこの数字を見てみますと、例えば宮崎交通に対しては年間6,700万円——昨年度がですね、宮崎交通に対して。それで人数が5,830人ということで、単純に1人当たり計算したら1万1,500円ぐらいの助成。また、高崎観光につきましては、ちょっと金額が2万1,000円、また大隅については1万6,000円程度の1人当たりの助成措置になるようでございます。

私が考えますのに、三股が独自の自立の道を行くということで方針を決めている中で、一昨年から昨年、旧4町の町民の方々に合併してよかったかどうかというアンケートをとった調査があったと思いますけども、正確な数字は覚えておりませんが、恐らく約8割ぐらいの方が、合併せんほうがよかったんじゃないかなというような意見があったかと思います。

こういう中で、特に6地区の269を通る沿線の私たちは、山之口の方々がバスで都城に行かれるのに、どっちにしても蓼池あたりを通っていかなくちゃいけないわけでございますけれども、同じバスに乗車されて、山之口から高齢者の方々は100円で行ける。蓼池からだったら、蓼池の停留所から旧大丸の中央部あたりまで、約300円でございます。200円の差はあるわけで、これが合併した旧山之口と独自路線を貫いている三股の具体的に住民に対して200円の差があるということが即わかるわけで、一般の税とか、そういうことは詳しく皆さん方は、わかりませんが、こういうバス料金みたいに同じバスに乗車して、それだけの差があるという、肌で感じるということは、独自を貫く上では、ちょっと町民に対しては、手当をしてやってほしいというような気がいたすんでございますけど、そういう観点から考えてどうでしょうか、この助成のあり方については。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 確かに同じバスに乗られて都城市の方と、それから三股町の方が一緒に乗られて、一方は100円、一方は300円という形で、市内に行かれる場合の話ですが、逆に、都城から三股に来られる場合、この場合は市内までは100円ですけれども、それから先の三股までの距離は、その料金に応じたものをお支払いをされているという状況もございます。

ですから、1つは、私たちとしては、やはりくいまーるバスというのがございます。これは町内を循環するバスでございます。町内の商工業の関係、いろんなものを考えますと、やはり三股のほうの中心部にできるだけ寄っていただきたい、ということも一つの考え方ではないかなというふうに思っております。

それと、あとひとつは、これは廃止路線バスでございます。年々利用者が減少をしてきております。この乗車率の乗車密度というのを言いますと、ひとつは、蓼池方面のほうが大体22年度で1.9です。ということは、常時乗っている人がバスに2人いかないぐらい乗っているような状況でございます。それが年々低下の方向になっておりまして、20年度が2.1、それから21年度が2.0というふうで、どんどん低下になっております。

ですから、利用することはいいんですが、これに見合うだけの助成、これが宮崎交通に対する助成、委託料ということになりますので、その辺を十分考えていかないと、かなりの出費をしながら、実際的な効果があらわれないということもございますので、その辺を十分検討しないといけないのかなという気がしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 都城市が行っている方法だと、非常にどれぐらい利用されるか把握しにくいと思いますけれども、例えば現在、町が、鍼灸治療なんかに一定額を助成しておりますね。年間60枚とか枚数、数を決めて利用するというような形をとって、もし、1人、年に60枚なら60枚とか決めて利用した分だけ払うとか、それに見合った金額を払うとかというような方法をとれば、不特定多数の方が利用される、そういう契約に対しては安上がりじゃないかなというような気もするんですけれども、そういう方法も考えていただいて、できれば先ほど申しましたように、人数は少ないかもしれませんが、同じバスに乗りながら、合併している、していないで料金の差があるということに関して、利用される町民が不満を抱かれるようでは、ちょっと問題があるんじゃないかと思っておりますので、そのところも一考お願いできませんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 言われることはわかります。そういうお気持ちに、乗られた方が都城と三股と違うなというところで。しかし、行政区が1部やはり違うということは、それぞれのまちの姿勢というか、やり方、方法、いろいろと違ってくるのも当たり前かなと、ある意味ではですね。

というのが、うちの場合、子育て支援というのを結構力を入れておまして、都城さんとは若干違うような手厚い支援のやり方をやっています。

高齢者に対しても、敬老祝い金を含めていろんなやり方もやっているわけなんですけれども、この施策については、先ほど回答いたしましたように、補助金を出して、もう既に廃止、代替路線バスなんですけれども、それに対する支援をやっていると。そして、できるだけ町内の巡回バス、要するに、くいまーるを利用することによって、三股町の活性化を図っていこうと。要するに、今、言われるように、まだまだこの路線のつながりといいますか、この路線の見直しを含めて、いろいろと検討すべき課題は多々あると思います。もっと利便性を高めるというようなやり方とか、そちらのほうを充実するとなると、またそちらのコストもかかってきます。そういう意味合いでは、町民サービスはどちらのほうがいいのかなとなったときに、今のところくいまーるのほうのコミュニティーバスのほうの充実を図っていくことが、町民にとってはプラスになっていくのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） あの、ご趣旨はわかりましたけれども、6地区から一応選出され

ております町議の立場で、やっぱり川北、川南と申しますか、やっぱり北のほうはどうしても269沿いの交通路線に頼る、こちらの役場周辺と比べてですね。そういう面で、何とか一考願いたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位7番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） おはようございます。通告いたしました（1）長田地域の過疎対策についてと、（2）地球温暖化防止対策の充実について、それぞれお尋ねいたします。

長田地域の過疎は、連動して長田小学校の児童生徒の減につながっております。この長田小における生徒の減少は、今後どうなるかと大変危惧しているのは私ばかりではありません。

現在、児童生徒数は25人、複式学級の中で、生徒たちは伸び伸びと学習していることは安堵するところでありますが、平成26年度までのシミュレーションによりますと、平成26年には18人になるとの予測であります。年々減少していく現実には学校運営はどうなるのでしょうか。また、生徒たちも中学校に進学したとき、大勢の中でのギャップはないのでしょうか。学校の存続にかかわるだけに、もう検討の段階では済まされない。何とかしてくださいと、ご父兄を初め、地域の方々が口をそろえて言われております。

校区外からの転校とか期間限定で交流学习とか、そのほかいろいろな対策はあると思いますが、増加に向けた検討をされているのでしょうかお尋ねいたします。

次に、過疎地域定住促進の対策として、長田地域に公営住宅を新設できないかについてお尋ねいたします。

当町の公営住宅は、第2地区を除いて第1地区より第9地区まで配置され、それぞれの間、全戸数入居され、それなりの活気を呈しておりました。しかし、地区年数の経過とともに老朽化し、用途廃止の箇所が多くなってまいりました。段階的に建てかえた住宅もありますが、公営住宅ストック総合活用計画によりますと、平成26年以降は約58%が用途廃止になるとあります。各地域は住宅があり、人が集まる中に活性化も図られることを思えば、公営住宅の廃止は活性化に逆流するのではないかと危惧いたしております。

ちなみに、長田地域5地区の平成11年から平成21年まで10年間の人口動態を見ますと、平成11年が796人、平成21年が697人となっており、10年間で約100人の減となります。当然、子供の減もそれに比例いたしております。過疎地域定住促進奨励金の制度は、それなりの効果が上がっているとは思いますが、奨励金の条件に合った転入者、また新築する人が少なく、思うような結果が出ていないのではないのでしょうか。

過疎対策には、まず人を集め、そこに住んでもらうことです。長田地域のインフラが整備された今こそ、公営住宅の新設で地域の活性化を図っていただきたいと思います。町長にお尋ねいたします。

次に、長田地域への企業誘致についてお尋ねいたします。

通告していましたが現在の誘致企業計画については、先日1番議員に答弁されていますので割愛いたします。

長田は、水がきれい、自然環境がある。道路も水道も整備されている。そんなアピールを企業の方々にしたことがありますか。環境を汚染するような企業は困りますが、きっと長田にぴったりの企業があるような気がいたします。まず、企業が求める条件は何でしょう。土地の低価格、交通の便、周りの環境、低賃金と税の優遇措置です。それらの条件をどう準備するか、受け入れ側の決意次第です。今回3市1町の合同でパンフレットやDVDを作成されたことは、今後の誘致活動に大きな力を発揮するものと期待しております。ともあれ、長田地域への誘致をアピールしていただきたいと思います。町長の意向をお尋ねいたします。

次に、地球温暖化防止対策の充実について、それぞれ項目ごとにお尋ねいたします。

突然襲った新燃岳の噴火や東日本大震災、それに連動して起こった原発事故等々、想定外の渦の中で改めて自然災害の怖さを知ることになりました。特に原発事故によって最新エネルギーのあり方が根本より覆される結果となっております。また、今こそ自然エネルギーへ転換すべき時が来たのではないのでしょうか。

地球の温暖化防止については、1997年の京都議定書が締結されて以来、世界中で取り組まれておりますが、世界各地で起こる異常気象には歯どめがかけられない状態で、日本も例外ではありません。

昨年の日本列島は猛暑に見舞われ、本年は冷夏だと言われております。異常気象ばかりではありません。自然生態系や生活環境、農業等にも大きく影響が広がっております。これら温暖化防止に向けて国は平成10年法律を制定しました。この地球温暖化対策推進法の第20条の3に都道府県及び市町村は地方公共団体実行計画を策定するものとあります。

そこでお尋ねいたします。第五次三股町総合計画の中の地球温暖化防止計画の策定は、この法第20条の3に沿った内容だとは思いますが、策定されたその内容をお尋ねいたします。

次に、これも先ほどから申し上げております、地球温暖化対策推進法による温室効果ガスの削減目標であります。当町としては設定されているのでしょうか。また、目標達成への取り組みはされているのでしょうかお尋ねいたします。

次に、太陽光発電を公共施設へ導入される計画はないかについてお尋ねいたします。

町長がマニフェストに掲げておられた太陽光発電システムの助成制度が、今年度導入されたこ

とは住民の方々にも大きく評価されているのではないのでしょうか。この制度が持続できることを願うものであります。

ところで、昨年9月、公共施設への計画的な導入も積極的に推進したいと答弁されております。この件についての計画は立てておられるのでしょうかお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わり、あとは質問席にていたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） ただいま池田議員のほうから1番、長田地域の過疎対策について、2番、地球温暖化防止対策の充実についてということでご質問がございましたので、一括して回答させていただきますと思います。

まず、①ですが、長田小の児童生徒は年々減少している。入学児童生徒の増加に向けた対策を検討しているのか問う。という質問でございます。長田小学校の児童数の減少については、1番議員の質問で回答したとおり、年々減少の傾向であります。20年前と比較しますと、現在の児童数は平成3年の36%となっております。

ちなみに町内の小学校全体の児童数は、対20年前と比較しますと83%となっております。長田地区の人口は20年前と比較しますと72%というふうになっております。

これらのことから、全体的に少子化の傾向は進んでいるわけなんですけど、やはりこの長田地区においては、過疎化を上回る児童数の減少が進んでいる、というふうに読み取れるんじゃないかなと思います。

本町では、ご承知のように、過疎対策及び小学生以下の児童を持つ家庭の定住対策として、平成9年度より、過疎地域定住促進奨励金の制度を実施し、これまで16世帯65人が長田小学校区に移り住んでおります。

また、生活環境、インフラ整備として、長田地区簡易水道整備事業や地域ケーブルテレビの整備、コミュニティバスの運行、また辺地事業による道路整備や長田小学校の施設整備事業などを実施し、町土の均衡ある発展を図ってきたところでございます。

生徒を増やす対策としては、小規模特認校制度により、町内の大きな小学校区からの児童の受け入れも可能としており、また、複式学級対策事業として、町単独事業により補助教諭を配置しているところでございます。

以上、これまでの、また、これからも継続していく過疎対策の取り組みでありますけど、なかなか少子高齢化、過疎化といった流れは変えることができておりません。

昨年度、長田地区におきましては、長田地区の過疎化を食い止め、長田小学校の存続及び地域の発展を図るための短期的、中長期的な課題について総合的に取り組む組織、長田地区過疎対策

協議会が設立されました。

今後は、この協議会のほうと連携しながら、何が一番効果的な方法かを検討するなど、地域の方々と一緒になって、過疎対策の方策について、そして、また、児童生徒の増加につながる方策について、検討させていただきたいというふうに思います。

続きまして、長田地域に公営住宅を新設できないかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、長田地区の過疎対策につきましても、過疎定住促進奨励補助金や生活環境、インフラ整備などの施策により、急激な人口の減少に歯どめがかかるなど、一定の効果があつたというふうに考えておりますけれども、高齢化は進行し、人口減少、児童数減少は依然として続いている状況であります。

ご質問の長田地区への公営住宅の建設ですが、公営住宅法に基づく国の補助による町営住宅の建設については、国の公営住宅の運営指針として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律」、通称、「住宅セーフティーネット法」といいますけれども――が施行され、医療制度改革に伴う療養病床の再編、障害者自立支援法の施行等により、低額所得者に合わせて寡婦、障害者、生活保護者など、特段の配慮が必要な者の優先入居の仕様が示されておまして、福祉政策的な様相が強まってきているところでございます。

このような流れ、このような状況から、過疎対策としての住宅建設補助事業の活用は、大変困難であり、町単独での実施しか考えられないところでございます。

町では、現在、塚原団地建替え事業を実施中であり、今後五本松団地の建替えなど、検討すべき公営住宅に係る課題もあり、町の財政状況を踏まえるとともに、長田地区過疎対策協議会の意見交換や協議を進めながら、慎重に検討したいというふうに考えています。

次に、企業の立地についてのご質問でございますけれども、長田地域は、鱒塚山系から流れ出る清流、沖水川に沿って集落が形成され、その自然は、都会で味わえない自然環境の宝庫と言えるような地域であります。

長田地域の過疎対策について、環境に合った企業の誘致で地域の活性化をというご質問でございますが、本町でも、企業誘致に関しましては、さまざまに取り組んでいるところであります。

長田地区への企業誘致については、過去に、ある企業からお話が来まして、そういう対応もしておったわけなんですけれども、交通アクセスや流通事情におけるの難点、そして企業の経済的な事情等もあり、今のところ中断しているような状況でございます。

企業立地は、雇用の場が確保され、町の活性化、また、その地域への生活環境にも大きな影響を及ぼしますので、今後とも地域特性に合致した企業の誘致に努めてまいりたいというふうに考えています。

なお、町全体の企業誘致については、昨日池邊議員のほうに回答したとおりでございます。

続きまして、地球温暖化防止対策関係でございますが、地球温暖化防止計画の策定をするところがあるが、その内容について問う。というご質問でございます。

本町の地球温暖化防止計画につきましては、平成14年度に平成18年度までの5カ年間の計画期間とする三股町地球温暖化対策実行計画を策定し、平成18年度以降については、継続してこの計画を運用していくこととしておりましたが、地球温暖化防止に向けた国際的な流れ、低炭素社会づくりに向けての国内の動きなどから、新たな計画の策定も必要というふうに考えております。

そこで、地球温暖化防止計画につきましては、本年度に策定を予定しております、環境基本計画と重複する部分も多い計画でありますので、環境に係る計画の最上位に位置します、この環境基本計画の中に組み込み、1本の計画として策定する予定でございます。内容につきましては、計画期間、実行計画の目標、実施措置等であります。

具体的な内容につきましては、担当課長のほうから説明申し上げます。

続きまして、「地球温暖化対策推進法」による本町での温室効果ガスの削減目標は設定されているか。また、それへの取り組みについて問う。というご質問でございます。

「地球温暖化対策推進法」は、平成9年12月、地球温暖化防止京都会議の中で採択された気候変動枠組み条約・京都議定書を、日本国内で着実に実行するための国内法でございまして、平成10年に成立し、平成11年4月に施行された法律であります。

その中で、国と自治体は、みずから排出する温室効果ガスの抑制計画を作成し、実施状況とあわせて公表することとなっております。先ほど議員が指摘したとおりでございます。

本町では、これに基づき、平成14年度に計画を策定し、基準年度を平成12年度、目標年度を平成18年度として、温室効果ガスの削減目標6%と設定しておりました。また、目標達成への具体的な行動としましては、環境負荷が少ない製品の購入、低公害車の購入、リサイクル用紙の購入、燃料及び電気の使用量の削減、用紙使用量の削減、リサイクルの普及などを掲げ、取り組んでいるところでございます。

続きまして、太陽光発電を公共施設へ導入する計画について問う。という質問でございます。

このことについては、役場庁舎でございますけれども、この空調設備の更新に合わせて、この太陽光発電システムの導入を検討したいというふうに考えています。といいますのも、現在使用している空調設備は、A重油を燃料としたボイラー式ですが、老朽化に伴う故障が多く、更新の時期を迎えています。さらに配管の老朽化により、議場を含め全く使用できないところも数カ所あります。配管設備を含めた全体の空調設備を更新すると多額の費用がかかるため、環境に配慮し、電気式の空調システムへ更新したいと考えています。

しかし、電気式にすると、今までより多くの電気を使用するため、空調設備の電気を太陽光発

電で賄う方式で導入できないか、検討を進めています。県内の自治体で、この方式で導入に着手しているところがあるため、視察等を行いながら補助事業などの財源を含め、検討を進めたいと考えています。

また、学校施設やその他の施設につきましては、今回3月11日に東日本大震災が発生したわけなのですが、この東日本大震災後の国の動向、要するに脱原発といたしますか、再生可能エネルギーへの方針が考え方が進められていますので、そういう動向を踏まえながら、この建物の改築、あるいは改修時に導入ができないか検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、補足の答弁をさせていただきたいと思えます。

地球温暖化防止計画の策定につきましては、町村では先ほど池田議員のほうからございましたように、地方公共団体実行計画を策定するというふうに法律のほうの第20条の3第1項に規定があるところでございます。

それです、その内容としては計画期間とか実行計画の目標、実施措置等を定めなさいというふうになっているわけですが、そのまず計画期間でございますが、5年間を一応考えているところでございます。

次に、実行計画の目標であります、実行計画を策定するにあたり、町全体の事務事業から排出されている温室効果ガス量を算定し、目標数値を定めなければなりませんので、大課制になりました平成17年度から平成22年度の決算額から、電気使用量とかガソリンの使用量とか用紙の使用量、その他もろもろの使用量を個別に算定し、また分析をいたしまして、それからそれぞれの削減目標数値を定め、それをもとに全体の数値目標を定めていこうと考えているところでございます。

実行措置につきましては、今までも平成14年に策定されました、地球温暖化対策実行計画に基づいてきていることを、また、引き続いて行っていくところでございますが、エネルギー使用の節約とか未利用エネルギー等の活用、紙類使用量の削減、再生紙の導入利用、資源の再利用とか、さらなる古紙の回収の増進とか、グリーン購入のさらなる徹底——先ほど町長からもございましたように、低公害車への推進とか、職員の意識の向上と率先実行の促進啓発等、そして目標値を定めましたら各課ごとに定期的に数値を点検し、取り組み状況を把握し、目標や取り組みを見直していこうというものでございます。そしてそれを町の事業でございますので、これを住民の方や事業者の方にも公表いたしまして、そちらの方々にも協力を依頼していくという計画をつくっていこうという形で思っております。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 1番目の児童生徒、長田小における児童生徒、これに関してでございますが、これがシミュレーションをされたのがございました。平成20年度より26年度までのシミュレーションをされた答弁書がございます。その中で、本年度は23年度ですが、その23年度の実際の現状と、そのシミュレーションされていたことの人数は大体合っているということになるわけです。

ですから、先ほど申し上げましたように、26年度には18人になるという結果になるんじゃないかと思います。ですから、本当に何か手を打っていかなければ、廃校になっていくんじゃないかという事が懸念されるわけです。で、どこの学校だったか、ちょっと記憶が定かでないんですが、児童生徒が二十数人だったんですけれども、廃校にしたというところもあるわけなんです。ですから、そこを危惧するわけなんですけれども、文部科学省が、この最低ラインというんですか、その指導とか、あるいはこれ以下はだめですよとかいう文科省の指導とかあるんでしょうか、これ教育長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今の文部省にかかわることはございません。あくまで市町村の施設ですから。そして、あの20人で統合されて、今年も美郷町あたりは1校に絞られましたから、5校をですね。それぞれ町の行政においては、統合されたり、そのままいくということがありますが、この管内では10人以下の学校もまだあります。御池、笛水ちょっと低いですんで、単式でいっていますから、1校1校ですね、それぞれの状況に応じてなっていくということです。

ですから、長田小学校はあのまま、25年度までは20人を超えます。で、2人から3人ぐらいついづつも入学をしてくれておりますから、今のところは、私の考えを申しますと、やっぱり小学校は地域の核だと思っておりますので、長田小学校が廃校になってくると地域はどうなるのかということは私は申すまでもございません。

そういう意味では、先ほど町長が申しましたとおり、複式学級でいくところを単式学級でいて3人町単独で雇っておりますが、こういうところは県内にはございません。長田小だけが3人雇っているという状況でございますので、そういう対策も私たちの方法じゃないかと思います。

それから、特認校制度も現在は3人が入っております。スタートには6人おりましたけれども、徐々にいろいろ事情がありまして、そしてちょうど18年度から特認校制度をスタートさせましたから、18年度に入った子が今6年生で今2人おります。いろんな状況で、今後も続けていく方向がいいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に教育長が、前回でしたけれども、10人をまだ割ることがないから大丈夫なんだという同じような答弁をなされたかと思うんですけども、確かにそれは10人おる学校もあるわけですけども、先ほど申したように、子供たちが果たしてその中で中学校に上がったときに、中学校はまたどこにもないマンモス校でもあるわけなんですね。

そうしたときに、果たしてそのギャップというか、子供たちが少人数の中で庇護されるというか——先生方も人数の割にはたくさん、さっきおっしゃったような体制をとられているわけですから、庇護されているかなという気もしますし、その中学校に上がったときのギャップとか、あるいは少人数であるがゆえに、あってはならないけれども、やはりいじめとかあったときに、とてもいじめられた子は耐えられないというケースもちょっと聞いておりますし、その辺を考えますと、やはり人数がこの枠でいいのかなという検討を本当にやっていかないと、今の状態では何かその辺の対策が10人までは大丈夫だよという根底にそういうものがあるとするならば、何もこの手を打たないでもいいような感じを受けるわけなんですけど、そういうもろもろに関して、教育長としてはどういうふうにお考えになりますかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今、池田議員がおっしゃるとおり、大変少ないいろいろな面でかわいそうな感じはいたします。しかし、現在、長田小学校、梶山小学校、宮村小学校3校合同で修学旅行も行います。そして合同でいろいろな授業を行ってきますから、そういう点では1校で小さくつもるということはありません。町内の陸上大会もします。水泳大会もするし、音楽大会もしますから、交流事業はたくさん持っていきますから、そういう点では、ある程度緩和できるかなというふうには思っているところです。

少人数学級でやって、その子供たちはほとんど3人に1人の先生がつくわけですから、非常に恵まれているところもございます。そして、社会的には少ないのでいろいろとまた不足するところもあるかもしれません。チームを組んで競技をしたりするところが、かけるかもしれませんが、そのあたりはそれぞれ学校で工夫されながら、全校一斉にやったり、体育等がそうされておりますから、そこは工夫されております。まあ10人を下るまでは1校でいくよということは、そういうことはここでは言えませんが、町の事情もありましょうし、地域の事情もありますから、今は私はそういう考えでいるところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先ほどおっしゃっていた小規模の特認校の件で今3人になっているわけですね、前は6人だったけど。で、こういう取り組みをどういう形でされているのか。

じゃあ来年度においてはどういう手を打っているのか、その辺もちょっとお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 特認校制度は、18年度からさっき申しましたが、ひとつは三股西小学校が大変大規模校ですから、そこの子供達。それから三股小学校、そして勝岡小までということで、その3校からは長田小へもし事情があれば入ってもいいですよと条件をつけているわけです。梶山、宮村については、もう数も少ないしということで、そうなってきたときに、やっぱり校区制ですから、親御さんが、いやあうちは行けません。あくまで親が希望するというので、特認校制度を設けて話し合いをして入れているのが実情でございます。

で、最初はスタートしましたけれども、大体どこも生徒数が少なくなっていることは、もう事実ですから、三股小、きのうも指宿議員からもありましたが、三股小あたりもぐんと減ってきておりますし、梶山小学校も現在複式をひとつしていきよります。そのように減ってきている状況ですから、今後特認校制度はしていきますけども、果たして親御さんが希望されるかどうかはわかりません。しかし、その制度だけはやっていこうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） なかなか対策としては見えないようでございますけれども、やはり地域の方々のご父兄の方々とのいろんな懇談というか、そういう生の声といいますか、どういうふうな方向で希望なさっているのか、そういうものを含めてこまめに、ご父兄の方との懇談もしていただきたいと思っておりますので、今後の対策の中で、ぜひ前向きにとらえていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

次に行きます。

次が、住宅関係でございます。公営住宅ストック総合活用計画ですね、これが改定されまして、平成26年度以降、町営住宅の管理戸数を593戸にするとあります。現在は入っている入っていないにかかわらず817戸数があるわけですが、これを593戸に削減していくということであれば、約27%を用途廃止するということになるわけです。老朽化して維持保全がかなり厳しいということはわかりますけれども、人口増の対策を考えるときには、公営住宅の確保は欠かせないのではないかと思っております。約4分の1の住宅が減となるわけですので、新設の住宅でカバーすべきではないかと思うわけです。

さっきは戸数、今回は住宅の数ですのでパーセントが違いますけれども、これは戸数とパーセントの違いでありますので、お間違いなくと思います。

そこで、過疎対策も兼ねた長田地域への公営住宅の新設をやはり住宅自体がもう廃止されていくわけですので、何とかして、この新設することによって、それをカバーしていくという意味で

は、ぜひ長田に新設の住宅を持ってきてほしいという思いがいたしますが、先ほど町長答弁の中で、確かに公営住宅ですので、国、県の規定というのは厳しいものがあるかと思うんです。しかし、やはり自治体の意向、自治体が要望した中で、どうしてもこの地域はこういう方向でやっていきたいんだという、そういう意思表示的なものがあれば、また国、県においても、その方向性を認めていく可能性もあるわけなんです。

よく補助金関係でも見受けられるんですけども、ある程度文書的な枠があります。これに沿って対応してくださいという指示があっているわけです。それをどういうふうにはめ込んでこの人たちに補助金を上げようかなと思うのは、そこに枠、幅、幅というのがあると思うんです。ですから、そのとらえ方、それを考えたときに、もっと検討の余地があるんじゃないかという思いがいたしますが、再度町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 公営住宅の建設についても、以前にやはり一般質問等であったかなというふうに思いますけれども、今回も同じような回答をさせていただいたところでございますが、公営住宅のストック計画についてお話がございましたので、若干そちらのほうのお話をさせていただきますけれども、本町のこの住宅につきましては、昭和30年後半から40年代頭にかけて、この長屋形式の住宅を、多数生活困難者を含めたところの対策として、建築をいたしたところでございます。そちらのほうの耐用年数を過ぎておりまして、非常に維持管理、そして老朽化、そしてまた公共下水道への接続を含めていろいろと対応しなければならないというところで、今後公営住宅がどうあるべきかということで、公営住宅のストック計画の見直しと申しますか、そういうのをさせていただいたところでございます。それで817戸を593戸ですね、そちらのほうにするということですが、それは今現在、それぞれの住宅を点検いたしまして、やはりここにはもう既に入っていないところ、もう既に空き家状況、そしてそこをまた改築しても、ここに住める状況じゃない、というようなところを淘汰していきまして、集中的にまとめまして、ある程度の集中化と申しますか、そういう方向でのこの見直し、そして改築というふうなところを検討いたしたところでございます。

それとともに時代の流れとしまして、やはり民間の貸家状況も非常に三股町の場合は多いわけですので、そちらのほうの官主導だけじゃなくて、民間の活用というところも視野に入れながら、現在、町としてはこれだけの住宅があれば町民の需用に賄えるというようなところで、この数字を出したところでございます。

そういうふうな形での、この住宅の見直しなんですけど、これにつきましては、また長田地域をどうするかというのは、まだ公営住宅を建てるかどうかというところは、この計画の中には全く検討はされていないところでございます。それにつきましては、先ほど回答いたしましたように、

この地元の意向を踏まえながら、どういう対策がこの過疎対策として、また児童数の減少に歯どめになっていくのか、そのあたりを十分検討する必要があるのかなと思います。

今、現在、梶山、そして宮村のほうで宅地分譲という方法でやっておりますけども、それも一つの過疎対策であります。そしてまた、空き家の長田地域の中で空き家で、そしてそこを改築すれば住めるというような住宅がないのか。

以前、鹿児島県のやねだんですかね、あちらのほうの方がいろいろお話されまして、行政に頼らない地域づくりというようなところで、自分たちで知恵を出すということもございますので、そういうところも参考にしながら、この過疎対策、住宅対策についてはやっていきたいというように考えています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 町長が答弁されることは、最もなことばかりおっしゃるわけですが、本当にさっき言われたように、この住宅を利用される方の条件というか、本当に低所得者の方を対象というのが国のそういう方向性であるということなんですけど。悪く言うと、住宅をたくさんつくと、そういう人たちばかり入っちゃって、やはり町の財政には非常に厳しくなるとか、まさかそういう方向には考えていらっしゃらないとは思いますが、やはり長田という過疎という地域に対して、均衡あるまちづくりというものを考えたときには、どうしても人が集まる、人口増というものを考えていかなければ、対策としてはとれないと思っているわけです。そうしたときに、さっき宅地分譲もおっしゃいました。宮村は宅地分譲ということ今回実施されますけれども、なかなか宅地分譲は個人がある程度まとまったお金を用意しないとけないということもありまして、じゃあ長田の中に宅地分譲いきましょうかという方は果たしてという疑問もありますし、やはり一番手身近なのが公営住宅かと思うわけです。

で、きのうもおっしゃったように、長田地区が過疎対策協議会を発足しているということで、やはり今後、長田地区への均衡あるまちづくりというものを考えたときに、ぜひ一步進んだ協議をしていただいて、早目に、いつかするんじゃなくて早目に対策をとっていただきたいと思っております。

次行きます。

企業立地ということで、相手があるわけですので、なかなかこちらの思うような企業も来てもらえないというのが実情かと思っております。その中で、今回パンフレットやDVDを作成された。これは非常によかったんじゃないかと思っております。ただ、少し気になったところは、そのパンフがこの自立圏構想の中でのパンフということで、何か志布志街道ですか、それを主にしたこの企業立地であればちょっと問題かなと、心配したところでありますけれども、この誘致に関する3市1町の企業誘致に関する話し合いというのは、どういう方向でされたんでしょうかね、お尋

ねいたします。どなたか担当の方ですか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） お答えします。

今回のパンフレットとDVD等につきましては、定住自立圏の中で協議会を持っております。この中には都城市、そして三股町、志布志市、曾於市と、それぞれの担当が集まりまして、定期的に協議しながら、今回の場合は三股・都城の「M」と志布志・曾於の「S」を使ってMSプロジェクトという形で進めたわけですが、その中で志布志、曾於が入っている関係上、今回は都城志布志道路というのも一つのメインになっております、確かに。ただ、その連結部分、都城インターと、全部連結していくということから、都城市においては、近くに工業団地がございますけれども、三股町の場合は蓼池地区の工業地域があると。そういったところから、三股町も参加して協議に臨んだところでは。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私が、今、お願いしている長田地域とは、ちょっとほど遠いところへの対策になるかなとは思っているわけですが、このパンフとか、こういうものを实际的に配付する場合には、どなたか決まった方が担当としておられるのでしょうか。どのような形でまた配付されようとされているのか、ちょっとその件についてお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） そのパンフレットにつきましては、担当が産業振興課に1名おります。で、各市町におきまして、配付につきましては県を中心に配付という形をとっております。またあるいは、昨日も説明しましたように東京事務所、あるいは大阪事務所、福岡事務所、そういったところにも置いてあります。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） このパンフ、DVDはそれなりの利用法もあると思いますので、私が今申し上げているような長田地域とは関係がないといえないかもわかりませんが、やはり三股町における企業誘致ということで、それはそれなりに、ぜひ力を入れていただきたいと思えます。

で、この三股町の企業立地促進条例というのは、私も存じておりますけれども、やはり行政によりましては、条件緩和等をしまして、より企業側が誘致しやすいような対策をとっているところもあるようでございます。例えば、企業が1億円以上資金がないとだめですよとか、そういう企業の相手に対する条件というのが入っているかと思うんです。ちょっと詳細については手元がないのでわかりませんが、これを緩和してあげたということで、手を挙げてくれたという自治体

もあるようでございまして、その辺も企業立地のこの条例に対する内容検討、これも少し考えていただけたらと思うわけですが、これに関しては町長、どのようにお考えでしょうかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど言われましたですねパンフレットを見ていただきますと、各市町村によってそういう立地へのやり方、方法が若干違うわけなんですけど、特に都城のほうをにらみながら、本町のほうも一応以前この改正をやったところなんですけれども、現在の都城は新しい工業団地への立地ということで、大変そちらのほうに力を入れてまして、より優遇措置を手厚くしているという状況もございまして。

そういう意味合いからすると、本町の場合もやはり見直しの必要があるのかなという感じは持っています。それとまた、今言われましたように、場所によって、あるいは優遇措置をまた別個に設けるとか、いろんなやり方もあるのかなと思いますので、その辺は検討させていただきたいなというふうに思います。

具体的に今どうしようかと、どの点をどうしようかということは、これからということでございますので、内容等検討はしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私は、通告にありますように、何とか長田地区にこの企業を持ってきていただきたいというのが私の通告の意味でもございまして、長田はいいところ、土地も安いよと、環境もいいよというような中で、それに賛同できるような企業を見つけていただくことも一つの自治体の努力の結果にもよるんじゃないかという思いもいたしますので、何とかこの長田地区への企業誘致という件も、ぜひ今後、考えておいていただきたいと思います。

次に行きます。

○議長（山中 則夫君） ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 引き続き次に参ります。

地球温暖化防止対策の充実についてということですが、通告の要旨の中で第1番で、第五次の総合計画の中に防止計画が策定されているのかと、具体的にということですが、内容をお尋ね

いたしていたところであります。

答弁の中で、しっかりとこの実施計画がうたってありました。なかなかこの何%削減とか、あるいは次に行くんですけれども、なかなか計画の中では実施されていないというか、答弁いただけないところもあるようでありまして、さすが三股町はしっかりとその辺は取り組んでくださっているということで、今後その中であとは公表して、そしてみんながそれを協力していただくという体制をしっかりとっていただきたいと思いますと思っております。

そして、環境基本計画ですかね、これの中にまた今後具体的に入れていくということでもございますので、この環境基本計画が本当に周知徹底されて、みんなで取り組めるような方向でリーダーシップをとっていただけたらと思っております。

2番目もさっきちょっと連動しますが、削減の目標ということを行いましたので、またこれも答弁いただきましたので、6%という削減の数値がどこまで、じゃあここからこうしたからここまで削減できましたよというのが目に見えるのかなと思うと心配なところもあるんですが、ぜひその目標に向かって実施をよろしく願いしておきます。

で、周知徹底という意味合いからしまして、なかなか住民の方々が、じゃあどういう取り組みすればいいかということで、目に見えないところも実はあるんです。買い物袋を自分のマイバックに切りかえようとか、そういうものはもう具的に進んでおったりするわけですので、そういうものは見えてきているんですけれども、やはりもうちょっと大きな流れの中で、もうちょっと具体的にみんなが取り組めないかなという思いをしたときに、実は島根県の大田市というところがこの地球温暖化防止に向けてこのようなパンフをつくっているんです。こういうパンフですが、すごくわかりやすく、図式されたりしております。この中には、個人がエネルギーをどれだけ消費しているかということとか、そしてビジョン、大田市の新エネルギービジョンを策定しまして、そのビジョンの中に、具体的にどうするかというのが入っています。その中で、じゃあ新エネルギーをつくり出して対応しようじゃないかというのが、このプロジェクトを組みまして、そしてこれを具体的な流れの中でCO₂削減に取り組んでいるという、こういう対策を大田市というところがっております。

こういう図式とか、皆さんが各家庭でこういう方向で配っていただけると、非常に皆さんも取り組みやすいし、納得がいくというようなことが書いてあります。

ですから、プロジェクトという意味合いをすると、まずそのプロジェクトをどういうふうにつくっていくかというのがもちろん先決にはなるわけですけれども、このようなエネルギービジョンをつくっている自治体があるということで、やはり私が心配しているのは、策定の中でこういうふうに計画をしています、こうですああですというのは確かに立派な第五次総合計画が今回立てられました。前回は申し上げたんですけれども、10年以上たって、それだけしか対応できな

かったんですかということをお前は申し上げました。それほど言うは易く行は難しということが事実でありまして、これを本当に具体的に実施の方向、真剣にこの地球温暖化防止をとらえたときには、行動に起こすという意味合いでは、こういう自治体の取り組みをぜひ研究というか視察にでも行っていただいて、どういう取り組みをしているのかということまで踏み込んでいただいて、この地球温暖化の防止について取り組んでいただきたいと思いますというわけです。そういうことを踏まえたら、どうでしょう、こういう先進地への視察、これに対して町長としてはどのようにとらえられますでしょうかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これからのこのエネルギーの問題については、今回の大震災、原発関係を含めた中で、大変大きなテーマとしてこれから対応すべき課題かなというように考えています。そういう中で、この地球温暖化防止計画を、今度の環境基本計画の中の一部として取り組みながらやっていくということで、その中身をより具体的に、そして町民の方々に認知していただいてそれを実行していただくという、そういう取り組みが重要でございまして、単なるスローガンだけとか、単なる計画だけでつくるのを目的にはしてないわけですから、そういう具体性のあるような取り組みをさせていただきたいなと思います。ごみの減量化もそうですけれども、またEM菌の取り組み、いろんな省エネ、あるいはまた太陽光という再生エネルギー、いろんな取り組みをやっていく中で、実際それがどんなふうな効果を得たのかという具体的な目標と、また、それを実施する中でどれだけ成果が出たのか、その検証をするということも非常に重要でございまして、そういうやり方を含めたところをやっぱり先進地なんかを研修しながらやっていくということも非常に重要かと思えます。そういうパンフレットもつくりながらケアしていくということも重要というふうに考えていますので、ぜひそういうところに勉強に行って検討させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 三股町は非常に優秀な職員の方もたくさんいらっしゃいますし、私がこの第五次計画の中の策定を質問いたしましたところが、こういうふうに回答をいただけたということは、非常に職員の方々も前向きに取り組んでくださっているということでは優秀な職員の方々だということで、三股町としても、私どもとしても、非常に住民の方も安心して任せていただけるんじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしく願いしておきます。

最後になりますが、太陽光の発電ということで、今非常に取り上げられておりまして、いろんな企業が太陽光に対して取り組みをされております。で、この太陽光発電システムがまだまだちょっと設置にかかる費用が高いということで、なかなかみんな手をつけられないというものもあ

るかと思ひます。で、今回町長がそういう住宅に関しては補助金を出すということで、少しは皆さんが設置への意欲を持っていただけるんじゃないかということで、本当にそれは期待いたしておりますが、やはり自分、みずからが、行政みずからが、模範を示していくという意味合いからしても、やはり公共施設への設置そして、それをまたみんなにアピールしていくというものも大事ではないかと思っております。庁舎の中で空調設備が老朽化しているということで、それに合わせて設定しようかという答弁がありました。ぜひこれは取り組んでいただきたいと思っております。

前回いたしましたときに、やはり小中学校への導入、これも申し上げさせていただいたんですけども、検討はしたけれども、耐久化ですかね、それに向けての取り組みをやっているんで、なかなかこの太陽光発電の設置までは至らないというようなことを、教育長は答弁なされたことがあるわけですけども、やはり小中学校への導入というものに対しては、いかがでしょうか、教育長としてはどのようにとらえておられるのでしょうか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 先ほど町長の答弁のほうでもありましたけれども、国の電力政策というのが、当然今後変わっていくというところで、その動向を当然見ていく必要があると思うんですけども、現時点でスクール・ニューディール、エコスクールで太陽光設置ということでは2分の1の補助という格好でなっております。で、学校等を見まわしたときに、多分1億円近いお金がかかるというところで、学校の改築と照らし合わせて導入していく、現時点で導入というのはやっぱり厳しいだろうと。改築が当然あるわけですので、その際に導入については検討させていただくということで考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 前回もそのようなことを答弁なさっているわけですけども、じゃあその改築の時期というのは、大体どのように考えておられるのでしょうか。何年ぐらいにどうなるというのは実際的にはもう検討されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 学校施設については、18年度から20年度まで、中学校の大規模改築ということで、中学校には取り組んでいるところですけども、昭和50年代の半ばから後半にかけて、基本的に小学校の建物を建替えているというところですので、今30数年が経過している状況です。あと10年、20年という格好になるんじゃないかというふうに見ております。現時点での改築というところは、まだ先というところで、具体的な計画は立てておりません。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） それを考えますと、じゃあこれも10年後、20年後になるの

かなという結果になるわけですね。ですから、何とかそこ辺を、それを待ってじゃなくて、何かほかに、このニューディール政策に合わせた対策がとれないものか、よろしく、もう一回答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 改築ということでは、今言ったような形になるだろうと思います。ただ、先ほどの国の動向ということもございます。ここをにらみながら今後の検討、課題だろうというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当にこの太陽光発電システムに対する取り組みが、この原発を機にどんどん高まっております。需要が伸びればコストもダウンしていくことは間違いございませんが、ぜひ太陽光のシステム、発電システムの中で環境、地球温暖化防止対策へ向けて、ぜひぜひ取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問はこれにて終了します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時37分散会

議事日程(第5号)

平成23年6月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 追加議案の取扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑
日程第4 討論・採決(議案第54号から議案第58号)
日程第5 議案第59号上程
日程第6 議案第59号(質疑・討論・採決)
日程第7 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案の取扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑
日程第4 討論・採決(議案第54号から議案第58号)
日程第5 議案第59号上程
日程第6 議案第59号(質疑・討論・採決)
日程第7 議員派遣について
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、提案されている議案すべてを議了後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、追加提案されます議案第59号については、委員会付託を省略し、提案されている議案すべてを議了後、全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 常任委員長報告

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。指宿君、総務厚生常任委員長。

〔総務厚生常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会に付託された審査の結果について、ご報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第54号、56号、57号、58号の計4件であります。

以後、案件ごとにご説明を申し上げます。

議案第54号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。国民健康保険の保険者に係る税は、国民健康保険被保険者医療分、後期高齢者支援金、介護保険納付金の3税の合計で、それぞれ計算方式が均等割、平等割、所得割、資産税割の4計算の合計額で決定されます。

うち、国保被保険者医療費分の所得割算定額が、基礎控除後の総所得金額に乗じる率を「7.85%」を「7.70%」と0.15%引き下げ、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を基礎控除後の総所得金額に乗じる率を「3.00%」から「3.15%」に0.15%引き上げ、均等割額を被保険者1人について「7,200円」を「7,700円」に500円引き上げ、均等割額を一般の世帯で「6,300円」を「6,800円」に500円引き上げる。特定世帯で「3,150円」を「3,400円」に250円引き上げようとし、介護納付金課税の所得割額の算定が基礎控除後の総所得に乗じる率を「2.40%」から「2.15%」と0.25%引き下げ、均等割額を1人につき「7,300円」を「7,000円」に300円引き下げる。均等割を1世帯「5,500円」を「5,400円」に100円引き下げようとするものです。

審査の過程で、国保税収納率は平成22年度は、前年度より若干の向上があったとのこと。このことは、国保税収納の担当ばかりでなく、住民税係、納税管理係及び国保事務担当係と課を超えて連携をとり、一体となって公平負担の考えに立って徴収に取り組んだ結果であり、評価をいたしますが、滞納者分を善良な納税者が負担しなければならない制度となっていることを踏まえ

て、引き続き、なお一層の収納率向上に努力してもらうことを要望いたします。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」をご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ274万7,000万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,260万1,000円とするもので、内容は人事異動に伴う補正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,867万9,000円とするもので、内容は人事異動に伴う補正と出納閉鎖期間中の保険料収入によるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第58号「平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ86万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,616万6,000円とするもので、内容は人事異動に伴う補正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（上西 祐子君） 一般会計予算・決算常任委員会に付託された案件は、議案第55号です。

当委員会に付託されました案件は、議案第55号の1件のみです。

議案第55号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について、ご報告申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費等の人件費及び県補助金等の内示に基づいての補正や教育施設の整備費用を補正するものです。すなわち、歳入歳出予算の総額90億4,566万8,000円に、歳入歳出それぞれ652万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

90億5,219万2,000円とするものです。

まず、歳入の国庫支出金は、内示により社会福祉施設等施設整備費補助金を県支出金に組み替え補正し、弓道場建設に伴う事業費の減により、安心安全な学校づくり交付金を減額補正するものです。

県支出金は、地域子育て創生事業を内示により895万円追加補正し、弓道場建設に伴う事業費の減により森林整備加速化、林業再生事業補助金221万9,000円を減額補正するものです。

町債については、弓道場整備事業を2,210万円減額し、給食センター蒸気ボイラー整備事業を2,300万円追加補正するものです。

歳出の主なものは、本年4月の人事異動に伴う人件費の増減を補正するものです。

児童福祉費については、長田保育所の遊具整備費等を増額補正するものです。

衛生費については、リサイクルプラザ建設公債費を確定により減額補正し、土木費については島津紅茶園切寄線整備事業の工事請負費を減額し、物件移転補償費を増額するものです。

教育費については、弓道場建設事業の造成事業費や設計委託料等、約2,800万円減額補正し、給食センターボイラーの整備事業費を約2,300万円追加補正するものです。

審査の経過は、問題点、付帯意見はありませんでした。

審査の結果、当委員会では慎重に審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、終わります。

日程第3. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第4. 討論・採決（議案第54号から議案第58号）

○議長（山中 則夫君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第54号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この54号に対して反対の立場から討論いたします。

本年度は、国保税の条例ですが、医療費分介護分を引き下げしていることは評価をいたします。ただ、一部後期高齢者支援金が引き上げられており、納得できません。

この後期高齢者支援金は、もともと2008年度後期高齢者医療制度導入によって導入されたものです。国保に加入している方々は自営業、農業、非正規労働者、失業者などで、所得の低い方々が多いのが特徴です。

国民健康保険は、保険法第1条が規定しているように、社会保障及び国民保険の向上を目的とし国民に医療を保障しているものです。

ところが、今日、国民の生活に追い討ちをかけるものとなっております。払うに払えないほどの高い国保税になっている原因は、第1に昭和59年当時の自民党政権が医療費の45%とされていた国の負担を38.5%に引き下げ、その後も国保の事務費や保険税軽減措置などへの国の負担を縮小・廃止してきたことにあります。

その結果、国保の総会計に占める国の負担の割合は昭和59年度の50%から平成20年度には24.1%に半減しております。

こうした国の負担の削減、雇用関係の破壊が国保世帯の貧困化と一体となって進んできました。低所得者の多くが加入している国保は、保険料に事業主負担がある社会保険などと違って、国の必要な負担なしには成り立つことができないものです。

民主党は、政権交代したら国保に9,000億円の予算措置を行い、国民の負担の軽減を図ると主張しておりましたが、この公約は投げ捨てております。

国がもっと多く交付金の引き上げをしてもらうことを求めて、国に対しての反対として、この条例に対する反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は、ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第54号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第55号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第56号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第57号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号「平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第58号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第59号上程

○議長（山中 則夫君） 日程第5、議案第59号を議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案については、国の地域住宅交付金等を活用して、塚原団地A棟建設を施工しようとするものであります。

本建設の機械設備工事は、条件つき一般競争入札を去る6月13日に実施し、総合評価落札方式で落札者を決定したものであります。

入札の結果、有限会社野元設備が4,434万1,500円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、1議案について、その提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） おはようございます。私のほうで補足説明をさせていただきたいと思います。

今、町長が提案理由を申し上げましたように、今回、塚原団地A棟機械設備工事についての契約を上程したところでございます。

お手元に、議案と一緒に資料がついていると思いますので、そちらのほうを見ていただきたいと思います。

工事件名が、そこにありますとおり、23年度塚原団地A棟機械設備工事ということで、予定

価格が5,168万8,000円です。

落札価格が、先ほど申しましたように4,434万1,500円ということになっております。

落札者、有限会社野元設備でございます。落札率にしますと、85.78%ということになっております。

入札の状況ですが、参加者がそこに上げました10社の業者が参加をいたしております。入札価格はそこにございますとおりでございます、入札価格について一番低かったのが野元ということになっております——あ、野元設備じゃないですね、東水道設備ということになっております。次が、わらびの設備工業、それからアクエアーということで、町内の業者の方では野元設備さんが4番目に低い金額でございました。

また、技術評価点については、真和産業さんが一番点数が高いということになっております。その次が、野元設備さん、そして三番目が木佐貫設備工業さんということで、地元のほうが上位に来ているというような状況でございました。

それらを総合いたしますと、評価点の一番のところでございますが、野元設備さんということになっております。二番目が8番目のアクエアーさん、この方が二番目に高い評価点になっていると思います。

この、総合評価方式については、建築主体工事についてはJV方式、そして機械設備、電気設備については、総合評価方式で行うということで決定をいたしまして、去る5月の19日に、この件についての総合評価について県への審査項目等の協議ということで申請を上げまして承認をいただいたところでございます。

その後、5月の23日に、その評価に基づいての公告を行ったということでございます。お手元の資料に、公告第49号ということで、公告の資料がついていると思います。

それを見ていただきたいんですが、公告が5月の24日に公告をいたしております。競争に付する事項については4項目ほどの内容で工事件名、場所、工期、それから工事の概要ということで示したところでございます。

2番目に、この入札に参加する必要な資格というところで上げておりますが、主なものとして、(2)の一般競争入札の参加資格等に関する要綱に規定する、まず建設業者としての有資格者名簿に水道施設工事、それから管工事として登録がされているものということになっております。

それから(3)のところに、町内もしくは都城市内に本店を有するというところでございます。

それから(4)に、三股町の管工事協同組合あるいは都城市の管工事協同組合、北諸管工事協同組合の組合員であることということに規定をしております。

それから、(6)ですが、都城市内に本店を有するものについては、総合評定値が750点以上ということになっております。

それから、町内に本店を有するものについてはAランクで格付けがされているということが必要な参加資格ということになっております。そういった資格で、10社ほどの参加ということになっております。

次の3ページ目の一番下のほうに、11番目ですが、落札者の決定方法ということで、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みしたもののうち、技術評価、価格評価を行いまして、総合評価値の一番高かったものを落札者とするということになっておりますので、その結果が野元設備さんということになっております。

それから、あと総合評価方式の項目でございますが、評価項目でございますが、技術については企業の技術力ということで、過去5年間の実績であるとか、三股町内における工事の成績、ISO等の取得状況、それから企業の地域貢献度ということを入れておりまして、地域内に、三股内に本店、支社があるかどうか、あるいはボランティアの実績があるかどうか、それから消防団、交通指導員、体育指導員等に所属しているかどうか、それから障害者の雇用であるとか、三股町民の雇用、あとは県町民税の納入方法を特別徴収なのか、普通徴収なのか、そこで点数をつけております。

それから、配置予定技術者の能力として、それに携わる技術者が過去5年間での施工経験とか資格等を審査をいたしまして、点数として100点満点で計算するようにしております。

それに加えて、あと評価値の算出が下のほうに書いてございますが、落札率を基準にいたしまして点数化したものでございます。それら技術評価点と価格評価点を合わせまして、総合的な点数として審査したということでございます。

それから、あと1枚、本日お渡しした資料がございます。開札調書というのがございますが、これは関連する電気設備工事の結果でございます。

機械設備工事と同様に、総合評価方式により実施したところでございますが、この結果で、谷山電設さんが落札ということになっておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。以上でございます。

日程第6 議案第59号（質疑・討論・採決）

○議長（山中 則夫君） 日程第6、議案第59号を議題として、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。なお、質疑は会議規則により、全体審議では5回を超えることができないとなっております。質疑ありませんか。福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 5番、福永。塚原団地の本体工事については、最低価格を決めて落札、入札の一番低かった業者を採用いたしましたね。

今回、総合ということで、いろんな貢献度とかいろいろ入れて、この機械設備工事については

行われまして、三股の業者をなるべく優遇されているのはわかりますし、いいことだと思いますけども、1つの建物、本体と中の設備についてはやっぱりそういう入札方式は普通、それぞれ違えるものなんですか。初めてなんでわからないので、例えば1つの工事だったら大体同じ方式で内部のこともやるとか、そういうことは過去の例としてどうなんでしょうか。わかりませんので、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 今、現在、2通りの方式をとっているわけですね。JV方式と、それから総合評価方式、いずれにしても、町内の業者だけの技術でできない場合や、あるいは町内の業者だけでは参加数が少ない。こういった場合にどちらかでやりたいということで、本体工事につきましてはJV方式、これは金額等も大きくございまして、町内業者の1単独業者ではなかなか技術力含めて難しい面もございまして、JV方式ということで技術力のある業者と組んだ形でやっております。

それから、総合評価方式については後者のほうで、三股町内に数が少ない、例えば機械設備でいえば3社しかございませぬので、5,000万以上の予定価格の入札については、やはり8社以上の業者の参加が必要だということもございまして、指名競争入札でやる場合はですね。

ですから、地域を限定いたしまして、都城管内を含めましての、競争ということで条件つき一般競争入札でやりたい。そうした場合に、いろいろと条件を設定しまして、町内あるいは町外についてもそれだけの評価がされてる業者が入ってくると、さらに、今、議員さんが申されましたように、地域への貢献度ですね、三股町内の業者については多少なりとも有利な項目というものがございまして、技術力等では高いところもありますので、そういったところと対等に評価ができるような方法として総合評価方式を採用したところでございまして。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり決しました。

日程第7. 議員派遣の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております資料のとおり、議会運営委員会のほかの研修に、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

議決事件の字句及び数字等の整理、お諮りします。今期定例会において議案、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長（山中 則夫君） 以上ですべての案件を議了しましたが、3月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前10時34分休憩

.....

全員協議会

.....

午前10時46分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で、平成23年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 堀内 義郎

署名議員 大久保義直

